

令和 6 年第 1 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和6年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

令和6年3月5日開会～3月15日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	5	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 (町長) ○陳情 2件 (陳情第1・3号 委員会付託) ○議案 14件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決) ○令和6年度施政方針 ○当初予算議案上程 6件 (提案理由の説明) ○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明・一問一答	
〃	6	水	本会議	○一般質問 (久保議員、清議員、美島議員、岡林議員 4名)	
〃	7	木	特別委員会	○当初予算現地調査・陳情審査	
〃	8	金	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (補足説明)	
〃	9	土	休 会		
〃	10	日	休 会		
〃	11	月	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (質疑～討論～採決)	
〃	12	火	休 会		
〃	13	水	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (質疑～討論～採決)	
〃	14	木	休 会	○当初予算審査特別委員長報告作成	

3	15	金	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○議案 6件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○令和6年度予算審査特別委員長（報告～質疑～討論～起立採決） ○請願・陳情審査報告2件（委員長報告～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

令和 6 年第 1 回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和 6 年 3 月 5 日

令和6年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第5 陳情第3号 自衛隊誘致に関する陳情について（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第6 議案第4号 伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第5号 伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第6号 伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第7号 伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第8号 伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第9号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第10号 伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第11号 伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第12号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第13号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第14号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案

理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)

- 日程第17 議案第15号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第18 議案第16号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第19 議案第17号 伊仙町立西公民館の指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第20 令和6年度施政方針
- 日程第21 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第22 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第23 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第24 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第25 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第26 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
4番	杉山肇議員	5番	牧本和英議員
6番	佐田元議員	7番	清平二議員
8番	岡林剛也議員	9番	上木千恵造議員
10番	永田誠議員	11番	福留達也議員
12番	前徹志議員	13番	樺山一議員
14番	美島盛秀議員		

1. 欠席議員（1名）

3番 大河善市議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	岡富俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和6年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧本和英議員、佐田 元議員、予備署名議員に清 平二議員、岡林剛也議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程については、お配りしております日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和5年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしておりますとおりであります。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、定期監査及び2月までの例月出納検査の結果、事務事業及び予算執行において改善すべき点が見受けられるとの報告がなされております。閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。行政報告を行ってまいります。

12月27日から今日までの報告でございます。かいつまんで説明いたします。

12月17日、奄美群島日本復帰70周年記念泉芳朗旗グラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。

続きまして、12月21日に、令和5年度鹿児島県奄美地域離島航空路協議会が開催されまして、国土交通省のほうから、「徳之島伊丹便の直行便の可能性が出てくる」という話がございました。JALのほうからは、何の答弁もありませんでした。

12月24日、奄美群島日本復帰70周年記念事業「日本復帰祭」が開催されまして、MBCやNHKのほうから報道をしていただきました。

続きまして、今年の1月17日、第2回世界自然遺産5地域会議が京都市のほうで開催されまして、参加いたしました。

この中で、5地域会議の中で今回、合意を得たことが、大変大きな合意がありました。それは、青森県と秋田県に関わっている自然遺産エリアが、近隣自治体ということで、弘前市が参加することになりました。

このことを受けまして、先般の郡内の町村会におきまして、この奄美群島と琉球の世界自然遺産は、当初、奄美の5、主な島が、共通の形で沖縄との連携ができるという要望がかなりあったんですけども、最終的には、徳之島、奄美大島だけになりました。奄美群島で。

そこで、残った喜界島、与論島、沖永良部島について、この白神山地の中に弘前市が参加したということで、奄美群島も、この全ての島々が今後、関連自治体という形で参加することができる可能性はあると思います。そのことを、これまでの最近の町村会総会で、私は強く主張してまいりました。

1月22日におきまして、喜念小学校の地鎮祭が開催されました。今、新築がなされていない4つ的小規模校の始まりとして、喜念小学校が、新しい校舎が間もなく完成されます。残った4つの小規模校は、これから順次新築をしていかなければなりません。

南西糖業のほうから来庁いたしまして、徳和瀬工場の経過報告が、1月22日に報告がございました、現在のところ順調な状況でございます。最終的に、4月中に工場が終了する可能性があるということをお聞きしております。

同日、中山出身である宮大樹選手、この方は、アビスパ福岡のリーダー的存在でありますけれども、島において歓迎会が行われました。本人は、次期日本代表として全力を尽くしていくということを、述べていらっしゃいました。

同日、東西目手久の集落座談会がございました、この集落で町の10か年計画の計画と、それから、集落の方々のいろんな意見を聞くことを7年ぶりに開催いたしました。現在、14集落で開催いたしまして、335人の方が参加しております。

過去の座談会でもいろんな意見が出ました。例えば、小規模校存続に関しまして、もう集落の方の強い意見が、馬根小学校を存続するということで、大きく突き進んでまいりました。鹿浦小学校も、ほぼ統合という中で説明いたしましたら、「住宅ができたら、多くの若者が鹿浦小学校区に入ってくる」ということなどが、集落座談会の中で出ました。

それから、また、高齢者の方が、「自分たちの年金を、子育て支援に回していただきたい」というふうな話もございまして、このことが学校存続、これは非常に国・県が「伊仙町は小学校3つでいいんではないか」と、「中学校1つでいいんじゃないかな」ということの案の指導がありましたけれども、これを残したということは、今、伊仙町が、この10年間で児童生徒が180人増えたというその成果は、これはどこにもできないことを、この伊仙町が実現したということになると思います。

それからあと、特にございませんけれども、2月18日に、AGFと徳之島コーヒー収穫祭を行いました、約100人以上の方が参加いたしまして、国産コーヒーの可能性について、そして、これからどんどん参加者も増えてくるような状況をつくっていただきました。

2月26日に、教育開発出版社が東京から来島いたしまして、今後、伊仙町の子どもたちとフィリピンの英会話の指導者と共に、直接、英会話を中心にやっていこうということが、この中で決定をいたしました。

以上、かいつまんで行政報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△　日程第4　陳情第1号　川内原発20年延長に関する陳情書

△　日程第5　陳情第3号　自衛隊誘致に関する陳情について

○議長（前　徹志議員）

日程第4　陳情第1号、川内原発20年延長に関する陳情書、日程第5　陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情についての2件を一括して議題とします。

令和5年第4回定例会以降、これまで受理した陳情は3件です。

したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第2号につきましては文書配付とし、陳情第1号、川内原発20年延長に関する陳情書につきましては、所管する経済建設常任委員会へ、陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情についてにつきましては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので、報告します。

△　日程第6　議案第4号　伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定

△　日程第7　議案第5号　伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定

△　日程第8　議案第6号　伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定

△　日程第9　議案第7号　伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定

△　日程第10　議案第8号　伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定

○議長（前　徹志議員）

日程第6　議案第4号、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定、日程第7　議案第5号、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定、日程第8　議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条

例の制定、日程第9 議案第7号、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定、日程第10 議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定の5件を一括して議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

令和6年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました、議案第4号から議案第8号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第4号は、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定、議案第5号は、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定、議案第6号は、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定、議案第7号は、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定、議案第8号は、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第4号、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第4号、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明をいたします。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪等により被害を受けた方及びその家族または遺族の方々の早期回復や軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第4号、伊仙町犯罪被害者等支援条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についての補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

議案第5号、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、補足説明いたします。

本条例は、伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに地域再生計画に掲げる事業に対して、企業からの寄附金である企業版ふるさと納税及び一般財源その他収入を財源として充当することを目的とし、基金を設置するものであり、かつ寄附金の適切な管理運用に努めるものであります。

なお、同基金条例の制定に当たり、議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）の18ページ、2款1項11目地方創生推進事業費の24節積立金において、1,708万2,000円を積み立てるものとしておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前　徹志議員）

これから、議案第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第5号、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（久保　修次君）

議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定について、補足説明を行います。

本条例は、子どもが健やかに生まれ、育つことができ、町民が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、伊仙町子ども・子育て支援基金を設置するものであります。

ぜひ、本町の子どものため、子ども・子育て支援事業の継続及び一般会計の歳出削減につながりますので、ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

これから、議案第6号について質疑を行います。

○8番（岡林　剛也議員）

議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定について、質疑をいたします。

先般の全員協議会での課長の説明の中で、NPO法人が、7つのこの事業をするという説明がありましたが、その中の5番です。「乳幼児の親子を対象とした芸術鑑賞会の実施」4番の「中学生保護者を対象とした芸術鑑賞会の実施」とありますけれども。これは、具体的に言うと、どういったものでしょうか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えいたします。

乳幼児の芸術鑑賞につきましては、町内の乳幼児親子を対象に、乳幼児の五感や親子の触れ合いの時間を大切にすることを目的として、開催しております。内容につきましては、楽器を使った演奏や、手遊び、布遊びを行いました。

中学生の芸術鑑賞会につきましては、町内の中学生を対象に、年1回、各中学校に出向いて、本格的な舞台芸術や音楽鑑賞をする機会となっております。思春期の中学生向けに芸術鑑賞することで、自分を見つめ直す機会をつくる目的があります。

以上になります。

○8番（岡林　剛也議員）

今、説明があった中学生を対象とした鑑賞会っていうのは、もうすぐ劇団四季があると思いますけれども、それは、これには入っていないということですか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

劇団四季のほうは、小学校4年生、5年生、6年生が対象となっております。

○8番（岡林　剛也議員）

それでは、中学生のその音楽鑑賞とかそういうのは、誰が行うんですか。その演奏とかは。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前10時24分

再開 午前10時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保 修次君）

お答えいたします。

福岡にある、劇団AFRICAという劇団に芸術鑑賞を依頼しております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。

それと、乳幼児を対象とした、今、言われた説明があったんですけれども。やっていることですね。公民館に回ってくる、子ども劇場ってありますよね。あれは、こういう、この事業では使いないんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

子ども劇場に関しては、伊仙町で活動されている団体がありまして、そちらのほうに補助金を補助しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

ああいう劇団も、非常に財政が厳しくて。なるべく、こういった基金とかって事業があるのなら、もうちょっと支援額を増やして。やっぱり、子どもたちも楽しみにしていますので、やってほしいと思いますが。その金額を上げることとかは、可能でしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

金額増額に関しては、そういう要望を頂きましたので、また今後、財務のほうとも相談しながら、検討していきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第6号、伊仙町子ども・子育て支援基金条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（久保　修次君）

議案第7号、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定について、補足説明をいたします。

本条例は、保育士等養成施設に在学する者で、将来、本町において保育士等としてその業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において就学資金を貸与することにより、本町の児童福祉施設等における人材の確保を図り、もって、地域福祉の増進に寄与することとなっております。

ぜひ、全国的に保育士不足が叫ばれている中でありますので、本町においても、その受皿をつくっておく必要があると思います。

ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

これから、議案第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第7号、伊仙町保育士等修学資金貸与条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定について、補足説明をいたします。

この条例は、看護職員等養成施設に在学する者で、将来、本町において看護職員等としてその業務に従事する者に対し、予算の範囲内において就学資金を貸与することにより、本町の保健医療・福祉施設等における人材の確保を図り、もって、地域福祉の増進に寄与することを目的としたとして、必要な事項を定め、制定するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第8号について質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定について、質疑をいたします。

この4条に、「貸与額は月額4万円以内とする」とあります。先ほどの、保育士の貸与では3万円となっていました。これは、3万円と4万円のこの違いは、どうしてでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

看護職員等の月額4万円に関しましては、島内にある徳之島町とか県内、それと県外等を参考に、4万円としてあります。

○8番（岡林 剛也議員）

それと、第2条の2で、「この条例において児童福祉施設とは次に掲げる施設を言う」と。「法に規定する児童福祉施設、学校教育法第1条に規定する幼稚園、3、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条に規定する認定こども園」で、4で、これも先ほどの保育士のところでもあったんですけども、「伊仙町役場」となっていますが、この伊仙町役場に入るとき、この資格を持っていれば、試験は受けなくてもよろしいんでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

この看護職員の貸与を受けて、卒業して資格を取ります。その後、伊仙町役場、保健センターとかに、会計年度で働いていただくという形になるものでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

町の職員に正式になるためには、やっぱり、皆さんと一緒に試験を受けてもらうということですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

はい。そのとおりでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○7番（清 平二議員）

この保健師、助産師あるいは理学療法士、ありますけれども。これは、伊仙町で働く方々が対象ということですけれども、伊仙町にこれだけの事業所があるのかどうか。これを、もっと枠を広げて、「伊仙町出身者で島内で働く方」という、枠を広げるということは考えていないですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、目的にもあるように、本町の保健医療・福祉施設等における人材の確保ということで、町内を考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

町内ということですけれども、町内に働く場所が少ないので。やっぱり、町出身者を町内に置く、あるいは、子どもたちを育てるとなれば、島内に住めば、該当したらいいと思うんですけども。そういうことは考えていないですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

住むところということですかね。徳之島町に在住して、伊仙町で働く。そういうことに關しては、この範囲内だとは思います。

○7番（清 平二議員）

私が言っているのは、徳之島町に住むんじゃなくて、伊仙町に住んでいて、徳之島町あるいは天城町に行って、職場が、町内が少ないんですよね。だから、町内に住んで島内で働く方々も、対象に入れてやるべきではないんですかと、私は聞いている。町外に住むとかいうことは、言っていない。一言も言っていないです。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらは、本町で働いていただくために、この資金を貸与するために制定してございます。保健師、看護師等やっぱり、どこの市町村もそうだと思いますけれども、不足している状況だと思います。伊仙町で働いてほしいという思いから、この条例を制定しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

だから、働くところが少ないから、島内で働いても対象としたら、子どもたちにとってはいいんじゃないですかと私は聞いているんです。町内に働く場所があればいいんですよ。非常に少ないので、やっぱり島内で。できる限り町内で働いてもらってもいいんですけども、働く場所が少ないので。

それを、もうちょっと緩やかにして、「島内で働いても対象になりますよ」という条例を、改正できないものかなということで、私は質問しています。

よろしくお願いします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

今、町内は少ないということはありましたけれども、今、健康増進課の中で考えているのは、保健センター、そして、伊仙クリニックであったり、養護老人ホーム仙寿の里であったり、小さなグループホーム等もあります。そういうところを想定してございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第8号、伊仙町看護職員等修学資金貸与条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第11 議案第9号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第12 議案第10号 伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第13 議案第11号 伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例
- △ 日程第14 議案第12号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- △ 日程第15 議案第13号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例
- △ 日程第16 議案第14号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第10号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第12号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第16 議案第14号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の6件を一括して議題とします。

提案者より、提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第9号から議案第14号につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第9号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号は、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第11号は、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第12号は、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第13号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第14号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

地方自治法第203条の2第4項の改正及び総務省の助言の変更により、会計年度任用職員に対して、令和6年度から勤勉手当を支給するための改正であります。

また、本条例中、別表第1、給料表につきましても、伊仙町職員の給与に関する条例に関する条例を基に設定されていることから、人事院勧告に基づき、今回の改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第9号について、質疑を行います。

○9番（上木 千恵造議員）

議案第9号について、質疑をいたします。

会計年度任用職員に勤勉手当を与えるという条例のようすけれども。これは、一律で与えるのか、それとも、ある程度、査定して支給するのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

勤勉手当の支給に関しては、人事評価を行った上での、成績率を反映させた上での支給になります。

○9番（上木 千恵造議員）

たしか、町には、人事評価委員が何名かいらっしゃると思いますけれども、その中で吟味をして、金額を決めるということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

会計年度任用職員に対する人事評価規定を、昨年12月1日付で、新たに制定しております。その規定に基づいて、まずは、第一評価者として主管課長、第二評価者として、総務課または町長というふうな評価をした上での反映になります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

議案第9号について、質問いたします。

役場の職員の中に、臨時職員というか、任用職員と他に職員がいらっしゃるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

基本的には、会計年度任用職員として任用している職員が主になります。職の内容によっては、委託という方もいらっしゃいます。

○7番（清 平二議員）

今、委託職員がいるということですけれども、これは、任用職員と委託職員はどのようにして区別するのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

会計年度任用職員についても、地方公務員法の適用を受ける、非常勤の一般職の職員であります。職の内容によっては、地方公務員である必要があるのかというところも、判断の中には含まれます。その中で、委託業務で遂行できる業務というのも判断してございます。

○7番（清 平二議員）

だから、任用職員と委託職員を、どうやって分けるのか。その職員の差別感が出てくるんじやないかなと私は思っているんですけども。その辺のところを、「あんたは任用職員」「あんたは委託職員」、何を基準にもって決めるかということを、聞いているんです。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、その職の内容によっては、地方公務員である必要がない業務内容というのもございます。そこを判断した上で、会計年度任用職員である必要がある職、地方公務員法

の適用が必要な職、もしくは、地方公務員法の適用が必要でない職というふうに判断して、設定してございます。

○7番（清 平二議員）

これは、どうして決めるんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

会計年度任用職員の制度上、任期は4月1日から3月31日までの1会計年度というふうに、法で定められております。

その職の設定についても、再度、職の内容であったりというものを考慮して、次年度に、その職を設定するように義務づけられております。

そこで、地方公務員法の適用が本当に必要である職なのか、もしくは、地方公務員法の適用でなくとも、その職務が、例えば、委託であるとかというところで遂行していくのかというところで判断してございます。

○7番（清 平二議員）

要するに、委託職員と任用職員と分けるということで、理解してよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

その職の内容によっては、委託でも可能ということでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

この条例改正で、今年度と来年度との、その会計年度職員の給与の差額、幾らぐらいになるか、教えてください。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その職によっては、設定されている給料表の額が違うので、一概には言えないんですが。今、一番、本町では多い一般事務の職で、計算をさせていただいています。

年間報酬について、1人頭、月額1万1,600円程度の増額、年額で49万5,000円ほどの増額になります。

○13番（樺山 一議員）

先ほどの清議員とのやり取りで、会計年度任用職員と委託職員。

昨年、清掃業務をしていた方々も、会計年度職員として雇用していたと思いますが。来年度から、その清掃業務職員が委託に外されるということを、私、委託職員になるということを聞いているんですが。

なぜ、去年まで会計年度でよかったのに、来年度からは委託になるのか。ご答弁をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども、清議員の質問の際にお答えいたしましたが、会計年度任用職員の職の設定については、1会計年度終了後、またその職が、本当に必要な職なのかっていう、地方公務員法の適用が必要な職なのかというところを判断した上で、再度、その職を設定するようになっています。

今回、今、おっしゃられた清掃業務員の方々ですが、地方公務員法の適用を受ける会計年度任用職員ではなくても委託として、他町も、そういった委託業務として、委託契約を結んで清掃業務をされている団体もあります。

そういうところも参考にさせていただきながら、今回は、委託業務として、判断させていただいたところであります。

○13番（樺山 一議員）

それでは、今年の清掃業務の方々は、会計年度職員ではなかったと、間違った雇用をしていたと、私は判断するんですが、それでもいいわけですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

質問にお答えいたします。

間違ったとか、会計年度任用職員ではなかったということではなく、1会計年度終了後に、また、その職を新たに設定する際に、そういったところを判断していくということでございます。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。私とあなたの考え方の違いということで、よろしいでしょうか。いいですよ、もういいです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

すみません、1点だけ。

6年度から、その会計年度に勤勉手当がつく。それで、大体、試算ではどれぐらい人件費が増額されますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほどお答えいたしました、年額49万5,000円ほど掛ける会計年度任用職員の人数分でございます。約ですが、5,000万円程度の増額になります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第9号について討論を行います。

○7番（清　平二議員）

この任用職員の条例は、職員の差別感をはからず、伊仙町の中で、その課の中で、任用職員と委託職員と差別をするということにつながっていきますので。やはり、その職場が楽しくなるような職場づくりをしていただきたいと思いますので。私は、差別化につながる条例だと思いますので、この条例に対しては反対討論とします。

○議長（前　徹志議員）

次に、原案に賛成の発言を許します。

○11番（福留　達也議員）

今のやり取りを聞きながら、確かに、正職員以外には、昔は臨時職員だと言っていたのが、会計年度職員と委託職員に分かれていると。

確かに、清議員が言うように、昔の臨時と言っていた方も、同じような待遇で、やっぱりやつてほしいと。さっきの、清掃業務の件の話も、僕らも聞いていたんですけど、何でそういう、「今年は会計年度で、きちんとボーナスもあった。来年度からはない」と。「これは、どうしたものか」という、そういう相談も確かに受けてはいたんですけども。

総務課長の説明のように1年度で区切って、その必要性というのかそういったものを勘案した上で、こういったことをやっているんであれば、致し方ない。

今後は、やはりそういったのを、差別じゃないんだけれど、分けずに、みんなが正職員ではなければ会計年度職員ということで、きちんとボーナスももらえる、そういった役場の職員で、正職員以外ではそういった方が増えていける、そういった環境であってほしい。

また、今回のこの件に関しては、別に、今の反対討論とはちょっと違う意味合いでありますけれども、可決する条例だと思いますんで、賛成討論したいと思います。

○議長（前　徹志議員）

これで討論を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前11時04分

再開　午前11時15分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。

議案第10号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永　英樹君）

議案第10号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

本条例では、番号法第9条第2項及び第19条第11号の規定による、委任を受けて個人番号の独自利用事務の範囲及び地方公共団体内の他の機関への提供可能な特定個人情報を定めています。

今回、上位法であります番号法の改正により、「番号法別表第二」が削られ、これに伴い、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会・提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」という用語で表記するように改正され、本条例も、番号法に基づき改正を行っております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第10号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第10号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

本条例改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

新行政不服審査法においては、不服申立てが審査請求に統一化され、上位法の改正に合わせ、本条例を改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第11号について、質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

この伊仙町情報公開条例、例えば、町民が町の情報を知りたいというときにする手続があると思うんですけども、その手続はどのように進めていくのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町情報公開条例に基づき、第3条、開示請求権を有する方が、「町内に住所を有する者」「町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体」「町内の事務所又は事業所に勤務する者」等々、5項目ございます。

その開示請求権を有する、資格を有する方が、情報公開条例に基づいて開示請求書を総務課のほうに提出していただいて、総務課のほうで内容等を精査して、公開に値する、また、公開・非公開、非開示内容に該当するというところを判断して、情報公開決定もしくは不開示決定という形になります。

○8番（岡林 剛也議員）

その公開・非公開を決めるのは、役場の総務課が決定するということでいいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

もちろん、その開示請求の内容によっては、担当課とももちろん協議はしますが、最終的には総務課のほうで決裁を受け、審査請求者に文書を通知するという形になります。

○8番（岡林 剛也議員）

それで、非開示になった場合の不服申立ての、この文言の、今回の条例改正だと思うんですけれ

ども。もし、非開示になった場合、不服がある場合は、また申請すると思うんですが、その場合の審査はどこでするのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

不開示処分に関して不服がある場合は、情報公開審査会っていうところに諮問をする形になります。一旦、開示請求をされた方が、こちらの伊仙町のほうに、処分庁である伊仙町のほうに不服申立てをした場合に、その不服申立てに基づいて、町としては情報公開審査会、これは県下統一で、町村会のほうで5名の委員を選定されていらっしゃるんですが、そちらのほうに諮問するという形になります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第11号、伊仙町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第12号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

主な改正理由といたしまして、給付対象が精神障害者保険福祉手帳1級所持者を含める拡充、所得制限の導入、そして、重度障害者の方が受診後申請を行う償還払い方式により運用してきましたが、負担軽減を図るため、令和6年7月診療分から、申請を不要とする、自動償還払い方式に移行するなどの新制度を開始することによる、県からの通知に基づく改正となります。

制度運用開始に伴い、対象者の漏れ等がないよう、積極的な広報、周知を行ってまいりたいと考

えております。

以上、ご審議賜りご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第12号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第12号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

主な改正理由といたしまして、介護保険法施行令の改正と伊仙町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画が令和6年度から開始するに当たり、介護保険基準額が変更となったことによるものです。

介護保険法施行令の改正に伴う、介護報酬単価の増加による給付見込額の増加と、基準となる介護保険料率の段階が9段階から13段階へ見直され、保険料も6,000円から6,300円へ変動することとしております。

今後の計画においても、人口動態や国の指針に基づいた策定を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第13号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第13号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永　英樹君）

議案第14号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。

別表第1中、14号、投票管理者の報酬額を「1万1,000円」から「1万2,000円」に、17号、投票立会人の報酬額を「9,000円」から「1万円」に改め、41号、「教育支援員」を削除し、削除に伴う項ずれを改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第14号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第14号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第14号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △　日程第17　議案第15号　伊仙町辺地総合整備計画の一部変更
- △　日程第18　議案第16号　伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更

○議長（前　徹志議員）

日程第17　議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更、日程第18　議案第16号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更の2件を一括して議題とします。

提出者より、提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保　明君）

議案第15号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、辺地に関わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により、提案しております。

議案第16号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（橋口　智旭君）

議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明いたします。

本件は、本計画の一部に変更が生じましたので、議決を求めるものであります。

変更箇所としまして、様式2-2の総合整備変更計画書中、中段の「（5）地場産業の振興に資する施設」の追加となっております。

事業の内容としましては、町堆肥センターの機能向上及び堆肥のペレット化設備の導入を計画しております。

特定財源として国費を想定しており、補助率50%となっております。補助残の一般財源に対しまして、辺地債を活用し、事業を進めていきたいと考えております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第15号について、質疑を行います。

○5番（牧本 和英議員）

ただいまの議案について、質疑いたします。

これは、委託者が替わって1年ぐらい経過したと思われますが。内容的にしても、本当に理想の、いい事業だと思いますが。

畜産農家から堆肥を集めて、希望があった農家から集めると言っておりましたが、そういうのは進められているのか、お伺いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

堆肥の回収についてでございますが、しっかりと整備した堆肥舎等に置かれている堆肥につきましては、順次、回収は進めているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

そうして堆肥を集めたので、1年経過しているんですが。年間どのぐらいの製品ができて、どのぐらい農家のほうに提供ができたのか、お伺いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

年間約1,000tベースで製造し、全量散布をしているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

そしたら、堆肥センターを通ってみると、なかなか何か材料が入っていないかのように見受けられるし、去年の、ハカマ、バカス、ケーキとか炭。どこでそれを保管しているのかお伺いする。3回目だけいいのかな。もう一つ、あるんだけど。お願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

原料の保管場所につきましては、堆肥センター内で、すぐに堆肥化を進める部分と、仮置場を設置しまして、仮置きしている部分がございます。

○5番（牧本 和英議員）

ハカマ、バカス等は、そんなに苦情はないとは思いますが、ケーキ、炭と。ケーキなどは80%の水分が含んでおったりしているのですが、そういうのも、そういう仮置場、周辺、近辺の農家さん、住民の方々に迷惑はかけていない。そのような認識でよろしいですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

ケーキにつきまして、一時、仮置場に保管されておりましたが、我々としましても、そのケーキの水分をしっかりと抜いていきたいということで、現在、堆肥センター内に運搬したところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。その仮置場のほうもチェックしていきたいと思います。

こうして多額の予算が組まれておりますが、10年間していた委託者には、「もう予算がない、予算がない」と言って、屋根の修繕費も、ただ、材料代だけとかしながら、また、こういうふうな多額の予算をつけて、そして、また、実績もまだそこまで出でていない委託者に、このような金額、また提供するのも、今の段階ではいかがなものかと思われます。町長、どう思われますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本計画は、現在の管理事業者に財産を供与するものではなく、農家がいかに堆肥を使って土づくりを行っていくか。そのために、どういった堆肥の形状がふさわしいのかということを検証しまして、ペレット化に踏み切った次第でございます。

ですので、現事業者に財産の提供といった事業ではないということで、認識していただければと思います。

○5番（牧本 和英議員）

はい、分かりました。本当、これいい事業だと思います。本当、もう目的的にも、まだ、もうちょっと検討する必要があるのじゃないかなと思って、見ております。

さつきの仮置場につきましても、住民からの苦情もあったということも聞いておりますので。そういうところも、ちゃんとチェックしていきたいと思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は否決されました。

議案第16号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

議案第16号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、補足説明いたします。

本件は、令和3年11月30日に行われました令和3年第5回臨時会において、可決されました本計画の一部に変更が生じましたので、議決を求めるものであります。

今回の一部変更に当たり、計画変更に伴う協議を必要とし、さらに議会の議決に付すべき事業として、24ページ、8、教育の振興の「給食センター建設事業」の追加が挙げられます。

その他につきましては、事業量の軽微変更となっております。

詳細につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画参考資料及び新旧対照表をご参照いただければと思います。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第16号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第16号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第19 議案第17号 伊仙町立西公民館の指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第19 議案第17号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について、議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第17号は、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について、伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定及び地方自治法第244条の2第6項により、提案し

ております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第17号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について、補足説明があればこれを許します。

○社会教育課長（中富　譲治君）

議案第17号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

施設名、伊仙町立西公民館、団体名、鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布778—3、社会福祉法人青松福祉会わかば認定こども園、代表者松永晶子、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

ご審議賜り、指定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第17号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第17号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩　午前1時47分

再開　午後　1時00分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第20 令和6年度施政方針

○議長（前 徹志議員）

日程第20 令和6年度施政方針について、説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

令和6年第1回伊仙町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の基本方針とともに、令和6年度当初予算の概要について説明いたします。

昨年は、いまだ影響が続く新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰に伴う様々な対応を中心に、取り組み続けた1年でありました。とりわけ、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰したことを受け、本町の基幹産業である農業経営への影響を緩和すべく、肥料コスト上昇分の支援などを積極的に講じてまいりました。

昨年は、町制60周年と、伊仙町出身の泉芳朗先生をリーダーとした、奄美群島日本復帰70周年節目の年であり、各種記念事業においては、行政だけでなく、町内の子どもたちから高齢者まで、町民総参加で盛り上げていただきました。このことから、地域と行政の新しい関係づくりができ、伊仙町のさらなる発展につながる年でありました。

令和6年度は、第5次伊仙町総合計画（10年間計画）及び第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略（5年計画）の最終年度となっております。

町民総参加のまちづくりを進めていく上で、島の町の将来の発展を展望し、長期的な視点に立った発展の方向と将来の目標を定めた計画策定に向けて、地域住民の方々と情報を共有し、集落座談会などで町民との対話を重ね、広く町民の皆様の意見を計画に盛り込んでまいります。

特に、少子高齢化により増え続ける社会保障費や公債費が高水準で推移していることなど、極めて厳しい状況を踏まえ、さらに踏み込んだ歳入歳出両面にわたる見直しや、新たな歳入確保の検討を行うとともに、「町民総参加のまちづくり」をスローガンに、「人口増加と産業支援」「高齢者が安心して暮らし、子どもたちに誇れるまちづくり」「人材育成と企業支援」「透明性のある行政運営と地域の特色を生かした集落づくり」「農福連携による町民総活躍のまち」「環境にやさしいまちづくり」に向けた、各種施策に取り組む必要があります。

変化する社会情勢の中ですが、本町の基本理念として掲げる「誰一人取り残さない安心・安全なまちを目指す「町民総参加のまちづくり」」を追求してまいります。

このような町政運営に関する基本方針を踏まえて、令和6年度の主要政策を述べてまいります。定住人口・交流人口の増加と産業支援については、本町出身者のUターンや団塊の世代の方々の活躍の場をつくり出し、今までも、このように多くの人口増加に対する取組をやってまいりました。移住促進を見据えた施設整備、昨年に引き続き、子育て支援、高齢者・単身者向けの住宅建設、山村留学の推進、犬田布岬や阿権集落の景観をはじめとした、町内の観光地を周遊するコースの開発など、エコツーリズムと分散型観光を推進するための町内観光施設のさらなる整備や、観光資源の

拡充に取り組みます。

続いて、農業施策につきましては、目標の60億には届かないけれども、この2年間、55億、56億と相当伸びております。今後とも農業従事者の増加と新たな土地改良事業を進めつつ、穀物生産の安定・単収向上を目的とする、土づくりやサトウキビの増産支援強化、農業における障害者の雇用の創出を目的とした農福連携の推進など、各種農業振興に取り組んでまいります。

障害者や高齢者の方の自立を支援し、誰もが安心して暮らすまちづくりの実現に向け、今まで以上に、各種専門資格の取得支援、介護従事者に対する待遇改善、地域サロンを含む介護予防教室の展開に向けて取り組んでまいります。

また、子どもたちが誇れるまちづくりを目指すため、子育てに関する祝い金の充実、給食サービスの支援のさらなる拡充、離島甲子園などスポーツ大会や島唄大会出場への助成、保育士の待遇改善と療育に関する教育機会の確保で、保育サービスの向上にさらに取り組んでまいります。

他にも、日常生活を支えるための多岐にわたる計画や、各種事務事業を基礎としながら、人口増加施策をさらに効果的に展開し、町民の皆様の幸福度が上がることを切に願い、さらなる町勢発展に向け、伊仙町議会と強力な連携を取り、政策実現を進めてまいります。

以上、令和6年度の施政方針とします。伊仙町長、大久保明。

しばらく、私から、議会の先生方、町民の方々に報告があります。しばらくお時間を頂きたいと思います。

私は学生時代、「生命だけは平等」だと言う徳田虎雄理事長、「医療界の風雲児」と呼ばれました、その方のおかげで私は島に帰り、そして、島の医療に邁進してまいりました。

時は、保徳戦争真っ最中のときでありました。私も医療問題にしっかりと取り組みながら、伊仙町長選に立候補いたしました。「政争から政策の町に」をスローガンに頑張ってまいりました。

今、伊仙町が発展することは、集中から分散、それは、私たちがやった小規模校区を残すと、そして、これからさらに人口を増やすためには、都会から多くの高齢者を島に呼び込まなければなりません。そういう政策をしていきながら、ほーらい館、なくさみ館など、そして、「出生率日本一」を皆さんと共に勝ち取ってまいりました。

私は、今、皆さんの理解を得て、私は次回の町長選挙には出ないことを表明いたします。そして、新たな若い方々がそのことを理解していくと。これから1年半の間、最大の課題である面縄港の予算に関しましては、皆さんと共に、1年半の間に予算をつけていかなければなりません。

そして、伊仙町の老健施設、先ほど清議員からもありました。私は、今回の任期を終わった後、またこれからも、新しいサービスつき高齢者住宅を東部・中部に整備できる形で、徳洲会と交渉を進めております。

そういうことで、人口増加するということは不可能でも何でもありません。それは、我々が一体となってそれに向かっていけば、必ず実現します。

これから町を発展させるために、清議員が言った、「多くの人を、高齢者の方々をこの島に呼ん

でくる」と。そして、その方々の働く場所と、それから、介護士、保育士はどんどん増えていくことになります。そういった、その好循環、上昇スパイラルということをつくり上げていくことは、私は町長を辞めても、これから組織の中で、いろんな情報を集めながら今、徳洲会は、我々が想像する以上の国の信頼を得ております。それを、私は、まず、この徳之島、伊仙町から取り組んでまいりたいと思っております。

今日、発表いたしましたけれども、私の後任になる方は、立派な方は間違いないいらっしゃると思います。その方と共に、連携を取りながら、町外、伊仙町議会の外で、伊仙町のために頑張ってまいります。そうすれば、議会のいろんな対立も全くない中でやっていけるわけでありますので、そのことを頑張ってまいりたいと思っていますので。

突然の発表でありましたけれども、皆さん方、どうか、私が次期町長選挙は出ないということを理解していただきたいと思います。

それは、今日初めて発表しましたので、そのことに対するいろんな意見もあるし、数人の後援会の方々は泣いていました。そして、「それでいいんじゃない」と。「町長が好きなようにやったほうが、伊仙町、さらによくなるんじゃないか」という期待の言葉すら頂きました。

話は長くなりますが、この新しい伊仙庁舎で、伊仙町民全てが、伊仙町民みんなが心を一つにして、どうしたらこの町がさらに発展するかということを考えることが、最も重要であります。

そのことを申し上げまして、施政方針の追加といたします。よろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（前　徹志議員）

これで、令和6年度施政方針についての説明を終結します。

- △　日程第21　議案第24号　令和6年度伊仙町一般会計予算
- △　日程第22　議案第25号　令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △　日程第23　議案第26号　令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △　日程第24　議案第27号　令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △　日程第25　議案第28号　令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △　日程第26　議案第29号　令和6年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（前　徹志議員）

日程第21　議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算、日程第22　議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第23　議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第24　議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25　議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第26　議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第24号は、令和6年度伊仙町一般会計予算、議案第25号は、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第26号は、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第27号は、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号は、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、これらにつきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案しております。

議案第29号は、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案しております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

ただいま提案理由の説明があった、議案第24号から議案第29号までの6件については、後ほど当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。

○5番（牧本 和英議員）

令和6年度伊仙町一般会計予算書の27ページ、21款町債1項町債14目子ども・子育て支援事業費について、ご説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

子ども未来戦略に基づく取組に合わせて、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、新たに創設された地方債となります。

子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備、子育て関連施設の環境改善が、対象事業とされています。

起債充当率90%で、交付税措置率30%から50%となります。

令和6年度においては、一般会計予算書の117ページ、10款教育費5項幼稚園費5目幼稚園設備費12節委託料の設計管理委託料100万円、14節工事請負費の860万円として計上されており、事業内容としては、幼稚園のトイレ改修事業となっております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第24号から議案第29号までの6件については、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算から、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算までの6件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから、当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に杉山 肇議員、副委員長に清 平二議員が互選されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は、3月6日午前10時から開きます。議事日程は、一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 1時22分

令和 6 年第 1 回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和 6 年 3 月 6 日

令和6年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月6日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（久保 量議員、清 平二議員、美島盛秀議員、岡林剛也議員）4名

1. 出席議員 (12名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員 (2名)

3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
----	--------	----	-------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	古川徹君		

令和6年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	久保 量 (議席番号2)	1. 教育行政について	①教育長として就任後、約1年半が経過したがこれまでの成果について問う。 ②先般の臨時議会における教育長選任議決に関し、1期目と違い非常に厳しい評価であったが、どのように捉えているのか問う。 ③令和6年度新たに取り組み予定の施策はあるのか。また、今後の教育行政の方向性について問う。	教育長
		2. 戦艦大和慰靈塔修復プロジェクトについて	当該事業の進捗状況及び一般寄付の成果について問う。	
		3. 大規模災害時の対応について	頻発する大規模災害に備え、町として防災組織の確立や避難所での対応、水・食料等の備蓄態勢は十分になされているのか問う。	
2	清 平二 (議席番号7)	1. 保健センター運営について	①現在、保健センターは条例に沿って運営されているのか問う。 ②不妊治療旅費一部支援事業について、該当者のプライバシー等を確保した適切な対応がなされているのか問う。	町長
		2. 令和6年度の職員採用について	令和5年度に実施された職員採用試験の受験数と合格者数は何名か問う。また、令和6年度新規採用予定者数について問う。	
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町政の政治姿勢について	1. 長期(22年)の大久保町政において、いまだ解決されていない問題が多数あり、町民へ多大な不利益を与えていた事について ①伊仙町堆肥生産組合使途不明金問題について問う。 ②多世代交流事業及び漁業集落備品未納問題について問う。 ③糖業振興会使途不明金問題における訴訟について問う。 ④直売所「百菜」の今後の運営について問う。	町長

3	美島 盛秀 (議席番号14)		2. 戦艦大和慰靈塔修復プロジェクトについて ①クラウドファンディング及び一般寄付金と予算措置について問う。 ②修復工事の執行状況について問う。 ③観光公園犬田布岬に併設された施設の管理運営について問う。	町 長
			3. 農山漁村振興交付金事業実施に關し、工事が中断された経緯について詳細を問う。	町 長
			4. 伊仙町地域女性団体連絡協議会に關し、令和5年第4回定例会での町長及び教育長の答弁について問う。	町 長 教 育 長
4	岡林 剛也 (議席番号 8)	1. 教育行政について	全国学力調査の結果、町内小学校の定着度は、全国・県平均とさほど劣らないが、中学校となると全国・県平均を大幅に下回っている。 その原因は何処にあると考えるのか。またその対策はあるのか問う。	教 育 長
		2. 旧農業高校跡地の利活用について	今後の利活用計画はどのようになっているのか問う。	町 長
		3. 水道行政について	東部浄水場の水源が確保できなくなり、運転を停止していたが、現状と今後の水源確保に向けた対策を問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、久保 量議員の一般質問を許します。

○2番（久保 量議員）

町民の皆様、おはようございます。議席番号2番の久保 量でございます。

昨日の町長からの施政方針の後に、今期をもって勇退するとの報告がございましたが、大変びっくりした次第でございました。

今は、6期23年目でございますけれども、この間になされた代表的な政策、ほーらい館の建設、なくさみ館の建設、日本マルコの企業誘致、小規模校存続に係る住宅政策、新庁舎の建設、他にも様々な施策をやってこられました。本当にありがとうございます。

残された1年半の期間には、今後の伊仙町の発展を見据えた考えに心を打たれた感じがございました。集大成の期間と思われますが、さらに伊仙町が発展するよう議員として、また車の両輪として取り組む所存でございますのでよろしくお願いします。

ただいま議長より令和6年第1回定例会におきまして一般質問の許可がありましたので、通告に従い質問を行います。執行部の明快なご答弁をお願いし、質問に移ります。

まず、教育行政についてでございます。

①として、教育長として就任後約1年半が経過しましたが、これまでの成果について問うものでございます。

②先般の臨時議会におきまして、教育長選任議決に関し、1期目と違いまして非常に厳しい評価がございましたが、どのように捉えておられるのかを問うものでございます。

③に、令和6年度、新たに取り組む予定の施策はあるのか、また、今後の教育行政の方向性について問うものでございます。

2番目、戦艦大和慰靈塔修復プロジェクトについてお伺いします。

当該事業の進捗状況及び一般寄附の成果について問うものでございます。

3番目でございます。大規模災害時の対応について問います。

頻発する大規模災害に備え、町として防災組織の確立や避難所での対応、水・食料等の備蓄体制は十分になされているのかを問うものでございます。

次回からの質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○町長（大久保 明君）

教育長への質問でございますけれども、まず、私のほうから伊田正則教育長についての印象を述べていきたいと思います。

崎原の農家で生まれまして、いとこたちも皆、一緒になって育ったそうであります。その中で父親が口癖により話していたのが、あとちゅつきばり、あとちゅつきばりということで、日が暮れても農作業をやめなかつたと。そのことが自分自身の心の糧として残っているというような話がございました。私は、このようなすばらしい教育長が伊仙町で頑張っていただくことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また当初、私はそのように申し上げて、伊田教育長が来られたことは、伊仙町教育にとっても大変すばらしいことではないかと思っておりますので、まず、本人の生き方というものを私が感じた中で述べたわけでありますので。

以上でございます。

○教育長（伊田 正則君）

皆さん、おはようございます。

議員からの質問、ありがとうございます。

皆さん、ご存じだと思いますが、私は、令和4年度の途中から再任という形で採用させていただきましたけれども、この4年度の途中で最初に取り組んだことは、役場内の子育て支援課、これは地域福祉課、教育委員会が連携を取って、子育て支援・家庭環境改善支援を目的とした、長期欠席者、子どもたちの長期欠席者等の支援、これを目的として児童生徒情報交換会というのを毎月持つことにしました。

これは、支援を要する家庭や児童生徒に対する支援対策について学校と連携を取りながら進めることで、学校だけではなく町全体で子どもや保護者の支援をできるよう進めてきました。

現在も、地域福祉課の課長、子育て支援課の課長、教育委員会の課長等も参加しながら、行政と、またはいろんな関係機関と連携を取りながら話し合いを進めてきています。それによって少しでも、子どもたちが悩んでいて解決できない環境にある場合は、みんなでその対策について話し合いをして、学校と連携を取りながら少しでも支援が子どもたちのために役立つことを願って、今取り組んでいるところです。

次に、児童生徒の学びに向かう力、これはすごく私が教育長になってすぐ、与えられた宿題等をこなす力はありますが、自ら学習する内容を探して学習するという、学習に向かう力については伊仙町の大きな課題だなと思っていましたので、この課題を少しでも解消するためには、勉強したくなるような、子どもたち自身から学びたくなるようなそういう環境づくりをいかにして進めていくかということで、学習支援ソフトというのを導入しまして、その中から子どもたちがゲーム感覚も含めて、自らそのソフトを開いて学習するとか、あとは読む力が弱い子どもたちに対しては、南日本新聞の記事の中から例えば「闘牛」を検索して闘牛の記事を見るとか、そういう自分が読みやす

い内容の記事を探し出して見ると、読むというようなことを、南日本新聞「373る」（みなみる）というソフトを入れたりして取り組んできました。

令和5年度になりまして、平成29年度に地域教育行政法が一部改正されて施行されて、教育委員会による学校運営協議会という設置が努力義務になっていましたが、これはなかなか進めるのが困難ということで進んでいませんでしたので、この学校運営協議会を令和5年度伊仙町内の小中学校11校、全ての学校に設置するように各学校にお願いしました。

今、実際、今までの学校評価委員会を学校運営協議会に変えて運営がされていると思います。

この学校運営協議会というのは、学校運営に地域住民や保護者が参画することによって、地域の実情に合った特色ある学校づくりを実現することができます。東京の学校と徳之島伊仙町の学校は違いがあると。その違いをお互いに認識しながら、この徳之島伊仙町でできる教育とはどういう教育なのかということを、特色を見つけてやっていくと。そのためには、地域の人たちのいろんな助言が必要だということで、この地域の方や保護者の代表の人たちが学校運営に参画できるような、そんな仕組みをつくり上げました。

次に、小規模校の学級が減ると、学級減になる可能性が高い学校が多いということで、この学級減になれば職員定数はもちろん減らされます。

そこで、職員定数が減らされないことや地域、学校の活性化を高める意味からも人口増は必要な条件だということで、この一環として山村留学、伊仙町では、結い結い留学と呼んでいますけれども、結い結い留学を推進してきました。現在、4家族5名の児童生徒が在籍していますが、4月からは、5家族7名の児童生徒が在籍することになっています。このことで、学級減に歯止めをかけて、地域、学校がさらに活性化できるような推進を進めていきたいと思っています。

次に、中学校の先生方の働き方改革、または、部活動の指導技術を高めるための部活動校外指導者運営協議会というのを設置しました。来年度は、実際、指導者を各学校の希望するところには、また希望する部活には派遣をして進めていきたいと、今計画しています。

次に、各学校の子どもたちにGIGAスクール構想ということで、タブレットが1人1台ずつ配布されましたが、この活動をタブレットがあるだけではなくて推進していかなくてはいけないと。この推進していくために、伊仙町教育委員会の中に優秀なICT担当を置くことにしました。このICT担当から指導してもらって、各学校の先生方の学習支援ソフトの活用技術は大幅に伸びてきました。

また、多忙な学校現場の働き方改革を改善するためにペーパーレスとか、また連絡方法の電子化ということで、いろんなところで働き方改革を進めることができます。

これも、さらにICT担当が毎月、担当者会議を持っていますので、その担当者会議を通して各学校にICTを活用した働き方改革、また、子どもたちの支援に努めていきたいと思っています。このICT活用を進めると時間に余裕ができる、この時間に余裕ができることが、子どもたちとの触れ合いの時間を増やすことができるということにつながると思っていますので、先生方がより一

層子どもや地域の方と寄り添うことができる、そういう時間帯に広がっていくことを期待していくたいと思っています。

最後に、これ当然のことですが、各学校から要望のある学校施設の修繕や備品の購入等が迅速に取り込むと、各学校が要望してもなかなか教育委員会が反応が遅かったら、学校側は進んでいるというふうに思って待っている、だけど、教育委員会がそれに対する回答がなかなかないと。こういうようなことは、学校にとって本当に学校運営にとって影響が大きいということで、要望が出てもなかなか判断が難しいところを一人で抱え込んでいる担当がいましたので、そこを今度はチェック機能を強化して複数体制で改善に努めていくと。これが、令和5年度にできるようになったと思っています。

全てを言い表すことはできませんが、以上が主な取組または成果と私は考えています。

以上です。

○2番（久保 量議員）

教育長の答弁の中で、長期欠席者等の児童生徒情報交換会を毎月持つとございましたけれども、そのメンバーと意見交換の内容、長期欠席者数の分かる範囲内で教えてください。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、そのメンバーと意見交換の内容、そして長期欠席者の数ということでございますが、まず、メンバーに関しましては、行政、大島支庁、徳之島事務所の福祉課、社会福祉協議会、主任児童委員、くらし・しごとサポートセンター、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等で構成がなされております。内容につきましては、長期欠席者に関する情報を共有いたしまして、学校と連携して対応を行っている状況でございます。相談等があれば、主任児童委員が自宅を訪問したり、またスクールソーシャルワーカーのほうにつないで相談を取る体制を取っている状況でございます。

最後に、長期欠席者の数でございますが、令和6年の1月末時点の数字でありますが14名となっております。

○2番（久保 量議員）

ただいま人数で14名でございましたけれども、これにつきましては、小学生も中学生も含まれているということでよろしいでしょうか。これ以上、長期欠席者が増えないよう対応をお願いいたしたいと思います。

次に、タブレットに学習支援ソフトを導入したと伺いましたが、内容と成果を教えてください。

○教委総務課長（町本 勝也君）

タブレットの学習支援ソフトの件でございますが、現在、373る（みなみる）というソフトを導入しまして、子どもたちがタブレットを用いて新聞の記事を読むことができるようになっております。

また、navimaというソフトも導入しております、これについては、学習の理解度に応じ

て、子ども一人一人の適性に合った問題がA Iによって出題をされますので、自分一人の力で自ら学ぶ、問題を解き進める、そういう力とを養うことにもつながっております。

○2番（久保 量議員）

自ら学ぶ力という成果があったということであるようございます。

次に、全ての学校に学校運営協議会を設置したとございましたけれども、その目的についてお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

学校運営協議会の目的といたしましては、保護者や地域の声を学校の運営に反映させることを目的といたしております。学校運営に関してこうしたほうがいいのではないか、そういう意見・提言を行うことによって特色ある学校づくり、そういうものを地域の声を反映させる形でやっていくということで、そういう役割を担っている状況でございます。

○2番（久保 量議員）

地域が学校運営に関心を持ち、先生との連携を深めるためにも必要なことだと感じられました。今後も推進をよろしくお願ひします。

次に、人口増の一環として、結い結い留学の推進に取り組まれたとのことでございましたけれども、その成果があったのかを伺います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

小規模校区の成果ということでございますが、現在、阿権小学校に2名、馬根小学校に3名の児童が通っております。馬根小学校におきましては、今度4月から新入生が1名加わりますので、このおかげで学級減による職員定数の減、こういったものを回避できる状況となっておりますので、小規模校区においては一定の成果が出ているものと考えております。

○2番（久保 量議員）

大変すばらしい施策だったと思います。

今後も、人口増に向けて、向けた政策を、町全体の問題として捉えた対応をよろしくお願ひします。

これで、①の質問を終わります。

次に、②について答弁をお願いします。

先般の臨時議会における教育長選任議決に関しまして、1期目と違い非常に厳しい評価であったが、どのように捉えているのかをお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも説明させていただいたように、教育委員会としまして職員が幅広い取組を推進したと、してきたと思っています。それが評価されなかつたことは、町民の皆様をはじめ、教育委員会の職員や学校関係者の皆さんにまず大変申し訳なく思いました。前回の臨時議会が終わって、

次の日に教育委員会の職員が教育長室に来て、教育長に対する不満や不信は教育委員会に対する不信で、私たちの取組が理解されなかつことになりますと、大変ショックですという話をしてきました。このことについては、私自身の至らないところに対して、職員に対して大変申し訳なく思いましたし、しいては校長会の中でも、うちの学校が問題を起こしたからこうなつたのかなということが、発言がありましたので、学校に対する信頼を失うことにつながる可能性もあることを自覚しなくちやいけないし、町民の皆様から見て何が不十分だったかを、私自身、謙虚に受け止めて改善していく必要があるように思いました。

特に、教育委員会が取り組んでいる施策に対して、町民の皆様に理解や知っていただくことは、地域や保護者と学校が連携を図る上で、子育てに対し、同じ方向、同じベクトルで取り組んでいくこと等の必要性から大切な要素と、一つと考えています。よって、これから教育委員会施策の啓発について、町民の皆様に届くような改善を図っていく必要性を強く感じています。

先日、教育委員会だより第1号を発信しましたが、これからも定期的に教育委員会だよりを発行し、町民の皆様に見える形で取組を理解していただく予定でいます。

以上です。

○2番（久保 量議員）

分かりました。今後も伊仙町の教育行政発展のために頑張っていただきたいと思います。

次に、③についての質問でございます。令和6年度、新たに取組予定の施策はありますか。また、今後の教育行政の方向性についてお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

大きな施策としては3つ考えています。

まず1つ目は、先ほどから、伊仙の子どもたちの大きな課題は自ら学習に向かう力をつけないといけないと、与えられたものを従順にこなす力だけではなくて、自ら学習する内容を探すような、宿題が出ていなくても自分から学習する内容を探すような、そういう子どもたちを育てないといけないというのが大きな課題だという話をしましたけど、その中の1つとして、先日2月16日ですけど、面縄小学校の6年生の授業に、先生の幸せ研究所コンサルタントの青山光一先生を長野県から招いて、6年生の教室で飛び込みの授業をしていただきました。

この取組は経済産業省の未来の教室プロジェクト、教育長が主導する学校や学びの転換プログラムの一環で、鹿児島県では、この伊仙町だけがいち早く手を挙げて、このプログラムに参加することを希望しました。経済産業省の予算で取り組んだプログラムで、先般、教育指導主事は茅ヶ崎にあります松下政経塾。松下幸之助の政経塾ですけど、そちらに行って研修を深めたりとか、また、その中で知り合ったコンサルタントの青山光一先生との連携を取ったりとか、私自身も全国の教育長、ほとんど県の教育長ですけど、教育長と連携を取りながらLINEで情報交換、またはオンラインでいろんな話合い等に定期的に参加するという取組を今しているところです。

これは、将来活躍する子どもたちのこれから授業づくりについて、伊仙町小中学校の先生方がこの面縄小学校に45名参加していただいて、先進的な取組をしている授業に参加したりとか、また、授業後、意見交換したりして伊仙町の教育の方向性を探る研修としました。

今の子どもたちは、あと10年20年したら、今までのような職業の社会ではなくなって、違った職業の中で自ら課題を見つけて、自らそれを克服しながら、課題を解決しながら、自分の豊かな夢のある生活を築いていかなくちゃいけないと。このためには与えられているものを従順にこなす能力だけではなくて、自ら課題を見つける力とか、自ら表現する力とか、自ら解決する力とか、こういうところを育てていかないと、あと10年20年に、今の子どもたちが大人になったときに苦しむことになるということも考えられますので、ここは大きく推進していきたいなと思っています。

この施策を、来年度は伊仙町教育委員会のＩＣＴ担当や指導主事を中心に伊仙町全体で進めしていくために、各学校で取り組んでいる学習指導の内容を伊仙町全体のフォルダーに作成したのを保存して、そして資料をお互いに共有しながら、全ての先生方が保存した資料を閲覧して、資料をさらに改善していくながら指導方法を高めていくとこういうような、先生方が指導に対する能力をさらに高めていくような、そういう改善環境が整えれば、子どもたちの自らの学習に向かう力が伸びてくるかなと期待しています。これが、まず大きな一つの視点です。

次に、2つ目に、これはもう同じようなことになってしまいますけど、今言った自主性とか学習に向かう力というのは、本当に伊仙町にとって育てなくちゃいけない要素であります、この中で、今、実際ある英検とか漢検とか数検というのがありますけど、この施策が、今のところ、人数が伸びていないと。せっかく英検に対する支援とか、漢検に対する支援とか、町で取り組んでいる施策にありますが、この数が増えない。この理由として英検を受けたくなるような環境整備が必要かなと思います。来年度は町内の5年生から中学3年生を対象としたオンラインを活用した英会話レッスン、英会話教室を実施する仕組みを構築し、英語教育の町として、伊仙町の特色として掲げていきたいというふうに考えています。これが2つ目の視点です。

3つ目は、先ほども話をしましたけど、部活動の外部指導者からの指導を希望する学校や運動部から、まず始めようと思っていますが、この外部からの指導者の、まず技術を高めるために研修をして、子どもたちの活動を推進していくような外部指導者の導入を進めていきたいと思っています。

これは、現在、運営協議会で、中学校からの希望する部活動については何名派遣できるかということを学校と連携を取りながら、今、進めているところです。

以上の、この3つが大きな取組だと考えていますが、今、挙げたこの3つの取組の方向性としては、先ほどから話をしている令和4年ないし令和5年度から取り組んでいる学校運営協議会とか、部活動外部指導者推進とか、長期欠席者等の支援等とか、地域、保護者が学校運営に参画して、また、行政と手を取り合い連携して子育てや地域の教育力を上げていくように、町民全員参加の学習環境づくりの方向性としては、令和4年度も令和5年度も令和6年度も一貫していると思っています

す。

子どもを中心に据えた、町民全員でこの議会でもよく言葉が出てきますけど、子どものためならという、この町民全体の子どもを宝とするキャッチフレーズをさらに進めていきたいと思っています。議員の皆様のご協力も、今まで以上によろしくお願ひします。

以上です。

○2番（久保 量議員）

答弁の中で、経産省の未来の教室プロジェクト、教育長が主導する学校や学びの転換プログラムの一つで、鹿児島県で伊仙町だけがこのプログラムに参加を希望したとございましたけれども、他の市町村はなぜ参加しなかったのかを分かる範囲内で教えてください。

○教育長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

先ほどから話をしましたように、伊仙町の子どもたちの大きな課題が自ら学ぶ力が弱いと、そこが大きな課題だと思っていますので、教育長会議または校長会議等で私は事あるごとに、この施策をどうにかして進めていく必要があると。今から子どもたちが知識を蓄えるだけではなくて、その蓄えた知識を使いこなす能力を育てていかないと、10年後、20年後に子どもたちが自分の夢のある生活を築くことは難しいということにつながる可能性はあるということで、全ての鹿児島県の地域の学校で、子どもたちが自ら学ぶ力につける必要性はすごく大切なことなんだということを何度かいろんな場で力説をしていましたので、それを大島教育事務所がいち早く伊仙町に、こういう産業省の取組が、プロジェクトがあるんだけど参加してみないかということで声をかけていただいて、すぐ返事をしたということで。その後、私が返事をした後に他の市町さんからも希望がありましたけど、今回は鹿児島県で1校ということで、1町ということで制限がありましたので、早く手を上げた伊仙町だけが、それに参加できたということです。

○2番（久保 量議員）

伊仙町の子どもたちのために先駆的なプロジェクトに取り組んだということで、時代に沿った教育や学び方を経験したことになったと思われます。今後も、こういったプログラムに率先した取組をお願いしたいと思います。

また、答弁の中で部活動の外部指導者の導入を開始するとございましたが、どこの学校で、どの部活動で開始するのか、決まっていれば教えていただきたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

部活動の外部指導者の導入ということでお答えいたします。

令和6年度に関しましては、伊仙中学校のバレーボル部と剣道部に関しましては部活動指導員、おっしゃっているように外部指導者に当たりますが、部活動指導員を配置する予定でございます。

従来であれば、部活動に関しましては学校の顧問の先生がつく形で島外の遠征等に外部指導者が同行する形を取っておりましたが、この部活動指導員を配置することによって島外の大会、そういう

った引率に関しても単独で部活動指導員が当たることができますので、令和6年度からは指導員を配置する形で準備を進めている状況でございます。

○2番（久保 量議員）

外部指導者を導入することによりまして、教職員の働き方改革に寄与し負担軽減にもつながると考えられますので、この対策の推進をこれからもよろしくお願いしたいと思います。

これで、教育行政についての質問を終わります。

続いて、戦艦大和慰靈塔修復プロジェクトについての答弁をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

久保議員の質問にお答えいたします。

進捗状況につきましては、修復工事は昨年末に着工しております。現在、慰靈塔本体の劣化部分や脆弱部分をはり、補修・補強を施し、さび止めなどの作業を実施しております。

今後は、慰靈塔全体の高圧洗浄作業を行い、塩害対策作業や表面皮膜作業を実施いたします。作業工程は現在順調に進んでおり、工期内に終了予定です。

寄附につきましては、クラウドファンディングは426件、1,230万9,785円、指定寄附は372件、1,437万2,277円となっており、合計2,668万2,062円となっております。

○2番（久保 量議員）

工期はいつまでの予定ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

工期のほうは3月28日となっております。

○2番（久保 量議員）

最近の天候不良等を考慮しても完了できると理解してよろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

最近、天候不良が続いておりますが、工事関係者のほうが近隣の宿泊施設に宿泊しており、天候の合間などを見て修復作業を行っております。修復作業の工程については、現在のところ大きな影響はなく、工期内に完了予定との報告を受けております。

○2番（久保 量議員）

先ほど、クラウドファンディングと指定寄附の合計額が2,668万2,000円とありましたが、全て修復工事費に充てられると理解してもよろしいのか。それと、12月議会から、3月まで指定寄附期間を延長することになりましたけれども、その後の指定寄附は幾ら集まったのかを伺います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

クラウドファンディング及び指定寄附の使い道は、クラウドファンディングの経費や修復工事費に充てさせていただきます。

また、12月議会後の寄附の実績としましては約220万円となっております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

当慰靈塔につきましては、昨今の世界情勢を見ても平和の尊さを示す重要なシンボルだと思います。今後の維持管理、修復等につきましては、町長がおっしゃるように国の管理となるよう働きかけ、実現するよう協議の継続をお願いしたいと思いますが、町長の見解をお願いします。

○町長（大久保 明君）

先ほど、課長のほうから答弁がありましたけれども、今、ある団体に要請していまして、その最終的な、まだいろんな方の募金が来ておりますので、それが終了後ということではありますけれども、一遍終了したら、多額の寄附金が今週中に、今、一般寄附が終わった時点で残り半額を出すという約束をしていますので、それが早く終わったら、今月中にでも、今週中かな、理事会を開いて決議して伊仙町のほうに届けるというふうになっております。

それと、ちょっと話はずれましたけども、なぜ犬田布岬の慰靈塔があの時期にあそこに建立されたかということは、今まで吉田満さんという作家、「戦艦大和の最期」ということでありましたし、中村晋也先生の作品だと。それを主導した方が迫水久常先生だったということですけども。白洲次郎の日本国憲法という中に、実は白洲次郎という方はかなり知名度の高い方であるし、吉田茂総理とサンフランシスコ講和条約に行ったときに、日本の官僚はアメリカに気を遣って英語で書いていきましたけれども、この白洲次郎という方は若い頃からイギリスに留学をして英語も堪能であるし、いろんな評価をされて、吉田総理の側近としてサンフランシスコに着いたときに、アメリカへの講和条約の文章が英語で書かれていたのを憤慨して破って捨てて、日本語で書きなさいと、戦争に負けたからといってへりくだることはないということで、かなり有名になった方でありますけども。その方に小林秀雄さんという迫水久常先生の同級生が、小林秀雄さんという方は文壇の大御所でありますので、これを白洲次郎に直接会いに行って、何回もお願いして、この吉田満の本は戦記であった、そのためGHQの差し止めで出版が許されないとということになっていましたけど、しかし、これは立派な文学だと、小林は絶叫する勢いで白洲次郎に迫ったと、そういった雰囲気の中で、即、白洲次郎がGHQ当局に仲介の労を取ったということでありますので、これは戦争の記録ではないと、立派な文学作品だということを、この本に書いてありましたので、そのことも含めて、今後ともこの慰靈塔を守っていくということは、この伊仙町だけでなく、日本国民にとっても大変重要な慰靈塔であると。負けたけれども、へりくだることはないと。堂々と、この文学作品を、慰靈塔を、芸術的な作品を残していくということは伊仙町にとっても大変栄誉あることだし、今、この本も含めて文化庁と交渉しております。これだけの文学作品、そして芸術作品を国が管理するのは当然ですかということを、この前、京都の文化庁でも話をしたら、課長は、個人的にはそう思いますけれども、現段階で責任を取って判断することはできないということでありましたので、今後、要望活動を続けながら、今回の修復が終了したら、あらゆる方々に、この慰靈塔の貴重な価値のあることを発信していけば、アメリカといえども、これは文学作品の塔で

あるということを認めざるを得ないんではないかというふうに考えておりますので、そのような形で推進をしていきたいと考えております。

先ほどの慰靈塔の募金のことは、今週中には町に送ってくることになっておりますので、議会中に、また新たな寄附の金額の合計が届きますので、それはそのときに、また示していきたいと思っております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。日本の代表する慰靈塔と位置づけ、後世に慰靈塔の意義も含めて引き継がれていくことを期待して、この質問を終わります。

次に、大きな3番目の大規模災害時の対応についてでございますけれども、頻発する大規模災害に備え、町として防災組織の確立や避難所での対応、水、食料等の備蓄体制は十分になされているのかを伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

久保議員の質問にお答えいたします。

防災に対する考え方として、町民一人一人の日頃の取組「自助」と地域の支え合い「共助」、そして行政の支援機能「公助」の連携が防災の基本であり、地域防災力の要であります。

大規模災害が発生すると、役場からの支援、公助には時間がかかる場合があります。そのため、被害をできるだけ少なくするために自助と、地域や身近にいる人同士が助け合う共助がとても重要なとなります。実際に、阪神・淡路大震災において、倒壊した家屋からの救助の約80%が家族や近隣住民による救助であったとの調査結果もあります。

共助である自主防災組織の確立に向けた取組として、2月4日に大地震と津波を想定した防災訓練を行いました。その際に、各集落において避難訓練、情報伝達訓練、また、自主防災組織構成員の見直しや防災に関する話し合いなどを実施していただきました。各集落からの参加者数の報告を受け集計した結果、500名を超える町民の方々に参加していただきました。集落間での温度差はあるものの、防災に対する意識は高まっていると感じます。今後も防災訓練等を通じて防災意識の啓発に努めてまいります。

次に避難所での対応ですが、地域防災計画に基づき、中心となるほーらい館、東公民館、西公民館には避難所関係課の職員を配置し避難所対応を行っております。

また、備蓄体制ですが、子育て支援課において、消費期限などを考慮し、令和6年第2回定例会にて5年保存が可能な非常用保存水と保存食、炊き出し用ワカメご飯を予算計上する予定であり、地域福祉課では衛生用品を中心として令和5年度に簡易トイレなどを購入しており、令和6年度におむつなどを購入する予定となっております。あわせて、自助の取組である各家庭での防災対策として非常持出品、備蓄品の準備についても啓発してまいりたいと思います。こちらについては3月の広報誌に災害の備えチェックリストとして掲載してございます。

○2番（久保 量議員）

答弁の中で共助の組織として、先般、自主防災組織の見直しを糸木名集落におきましても確立したところでございますけれども、集落間で温度差があったとのことでございますが、組織の見直しが行われていないものかと思われますが、そのような集落に組織づくりを促すことができるのかを伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

2月4日の防災訓練において、ある集落では、実際に阪神・淡路大震災を体験した方が、ご自分で準備をされていらっしゃる非常用持出品、備蓄品を持参して体験談を話した集落もございます。

また、別の集落では、避難訓練の際に集まつた方々が自発的に集落内の高齢者世帯を安否確認といいますか、声かけという形で集落内を見回つた集落もあるということで報告を受けています。

こういった活動が各集落において浸透していけば、自主防災組織の確立というものは自ずとされていくものだと感じていますし、また、そういった方向に向けて我々も、今後も区長会や広報誌等を通じて啓発してまいりたいと思います。

○2番（久保 量議員）

私たち伊仙町は民家のある集落のほとんどが標的に高い場所にあるため、住民の危機意識が異なるかと思います。地震による津波被害以外にも台風による避難等も考えられますので、自主防災組織の確立は重要と思われます。

今後、区長会等で自主防災組織の見直しを伺うということですから、全ての集落で組織の見直しがされ、高齢者等の避難補助等がスムーズに行われるよう推進をお願いしまして、私の一般質問を終了します。

○議長（前 徹志議員）

これで、久保 量議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆さん、こんにちは。議席番号7番の清 平二です。令和6年3月第1回定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

まず最初に、保健センター運営について。

現在、保健センターは条例に沿って運営されているのかを問います。

②不妊治療費の旅費の一部支援事業について、該当者のプライバシー等を確保した、適切な対応がなされているのかを問います。

2番目、令和6年度の職員採用について。

令和5年に実施された職員採用試験の受験者数と合格者数は何名かを問います。また、令和6年度新規採用予定者について問います。

次からは自席にて質問いたしますので。よろしくお願ひいたします。

○町長（大久保 明君）

清 平二議員の保健センター運営について、①保健センターは条例に沿って運営されているのかどうか、②不妊治療旅費一部支援事業について、当該者のプライバシー等を確保した適切な対応がされているかどうかに関しましては、担当のほうから説明していただきます。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

清議員の質問にお答えいたします。

保健センターの運営についてですが、条例に沿って、健康相談、健康教育、健康診査等の業務に取り組んでいるところではありますが、条例の第2条の1に関しては伊仙町面縄は2284番地となっていて、この新庁舎への住所の変更はされていない状況でございます。この住所については、また今後、庁舎内でも関係課と協議をして検討していく方向で考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

今、住所については、まだ訂正されていないということではありますけども、先般の議会でも住所変更が出てきましたけども、町民の皆さんには、プライバシーを守るために一番適切なのは前回運営していたほーらい館のほうが、私は一番適切じゃないかなと思います。そういうことを鑑みて、ほーらい館に移転する予定があるのかどうか、再度お尋ねします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

移転するという、そういう部分も含めて、今後、関係課と協議して検討していきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

今、大まかに保健センターの業務内容についてお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

現在、保健センターの業務内容についてですが、特定健診であったり特定保健指導、がん検診、結核検診であったり歯周病検診。予防に関しては生活習慣病予防教室に関する取組であったり食育に関する取組、健康相談であったり感染症に対する各種予防接種などに取り組んでいるところでございます。

○7番（清 平二議員）

以前は乳幼児健診とか、こういうのが保健センターであったんですけども、今はこれがどこで行われているのか、あるいは母子手帳の発行、こういうものが保健センターで行われていないで、どこかの課に移ったのかお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

こちらは平成30年度の行政運営調査会というのがありまして、31年度の4月から課の再編がございまして、健康増進課の業務内容と子育て支援課の子育てに関する業務と精査して、課が分かれて、今、業務を進めているところでございます。

今、質問があったことに関しては、子育て支援課のほうで対応しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

子育て支援課のほうでやられているということですけども、これも母子手帳の発行とか、役場になかなかプライバシーで来づらいんじゃないかなと思うんですけども、やはり町民が行きやすいところで、ぜひこういうのをしてほしいと思いますけども、今後、これらの課の再編成をする予定があるのか、また、しっかりとプライバシーが守れてそういうのができるのか。町民の立場になって課の編成をしてほしいと思うんですけども、その辺のところをお答えできればお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

課の再編というものは、現在考えてはおりませんが、議員からもご指摘あったようにプライバシーに係る事業であったり、相談しにくい環境、入りづらい庁舎等々ご指摘を受けておりますが、町当局としましては、この庁舎で各種申請・手続等が完結できることを目標として、各種事業においても1つの課だけではなく、横断的に関係する案件も増えてきています。そこで横の連携が十二分に図れるように、このような体制を取っていますのでご理解いただければと思います。

また、プライバシーの部分についても個別の会議室を設け、なおかつ2期工事完了後におきましても個別の相談所を2か所造る予定としております。出入口についても東西南北、設ける予定となっておりますので、プライバシー面の配慮についても考慮させていただいておりますので、ご理解いただけると幸いでございます。

○7番（清 平二議員）

今現在、こういうプライバシー関係はあれですけども、保健師の在籍数が5名と出ていますけども、課のほうで何名ずついるのかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

保健師として子育て支援課に2名、包括支援センターに1名、健康増進課に1名、保健師の資格を持っている方がくらし支援課に1名いらっしゃいます。

○7番（清 平二議員）

保健師が5名いるということですけども、これは5名で全部足りているのかどうか、不足している課がないのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

徳之島3町で比較しますと徳之島町が6名、天城町が6名で比較すると1名少ない形ではございます。

○7番（清 平二議員）

昨年の7月か8月頃かな、保健師が一般職として変わったと思いますけども、やはり保健師と採用しているので、それは一般職に変えるんじやなくて、ずっと任務を続けさせていただけるのかどうか、また、これは本人の希望があつて一般職に変わったのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

昨年において、保健師職、いわゆる医療職から一般行政職へ任用替えをした職員はおりません。

○7番（清 平二議員）

保健師が一般職に変わった方はいないんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

その職員は医療職の任用ではなく、一般行政職の職員だと認識しております。

○7番（清 平二議員）

やはり保健師として伊仙町に採用されたので、本人は一生懸命、保健業務のほうに取り組み、地域町民のための健康相談やそれから運動方面、こういうものに頑張っていたんですけども、長年、町のために同じ職場で頑張っていたら國の叙勲というんですか、こういうものに対象者がなってくると思うんですけども、こういう職のある方々を一般職に変えないで、採用されたときから保健師として採用していますので、そういう職務についていただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

医療職で採用された保健師等につきましては、もちろん保健師業務に携わっていただきますし、一般行政職で採用された職員に関しては、我々一般事務の職員として定期の異動もございますし、そこはご理解いただければと思います。

○7番（清 平二議員）

天城町、徳之島町として1人少ないということですけども、町民の健康を守る各種検診、あるいは乳幼児健診。今、乳幼児健診は恐らく委託されていると思いますけども、こういう観点から、ぜひプライバシーはしっかりと守っていただきたいなと思います。

それと役場の中には、私の考え違いが分かりませんが、81の9494という電話があると思いますけ

ども、これは今どこに配置されているのか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

81-4949は地域福祉課のほうにございます。

○7番（清 平二議員）

81の、すみません、4949ですか。くよくよするのかと私は思っていたんだけども。この電話は、これもプライバシーがあって自殺対策のほうで電話を引いてあると思うんですけども、これは担当しているのは、ちゃんとプライバシー守れる保健師等が対応しているのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

お答えいたします。

こちらのほうも、一般行政の者はこちらの電話に携わることはいたしておりません。専門の方の対応となっております。

○7番（清 平二議員）

このようにして町民に、なかなか相談が来づらい人もいると思いますので、この電話は、今は電話の転送もできると思いますので、個人の携帯電話に転送するのはいかがなものと思いますけども、やはり町民のそういう悩みを聞くのであれば、役場の中でも携帯電話をその人に専用に持たせて、いつでも対応できるようにできるのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

お答えいたします。

各種相談対応については、包括支援センターのほうで、まず一括して請け負っております。包括のほうでも携帯は持っております。その、しくしく電話のほうに関しては時間も定めて広報もされておりますので、その時間内での対応と考えております。

○7番（清 平二議員）

時間内の対応ということですけども、やっぱり時間外で電話も来ると思うんですよ。ぜひ改善して、いつでも対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、伊仙町特定不妊治療旅費の助成事業の資料を頂いているんですけども、これは旅費だけの助成でしょうか。

○子育て支援課長（久保 修次君）

2番目の不妊治療旅費一部支援事業について、該当者のプライバシー等を確保した適切な対応がなされているのかという問い合わせをお答えいたします。

不妊治療旅費一部支援事業については、伊仙町不妊治療一部支援事業実施要綱に基づき、事業を進めております。支援内容としましては、交通費及び宿泊費の助成を行っており、相談体制としまして、対象者の方のプライバシーに配慮し、別室にて保健師が適切な対応を行っております。また、町のホームページや広報誌、リーフレットを活用しまして、町民の方々へ広く周知を行っておる状

況です。

○7番（清 平二議員）

資料によりますと令和3年は1名、4年が3名、5年には10名ぐらいの方々が受けられているんですけども、やはりこれは旅費だけじゃなくて治療費の助成等も私はしていただきたいと思いますけども、今後、治療費の助成は、予定はあるのかどうかお尋ねします。

○子育て支援課長（久保 修次君）

この不妊治療支援事業実施要綱は、鹿児島県の離島地域不妊治療支援事業実施要綱に基づき行っているものであります。また、治療費等の提案等もありましたので、今後、検討してまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、検討じゃなくて、実施に向けて動いていただきたいと思いますので、治療費の助成もぜひしていただき、やはり若い方々、あるいはこういう悩みのある方々の経費負担の削減に、ぜひ努めていただきますようお願いします。

では、3番目の職員採用についてお尋ねします。

申込者数は何人だったのか、そして受験者数は何人、合格者数は何人なのか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

令和5年度職員採用試験につきましては、一次試験は8名の申込みがあり、8名が受験しています。一次試験については7名が合格しており、うち1名が辞退されております。二次試験については6名の受験があり、最終合格者は6名となっております。

採用人数については合格者6名を予定とし、採用時期についても令和6年4月1日付で発令をする予定であります。

○7番（清 平二議員）

6名全員合格して、4月1日付で採用ですか。再度確認しておきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

4月1日付で発令をする予定であります。

○7番（清 平二議員）

要項の中で建築土1名、障害者雇用1名とありますけども、この中に含まれていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

要項の中に、確かに一般行政職、そして建築土、障害者枠ということで募集はしましたが、その建築土及び障害者雇用枠には応募がございませんでした。

○7番（清 平二議員）

やはり、こういう建築土とか障害者の雇用とか、これ法律で決められると思いますので、この建築土なんかは、特に町内に居住するということがありますけども、町内でなくてもいいんじゃない

かな、特殊な方々ですので、その辺のところは検討されるのか、全町内で居住するのか、建築士の方々のこういう居住状況をこの受験資格の中に入れるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

受験の際には町内に住所を有するということではありませんが、採用後、町内に居住していただきたいということあります。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、こういう技術者を採用して、伊仙町の建築確認とか、いろいろ専門的な設計とかありますので、ぜひ早めに採用し、また、給与面においてもそれぞれ適正な給与をしないと、なかなか伊仙町に来ないと思いますので、その辺のところを考慮して、一日でも早く建築士、こういう資格のある方々を採用していただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、清 平二議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩 午前1時28分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。ただいま議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、質問をいたしたいと思います。

その前に、ちょっと新聞記事を持ってきたんですけども、「伝統の黒糖産業に公的支援を」という新聞記事がありました。国の文化審議会で薩南諸島の黒糖製造技術の無形民俗文化財産指定を、今、議論していると、恐らく文化指定になるだろうという記事が載っていました。これだけ、私たちの奄美群島並びに徳之島、南三島の基幹産業でありますサトウキビがいかに大事なものであったかということが証明されているわけがありました。

これから伊仙町の発展のために農業を中心とした政策、農業はものづくり、人づくりと言われておりますので、こういう観点を踏まえて一般質問をいたしたいと思っております。

そういう中で、昨日の突然の町長の次期町長選には出馬しないという発表がありまして、私の一般質問も戸惑いも感じているところでありますけれども、これからは責務を果たしてまいりたいと考えております。

それでは質問をいたします。14番の美島盛秀でございます。令和6年第1回定例会において、ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、質問をいたします。

令和6年度の大久保町長の施政方針を読ませていただきました。各施策の実現が、これから伊仙町発展へとつながることを期待をいたしております。「町民総参加のまちづくり」をスローガンに、透明性のある行政運営、地域の特色を生かした集落づくりなど、伊仙町議会と強力な連携を取り、政策実現を進めてまいりますと述べておられます。

先ほども言いましたように、施策方針発表後に突然、次回、1年半後の町長選挙には出馬しないと発表されました。私としても、まさかと驚き信じられない思いであります。私も22年間の長期の大久保町政と一緒に議論をしてきた一人として、私なりの身勝手な考えではありますけれども、大久保町長の発言等々こういうことを考えたときに、私は、この発言は自業自得を認識したことかなど勝手に思ったりいたしております。

また、今、集落座談会が行われておりますが、座談会で多くの町民からのこのような意見等があつたのか。これも身勝手な思いで、今いろんな憶測が広がっているのも事実であります。

私も、あと2年足らず。町民の幸せと伊仙町発展のために、しっかりと町政をチェックして批判をし、大久保町長と議論をしていけることを楽しみにいたしております。

さらに、この施策の中に、教育行政政策についての教育長の方針が述べられておりました。午前中の教育長の答弁の中で、これから児童生徒の教育、そして、さらには青少年の育成に大きな前進を見いだすことができるのではないかと期待をいたしております。

しかしながら、大久保町長の言う「政争の町から政策のまちづくりへ」という実現を目指してきた我々議会、そして町民の皆さんと、こういう議論が重ねていけるのだろうかという思いであります。この教育行政においてはしっかりと立場で、こういう政争に巻き込まれない、そういう信念を持って教育行政、そして青少年育成に取り組んでいただきたいことを要望して質問をいたしたいと思います。

通告しております大久保町政の政治姿勢についてでございますが、長期22年の大久保町政において、いまだ解決されていない問題が多数あります。町民へ大きな不利益を与えていることは事実であります。そういうことを踏まえまして、過去、何回か質問等もいたしましたけれども、まず1点目に、伊仙町堆肥生産組合使途不明金の問題について。これは、大久保町政始まって以来の懸案事項であります。町長は、早急に解決しなければならない。本人とも会って解決しますと答弁はありましたけれども、それがどういう経緯をたどっているのか、答弁をお願いいたします。

2番目に、多世代交流事業及び漁業集落備品未納問題について問うものであります。これは、裁判のほうで和解をして、本人の支払い状況がありますので、しっかりと支払いができるのかどうか、そこらあたりの報告を求めるものであります。

次に、糖業振興会使途不明金問題における訴訟についてでありますけれども、1,400万の使途不明金が生じて大問題になりました。これも、まだ訴訟の段階であります。まだ未解決の問題であります。その訴訟が、今どの段階にあるのか、どういう結果が出ているのか等、知り得る情報を提供していただきたいと考えております。

まず、この1番目について答弁を求めて、そして、次の質問は自席から行いますのでよろしくお願ひいたします。

○町長（大久保 明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

物事を一つ一つ精査しますと、それはマイナスの政策もあるし、それから町に多大な利益を与えていたりする政策もあります。この伊仙町が、例えば、私が6期連続当選したということは、町民の方が大久保町政はいいことをやっているなという総合的な判断だと思います。もちろん、今、話のあつた、私も含めて、まだ解決していない問題もありますけれども、この不利益を、それよりもうまくいった多くの多くの利益ということも考えていかなければなりません。町の発展するっていうのは、やっぱり総合的に判断していかなければならないと思います。この不利益も、これから担当課長が説明しますけれども、その不利益の部分はどんどん減っていくわけでありますので。

例えば、私が6期連続当選したっていうのは、町民の多数がそれを、大久保町政はよかったですんじゃないかと。今、社会的人口増加をしていることも、大きな視野で物を考えたら、町民は私を非難する方ももちろんいるわけですから、それは。評価する方もいるというふうに私は考えておりまして、町民の多大な不利益という言葉が、もっともっと多くの利益と比べて総合的にしっかりと考えていくことが大事ではないかと。一つの側面ですけども、そのように私は理解をしておりますので。

政争から政策の町というのは、私は大きく政策の町に進んでいると思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上、最初の答弁といたします。

○14番（美島 盛秀議員）

町長の答弁を聞いていますと、私が言っている堆肥生産組合の使途不明金の問題について、町長は早急に解決すると約束をしました。これ、もう2年前ですから、町長の考える早急というのはいつ頃なのか。本人と会って話をすると言いました。

そして、多大な不利益を与えていると、町長はちょっと、この不利益というのを勘違いしているんじゃないかな。行政というのは1円たりとも、こういう不利益を町民に与えることはあってはならないと、私は個人的に考えています。だから、もっともっと利益の上がるようなこと等を考えてのことだということありますけれども。もっともっと町民の人たちが利益を上げるために堆肥センターも設置されたわけあります。そういう不利益性について、町長が早急にこれを解決して、未納金問題も解決して、落としどころといいましょうか、解決しないと、いつまでも私が言わないと、みんな、もう忘れてしまって言い出せない。自然にこういうのが積み重なってきた。また、今までの額面が大きくなつて何千万にも膨らんできていると。そういうことを、私は多大な不利益を与えているということありますけれども、町長の考え等も理解できないではありません。

そこで、この使途不明金について、今現在どれだけ納入されて、いつまで納入されて、残額はどれだけ残っているのか示していただきたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

今現在、手元に数値等がありませんので、後ほど示させていただきますが、現在の状況についてですが、現在、本人と連絡が取れていますので、土地、建屋の売買等について協議を進めているところでございます。

また、土地の名義等が、当時、この本人の親近者に譲渡されているといったことも分かってきましたので、こちらも弁護士と現在協議を行っておりまして、どういった解決策で売買等ができるかといった協議を、現在、弁護士のほうと打合せを行っているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

いろいろと解決策を見つけるために弁護士と相談等をしているということでありますので、先般、言わわれた、町長の次期選挙には出馬しないということ等もあって、あと残されたところが1年半です。その責任上の上からも、早急に町長の任期中に解決するようにお願いしたいところなんですが、町長、そこらあたりどう考えているでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、土地の名義等の変更、これが変更が必要なのか必要でないのか、その親近者から、そのまま我々が売買を受けて、そういうもので補填できていけるのかといった協議を行っていますので、その辺が固まれば早急に対応していくものと考えておりますし、そうすれば速やかに財源として確保していきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

「立つ鳥跡を濁さず」、これは多くの方々がご存じの言葉であります。町長も1年半後にこういうこと、禍根を残さないように努力をしていただきたいと、早急な解決ができるようにお願いをいたします。

次に、これも同じような問題かと思いますけれども、多世代交流についてお願いいたします。備品問題。

○社会教育課長（中富 譲治君）

美島議員の1の②多世代交流事業及び漁業集落備品未納問題についてですが、相手方が同一ということで、両事業、同時進行しているところでございます。

多世代交流事業に関しましては月々4万円、漁業集落に関しましては月々1万5,000円支払う内容で、こちらは平成30年8月に和解契約を締結しておりましたが、未納の月や支払額が契約内容と異なることが何度かありましたので、令和5年第3回定例会で追認により説明し、議決いただきましたとおり、再度調停申立てを行い、令和5年4月に調停成立しており、多世代交流事業と漁業集落合わせて月々3万5,000円ずつ、8月と12月に限り5万円の返済をしていただき、令和12年3月で完済する予定でございます。

令和6年2月末現在において、昨年の令和5年4月から調停申立てどおり、多世代交流事業におきましては月々2万5,000円、8月と12月に限り3万5,000円、漁業集落に関しましては月々1万円、8月と12月に限り1万5,000円、滞りなく返済していただいている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。

このように、やっぱり真剣に取り組んでやれば和解策。去年、提示されましたけれども、解決できることは可能なんです。それは、それぞれの職員の努力次第、町長の指導力が結果を招くと私は思っておりますので、ぜひ、先ほどの問題も、堆肥センター問題も早急に解決をしていただきたいと思います。

次に、3番目の糖業振興会使途不明金問題について、その訴訟の経緯についてお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

③の糖業振興会使途不明金の件についてお答えいたします。

現在の訴訟の進捗状況でございますが、刑事事件におきましては、令和4年4月25日に徳之島警察署のほうで告訴状の受理、令和5年12月11日、鹿児島地方検察庁名瀬支部のほうで起訴、令和6年2月29日、鹿児島地方検察庁名瀬支部のほうで第1回目の公判が行われたところです。

民事訴訟につきましては、これまで令和4年9月20日から令和6年2月6日の間、11回の弁論準備期日として弁護士のほうが対応しているところでございます。今後、口頭弁論や証人尋問等、行われていくこととなっております。

○14番（美島 盛秀議員）

この問題については1,400万、そして本人が認めたのが280万の使い込みを認めて、残りの1,100万余り、この使い込みを刑事訴訟でやっているということだと思いますけども。これも今、裁判の中で進行中だと。近々、判決が出て、先ほどの備品問題と同じように和解策が決まるんじゃないかななど。和解といいましょうか、そういう判決が下るんじゃないかなと思っておりますので、この件につきましても見守っていきたいと考えております。

いかんせん、こういう事件を、裁判に至るまでの問題をつくり出したその責任において、町長の指導力、町長以下職員の処分、こういうこと等も備品問題においてはありました。

しかし、この糖業振興会使途不明金問題については、まだ職員の処分、あるいは町長の責任の在り方、備品問題においては処分もした。この問題については、まだ処分も決まっていない。今後、この問題について懲罰委員会を開く考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちら、以前の議会でもお答えさせていただいておりますが、懲罰委員会等々につきましては、民事訴訟の結果を踏まえた形で懲罰委員会等の開催を検討しているということで、以前もお答えさせていただいているところです。

○14番（美島 盛秀議員）

今、裁判中でもあり、いろいろ問題点もあるかと思います。この問題点が解決できれば幸いにこしたことはありません。

しかし、備品問題とか、午前中の質問の中でも職員の平等性とかいろいろありましたけれども、やはりこういう職員の平等性ということ等を考えれば、一方では処分をした、一方ではそのままになってしまう、こういうようなことが行政にあってはならないと私は考えておりました。

あと残すところ1年半、私もあと2年足らずです。議会も変わるでしょうし、こういう問題を残して、そのまま終わるわけにもいかないと、町民に負担をかけることはいけないという思いがいたしますので、ぜひ、そういうことも、懲罰委員会等も開いて検討するようにお願いをいたしたいと思っております。これは、今後のことどう対応するか、執行部のほうで、町長中心に考えていただきたいとお願いいたします。

次に、4番目の直売所百菜の運営状況についてでありますけれども、1月だったですかね、直売所百菜の管理運営の募集があるよと、町ホームページに載っているよという情報を聞いて、私も見ました。もう5年が来たのかなと、契約が切れるのかなと。これ、3月31日に切れる予定でありますけれども、今後のこの百菜の運営をどうするのか、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

④の直売所百菜の今後の運営についてお答えいたします。

こちら、議員のおっしゃるとおり、今年度をもって5年間の指定管理期間が満了となります。これを踏まえまして、今年度、新たな指定管理者の選定のために公募を行ったところでございます。

しかしながら、公募件数がゼロ件となつたため、当初予算でも計上させていただいておりますが、しばらく町直営での運営を目指していくことで方針決定しております。

その中で、やはり現在の事業者の5か年の間には、その5か年の間の3年間、コロナ禍といったこともありまして、かなり経営が苦しかったという様々な点もありましたので、公募がなかったのかなとは認識しております。しっかりと立て直しを図りながら、新たな公募者を、再度公募等をかけまして選定していきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

はい、分かりました。

町が直営で運営するという考え方のようでありますけれども、10年前、百菜がオープンしたときに百菜組合を設立して、組合に委託をしていたと。その組合の運営がうまくいかないから、募集をして、今の会社に委託したといいます。それで、その百菜組合の問題点も解決ができていなかつたということで、調査特別委員会をそのときも設置いたしました。議会の改選があつて、それも流れてしまいました。

ですから、やっぱりこういう行政問題については、我々議会の議決を得なければならぬ問題が

たくさんあります。そういうことを、お互に議会と執行部との話し合い、これが本当の車の両輪の役目だと、私は以前から申し上げてきました。そういうこと等がなされないまま、いろんな事業において、いろんな人たちの動きで堆肥センター問題やら、またさらには、最近、製糖工場問題も出ているようありますけれども、何かしら町長の知らない後で自分勝手に動き出している、そういうような町政があつてはならないという思いがしてなりません。

ですから、あえて、私は町長の昨日の発表を聞いて、これは1年半で解決できることはやらなければいけない。また、我々議会であつても、あと2年足らずです。また、みんな流れてしまう。そういうような臭い物には蓋をという、そういう流れを変えていかなければ、私はこの伊仙町の前進はないと考えておりますので、ぜひ、このいろんな諸問題を解決して、新たなまちづくりのために邁進できる体制づくりを進めていってほしい。また、我々議会としてもそれを望んでいるところでありますので、これからは本当の意味で執行部と議会の車の両輪の役割を果たしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上ですけれども、次の2番目の戦艦大和慰靈塔プロジェクトについては、午前中の質問等で重なる部分もありますので、この3番目の観光公園犬田布岬に併設された施設の管理運営についてをお尋ねいたしたいと思います。

これは観光公園整備が始まって、そして戦艦大和資料館、施設が設置されました。その運営の在り方について、私は3回ほど質問をしたことがありますけれども。ここに資料等も頂いておりますけれども、これは令和5年度の資料です。この令和5年度以前、その工事が始まって7、8年たっていると思いますけれども、その公園管理に関する条例の中で、第8条に「資料展示室を観覧する者は、規則に定める利用料金を事前に納めなければならない」、その前に、管理者を置くということが条例で定められておりますけれども、その管理者がいるのか、そしてまた展示資料館の入館料、利用料金をもらっているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、犬田布岬休憩所の管理については、個人と管理業務委託を締結しております。契約内容は、犬田布岬休憩所及び周辺の清掃と管理で、トイレ施設、資料展示室を含めた休憩所、休憩所周辺の清掃・管理、休憩所利用の安全対策、隣接するバーベキュー台の管理、受付、観光案内、来訪者の報告などとなっております。

展示室の利用料に関しましては、現在、徴収していないという状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

施設使用料については、まだもらっていないということでありまして、前の上木課長の答弁で、規則に定めがないため、清掃や管理委託をして、委託料と相殺しているような答弁があつたと思うんですけれども。実際に工事が始まって、施設ができた。その間の運営は、全部、今の施設を利用している人に委託をしているということでよろしいですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

はい、委託をしている状態でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ここに、令和5年4月1日付の観光公園犬田布岬管理委託契約書というのがありますけれども、私が言ったのは、もう5年も過ぎます。それから毎年毎年、この委託契約はやられていたんですか、契約書は交わしていますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

はい、毎年、契約書を交わしている状態です。

○14番（美島 盛秀議員）

ここにあるのが令和5年度の毎月の入館者とか、あるいはその委託業務なんすけども。毎回、その委託業務内容はトイレ掃除、ペーパー取り替え、モップかけとか清掃作業、これはトイレのことと思うんですけども、毎日同じことです。たまに草拾いをしたとかいうことも書いてあるんですけども、これが5年以上、契約書を交わされてやっていると。

そうしますと、私が見たときに、観光、島内外を含めて年間の施設利用者、これは何百人にも。合計を私は知っていないんですけども。毎日、町内が2人とか、町外2人とか、島外何人とか記されて、これ何千人に関係する人数だと思います。そうすると、その人数の施設利用、入館料を取っていれば、私は十分、施設で何かお店を出して運営をしています。その家賃ぐらいは支払いができると思いますけども。その関係を、どれぐらい、年間、施設利用者が入って、そしてあの施設を幾らで貸し出して賃貸料を取ればいいかという、そういう話合いなどは持たれたことはありますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

美島議員の質問にお答えします。

現在、施設管理をされている方、施設の周辺の清掃管理を行う傍ら、国内では希少な国産コーヒーである徳之島コーヒーを生産し、実際に味わうことのできる生産者で、徳之島コーヒーを飲むために遠方から訪れる観光客も多く、伊仙町の観光のPRに寄与している一人だと考えております。令和4年度の入館者数としましては3,213名となっております。

現在、利用料につきましても、展示室の展示内容が戦艦大和に関する資料、模型、写真が展示されていますが、戦艦大和に関する説明等々、展示物としてはいまいちな部分もありますので、今後、岬に建立されている慰霊等に関する内容など資料を充実させていき、また、利用料金のほうも定めていってまいりたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。ぜひ、使用料等を取って、それを運営費に活用して、もっともっと利用しやすい館にしていただきたいと思います。

それと、この条例の中に、第9条「公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならな

い。」という第9条の4項「はり紙若しくは、はり札をし又は廣告を表示すること。」は、してはならないと条例に定めています。そうすると、あそこには、この施設の運営内容なり何か店の名前の看板が出ています。そして、大事な施設の戦艦大和資料館という出でていた看板は、あれ外されて、そして、最近また小さな板に書いた戦艦大和資料館というのが立っています。これも、私が指摘したことありますけれども。

行政において、こういう手抜かり、こういうようなことをやってきたそういう指導力、これは、やっぱり各担当課の下でやっているわけでありますけれども、執行部の在り方、あるいは町長としての確認事項、そういうことを私は強く言つきました。副町長がいないから、行政内の監視をする人がいないよと、早く副町長も決めなさいと、私はずっと申し上げてきました。以前の副町長がいたときにも直接、そういうこともやりなさいということを質問をした経緯もあります。そう言われてもやらない。そういう行政。

そしてまた6番目に「行商、占等その他これに類する行為をしてはならない。」占拠という意味ですか、場所を特定して利用する、そういうことをやってはならないと、許可がないとやってはならないという項目があるんですけれども。あそこにあずま小屋が建っています。そして犬田布岬の記念碑があります。あれも私は後から知つて、あのあずま小屋も2年ぐらいたってから、自然にもう町が建てたのかなと思って、あれ、こんな工事の予算上がったことないんだけどという話をしたら、実はこれは名古屋から来た人の寄附だという話をしたんですけれども。それ、いいことですよ、いいことなんすけれども、条例にうたわれていることをきちんと守る、それに従つて事業をする。そういうことが何か手薄になって、なあなあ的な行政がずっと行われてきたことに対して、私は監視機能を、チェック機能をしっかりせんないかんという思いがあるわけです。

あずま小屋、その犬田布岬可否の件、その件についての説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えいたします。

岬にあるあずまやに関しましては、観光連盟を通じて個人の方からの寄贈となっており、あずまや寄贈に伴い、また、犬田布岬のほうが国立公園としても指定されており、国立公園特別地域内工作物の新築許可をまず伊仙町のほうに提出し、そこから大島支庁のほうにも国立公園特別地域内工作物の新築許可申請を行い、許可を頂き、あちらのほうに新設しております。

○14番（美島 盛秀議員）

そういう手続が踏まれていたら違反的な行為はないと思いますけれども、国立公園だから許可を取ったと思いますけれども。町の条例としては、観光公園犬田布岬となっていますので、その条例の中にもこういう施設の内容、戦艦大和慰靈塔の施設だけでなく、こういう施設もありますというのを入れたほうがいいと思いますので、条例改正の見直し等にも取り組んでいただきたいと思っております。

2番目の戦艦大和慰靈塔修復プロジェクトについては以上で終わります。

続いて、3番目の農山漁村振興交付金事業実施に関してでありますけれども、これは私も特別委員長という責務を負っておりますので、特別委員会をこの会期内で開催できないかということを議長にも申入れをしてありましたら、会期内に、12日に特別委員会を開催すると日程も決まっていますので、特別委員会の中で詳細等はできると思いますので、答弁は必要ないと考えております。

次に4番目、これは私、一番大事なことだと考えておりまして、伊仙町地域女性連団体協議会の12月議会に答弁された町長と教育長の答弁内容を何回も繰り返し議事録を見ました。そのときに、町長の答弁の中にスクラップ・アンド・ビルトという答弁があります。私はぱっと思いついて、あつ、スクラップというのはくず鉄、廃棄物、そういうのに使うのではないかなと思ったら、そういう意味を含めて、町長は広い範囲でそうならないような、そういう組織がこれからの伊仙町のために役立たせるための考え方で言ったという内容の答弁がありました。それも理解できます。

しかし、町長として、町で活躍しているそういう地域女性連といえば女性全体の大きな組織だと私は考えます。そういう場所でスクラップという言葉を使うこと、これが適当な言葉なのかと今でも思っています。

それで、ビルトというのは、こういうビルのことだと思います。人をこういうビルにたてがえるとか、スクラップにたてがえて言うとか、私はちょっとこの言葉には気をつけて、トップに立つ人の使う言葉ではないと、もっともっと真剣に考えていただきたいという思いがあって、このことを通告したわけであります。

それと、教育長が、悪しき伝統を払いのけという答弁がありました。私は、この悪しきという伝統、あってはならないと思います。これが教育長の答弁かと。悪しき伝統、どういう伝統なのか。私は、この言葉に関しても、やっぱり行政に、トップに立つ人たちの使う言葉ではない。最近は、いろいろ問題視されております、セクハラとかパワハラとか。岐阜県の市長がパワハラ問題で、5日、昨日、辞職しました。

私もよく冗談的にそういうことを、身勝手な言葉が出てくるんですけども、やはり今の時代は大きく変わっています。そういう大きな節目のときに、やはり真剣に考えて、これからの後継者づくり、あるいは若者への次世代へのバトンタッチあたりを真剣に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、その町長の考え方、教育長のその悪しき風習、伝統といったら風習ですね。そこらあたりを言葉の使った理由と。分からんでもないですよ、深く考えれば、昔からのそういうことを考えれば分かります。

しかし、行政にある町長、教育行政にある教育長がこのような、自分の思いにあっても、この言葉をじかに出て表現するということはどうかなと考えておりますので、このことについて答弁をお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

組織は時代の中で変化したり、いろんな仕組みがどんどん変わっていくというのは、発展していく段階においては必ず出てくるわけでありますけれども、私は決してその組織を、例えば慢性的に

同じような組織をしていますと、いろんな慣れであったり、常に新陳代謝していくということも、それは私自身にとっても同じ考えではなくて、時代が変化する中で、いろんな価値観も変わっていくことがあるわけでありますので、この言葉がそういう物事を。スクラップとは不要物というのか分かりませんけども、そういうものではなくて、その組織が老朽化しているのであれば、今、美島議員が言ったみたいに新陳代謝というふうな表現も、取りようによつては、やっぱり適切ではない言葉かもしれませんけれども、外国ではいろんなことが、例えばスクラップ・アンド・ビルドにしても、いい意味にもかなり使われているわけですね。組織を変えていかなければいけないというふうになっているのが、世界の常識ではないかと思っていますけれども。

ただ、日本では、そのように取られることもあるとは思いますけども、私は決してそういうふうな不要物だというふうな考えは全くなかつたわけありますので、そのことに関して美島議員が特にナーバスというか、そのことに非常に違和感を感じているということは、個人的な理解の仕方もあると思いますけども。ただ、美島議員がそう思うのであれば、私の配慮が足りなかつたということになるわけでありますので、その点に関しましては、誤解を与えたことに関しましては、私の語彙力の貧弱さであったんではないかと思っておりますので、今後は、発言する言葉そのものは非常に重要ですから、神経をあらゆる、こう言つたらあの人はどう思うだろうかということなどを配慮しながら、今後は答弁をしていくことが大事ではないかと思いますので、今日のそのことを踏まえて、美島議員にこういうことを指摘していただいたことを感謝申し上げたいと思います。

○教育長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございます。まず、私の答弁の前に、町長がおっしゃったスクラップ・アンド・ビルドという表現ですけど、これは企業で生産や効率の悪い部門を整理すると、そしてビルドというのは新たな部門を設けるという、企業の中でよく使われている言葉で、美島議員が指摘されていた名詞的に壊れたものとか使い物にならないものとか、こういう名詞的な使い方をふだんしないと。動詞的に、今から整理するという動詞的、今から立て直すという動詞的には使うことはあったとしても、名詞的に壊れたものとか、そういう表現はあえて、この言葉の意味としては一般的には使いません。そのことは理解していただいたほうがいいかなと思います。

私の悪しき伝統の言葉の中でも、これも不愉快な思いをさせたということですけど、日頃、美島議員のほうからも、是は是、非は非という言葉、よく出てきます。正しいことは正しい方向でいかないといけないし、間違ったものは間違ったもので、皆でただしていかなくちゃいけないと。

その中で、私の考えている悪しき伝統というのは、政争の具として使われたりとか、町長派とか反町長派とか、こういう言葉で片付けられるような女性連の団体であつては困ると、そういう意味を込めて、悪しき伝統という言葉を使わせていただきました。この言葉は表現的にちょっとふさわしくなかつたら、また、私が言わんとする言葉に変更させていただきたいと思いますけど。今言った理由としましては、物事を決めるのに正しいことは正しい、悪いことは悪いということをきちんと判断しながら、そこには町長派とか反町長派という言葉は通用しない、そういう政策を私は目指

していかなくちゃいけないと意味を込めていますので、その理解を頂きたいなと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

私も日頃から、こういう町長の考え、教育長の考えを理解しています。私もそう言いたくもなる立場に置かれるときもあります。

しかし、今の激しい政争の町と言われている伊仙町の中で、そういう言葉遣いの一つでも、私はそういう選挙の具になるという思いがあります。いろんなそういうことを選挙の具にして、政争に関わってきた私の責任も痛感しております。ですから、あえて、今後、伊仙町にはそういうことがないような、激しい政争が起きないような、そういう若者にこれからは教育を、教育長はしていただきたい。また、町長は町長の立場として、職員にもそういう指導をしていただきたい。

いろんな問題点が聞こえます。いろんなことを聞かれます。今まで何回か、こういう質問等もやってきましたけれども、町長は全く取り合ってもらえませんでした。美島議員は人のうわさとか、世間のうわさとか、自分の考えとか、そういう答弁で終わらせてきました。本当に寂しい思いをしてきました。ですから、そういうことが町長の言つていいこと、教育長の言つていいこと、そういう言葉遣い一つ一つが、私は、この伊仙町の選挙の具になつてゐるんじゃないかと。それ以外にもありますけれども。

ですから、そういうことを今後真剣に話し合える、議論ができる、そういう場を、残された1年半に町長はしていただきたい。我々議会としても、それを願っております。このことを申し上げて一般質問を終わりたいと思いますけれども、再度申し上げます。

先日の町長の、次回の1年半後の町長選挙には出馬しないという発表、この町長の英断に、私は本当に拍手を送りたい。これが町長の後継者をつくっていく使命だと考えております。また、決してそのことをもって、それを具にして、政争の町に戻すようなことがあってはならないと考えておりますので、執行部の皆さん、町長中心に、あるいは教育長中心に、政争の町に後戻りしない、そういう今後の取組にも十分配慮していただきたいということをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡林剛也議員の一般質問を許します。

○8番（岡林 剛也議員）

町民の皆様、こんにちは。伊仙町議会、岡林でございます。それでは、早速ですが、一般質問に入っていきたいと思います。

1、教育行政について。

世界と比較しても、我が日本の子どもたちの学力の低下が懸念されている昨今でございますが、町内においても令和3年度から5年度にかけて下降しているように懸念されております。

これを踏まえて、問い合わせ1、全国学力テスト調査。これは全国の小学校6年生と中学校3年生が対象の調査テストでありますけども。その結果が、町内小学校の平均正答率は全国・県平均と比較してもさほど劣ってはおりませんが、これが町内3中学校の正答率となると、私が聞いた話では、学力テストの前、2、3週間はこのテスト対策の授業中心に偏っているにもかかわらず、全国・県平均を大幅に下回る結果となっております。その原因はどこにあると考えるか、また、その対策はどうするのか問います。

次、2、旧農業高校跡地の利活用についてお伺いします。

旧農業高校跡地4階建て校舎は、1階に歴史民俗資料館が入っており、4階には令和3年度ぐらいでしたか、国の補助金を使ってサテライトオフィスを建設したのですけども、いかんせん4階まで階段で上るのが大変なこともあります、また有料で、町民に周知が不十分のため、主に本土の民間企業が利用して、町民にはそれがあまり還元されていないように思われます。今後、耐震補強やらエレベーターの設置が計画されているんですけども、今後の跡地利用計画をお伺いします。

3番、水道行政について。

これも数年前に総額5億円ぐらいかけて東部浄水場を整備したんですけども、この東部浄水場の水源、これは東部ダムから貯っていたんですけども、それが最近、水が枯渇し水源が確保できなくなって運転を停止していたと聞いたんですけども、現状と今後の水源確保に向けた対策を問います。

次回からは自席にて質問したいと思います。

○教育長（伊田 正則君）

ただいまの質問、ありがとうございます。学力は人生のマスターキーと私も考えていますし、議員から指摘のあったとおり、学力はこれから生きていく中で非常に重要な能力だというふうに感じています。教育行政に関わるものとして、子どもたちに生きる力を、特に学力を高めていくことに重要な責務があるというのはご指摘のとおりだと思います。

午前中の答弁でも同じようなことを話をさせていただきましたけど、日本の子どもたちが黒板とチョークを使った教え込む授業、子どもたちはそれを理解して解き方を教えてもらって、その解き方に従ってドリル等をしながらこなしていくと。それから、学校は宿題を与えて、与えたものを従順にこなしていくと。こういう日本教育が、今、見直されてきていて、これからの中の国際化の中でグローバルな世の中に出てきたときに、子どもたちがいろんな課題に対して対応できるような能力をつけていくことが呼ばれていて、今、国の中でもいろんな施策がなされています。

そこで、先ほども午前中も話をしましたけど、宿題が与えられなくても、自ら学習に向かう力。午前中、町長からありましたけど、私たちの先人たちが体験の中で、あとちゅっつきぱりしたら夢が実現するかもしれないとか、あとちょっと頑張ることで闘牛なんかでも勝利の手舞があつたりとか、こういうのがありますけど。あとちゅっつきぱりっていうのは、そこにもう一回向かっていく力を子どもたちが養っていくと。あと一問解いたら、もしかしたら自分の希望する進路が待っているかもしれない、あと100字の漢字練習してから、今日寝ようかなとか、そういうのを自分から考え出せるような子どもがいたら夢の実現に近づくんじゃないかなとか。こういうように、人から与えられないとできないのではなくて、自分から物事を探し出して、課題を探し出して行動していくと。

私たちは徳之島で将来的に農業するにしても、サトウキビを作るときに、窒素肥料が今必要なのかとか、今はリンの肥料とかカリの肥料とか、窒素、リン、カリの中の何を中心にまけば、この作物は大きくなるのかとか、この時期にまいていいのかどうかとか、いろいろなことを考えて、自分で課題を見つけながら農業にも取り組んでいくと。そういう意味からして、自らが課題を見つけて、自らがいろんな取組を主体的にやっていくという能力は全ての世界で必要だというふうに感じています。そのところが、日本教育の場合には今見直しが進んでいると、大きな転換期に来ていると、ということで、伊仙町もそこの転換期の中で大きく見直さなくちゃいけないかなと思っています。

小学校のときは、宿題を与えてもらったら親が横に付き添いながら、親の言うことを聞いて宿題をこなす、これはできます。ところが、中学校になって親の言うことをあまり聞かなくなったり、自ら学習するような力がついていない子に対しては宿題を与えたとしてもやらないし、また、与えなかつたとしてもやるような子どもというのはだんだん減ってきていると、これがこういう結果につながっているというふうに思っています。

そこで、今までの課題としまして、方向性としましては、今までの教師主導の授業を展開していく、子どもが受け身的な学習に向かうのではなくて、主体的に向かうための授業構成、授業づくりをどうしていくかとか、また、学びに向かう姿勢が、意識として子どもたちや保護者を含めた地域の中でも薄いだろうと、その部分を、環境を変えていく必要もあるだろうと。そして、勉強は学校だけですればいいんだと、そういうような固定観念の子どもたちもいます。そういうのを全て変えていく必要がある。主体的に、自らが自分の夢に向かって歩いていけるような子どもをどう学校の中で育てていくかと、または、子どもを取り巻く家庭や地域で、どれだけそういう意識を持ってやっていくかと。

昔は、体験の中でそういうのを学ぶこともできたと思っています。サトウキビのきびかさぎをするときに、難儀してきびかさぎをしていたら、もうちょっと早くきびかさぎをするためにはどうすればいいかとか、親から与えられなくても、自分で考えてきびかさぎを早くする方法を身につけたりとか、または農作業の中でも効率を求めていたときに、こうすればうまくいったねとか、いう体験の中で子どもたちは学んで、いろんな主体的な部分を育ててきたと思います。

それが、今の子どもたちは受け身的な部分とか、または家の中にこもってゲーム三昧とか、そ

いう中でなかなか主体的な部分が育てにくい環境があると、ここを大きく変えることが、小学校、中学校、また高校、社会人として、常に学び続ける子どもたちに育てられるかなというふうに思っています。

今年度、令和5年度、それから令和4年度、小規模校の研究指定校。授業改善とか指導法改善という小規模校でこういう指定を受けた学校が伊仙町内でもありますけど、この伊仙町内で指定を受けた学校は物すごく学力は伸びているし、子どもたちは主体的に学習するようなタブレット等を使った学習方法とか、または、子どもたちが自分たちで話し合いをして解決していく主体的な部分とか、こういうのを先生方の中で同じ方向に向けて改善されている、学力が上がっているという現実があります。

こういうような小規模校で取り組んだ研究発表の取組を、来年度は伊仙町の中でもさらに増やしていきたいというふうに考えています。具体的には伊仙中学校区を県のほうで指定してもらって、伊仙小学校、鹿浦小学校、馬根小学校、伊仙中学校を中心とした小中連携の充実をさせながら授業改善をどう進めていくかとか、または、面縄中学校を中心として人権のプロジェクト、子どもの人権を見直すということが学力を保障するということにつながりますので、そういうところを取り組ませるとか。

また、午前中も話をしましたけど学校運営協議会、これ私たちが、昔は地域で子どもを育てるとか、隣近所のおじちゃん、おばちゃんが子どもの成長を見守るとか、そういう姿勢がありましたけど、今は法律で学校運営協議会をつくらないと人様の子どもに対して口を出すことができないとか、そういう環境になりつつあります。そこで、この学校運営協議会をつくることによって、この協議会の中から、この地域には、この手踊りを残さないといけないんじゃないかなとか、この棒踊りは後々永遠に、熱心な先生がいなくなつたとしても続けられるような特色ある学校に育てなくちゃいけないんじゃないかなとか、また、こういう体験を子どもたちにやらせることが、今言った主体的な部分につながるんじゃないかなとか、こういうのを学校運営協議会の中で地域の代表とか保護者の代表の人たちが話し合いをして、そして学校に提言していくと。学校はこれを聞かなくちゃいけないという、学校運営協議会には権利と責任も与えられていますので、そういう責任を果たす意味からも、先ほど言った学習に向かう力が弱かったら、先生、宿題出してよとか、学校どうにかしてよというだけではなくて、学校運営協議会として、勉強しない子どもたちに対してどういう取組が一緒になってできるかということを考えなくてはいけない。保護者も、それに対して人ごととして捉えてはいけないと。

今、数字としては中学校が点数が下がっているという形になっていますけど、これは中学校だけの問題ではなくて小学校にも問題があると。小学校で与えられたものを従順にこなすだけで満足していた、点数を上げることで、どうにかその場でよしとしていたと。これについても考え直さないといけない。小学校を卒業しても、中学校を卒業しても、常に学び続けるような子どもたちを育てるためには、家庭も含めたいろんなところで、その意識した同じ方向性の考え方を持つ必要がある

だろうということを考えています。

今、大島教育事務所は、小学校60分、中学校90分という家庭学習の目標があります。60・90運動といいますけど、これは現実は60・40なんです。小学校が60分は勉強しています。その報告を毎月受けています。中学校は40しか実現できていないと。この40の原因が、今言った主体的な学ぶ力の弱さかなというふうに感じています。この部分を伊仙町の教育委員会としては小中校長先生方と連携を取りながら、また、ICT担当とも連携を取りながら、または学習支援担当とも連携を取りながら進めていければというふうに考えています。

以上です。

○8番（岡林 剛也議員）

さすがに教育長ですね。貴重なご意見だと思います。

それで、学校運営協議会ですか、それは具体的に学力を上げるための会議とかはしたことがあるのかどうかお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

多分、残念ながらというか、令和5年度に、小中学校全ての学校に学校運営協議会を設置しようということで令和5年度は取り組んできましたので、その中身の改善は令和6年度の大きな課題だと思っています。地域の方たちも、今まであった学校評議員会と、この学校運営協議会がどう違うかということが認識が薄くて、それは教育委員会の研修の不足という反省点でもありますけど。学校運営協議会は、今まであった学校評議員会と違うところはこういうところなんだよと、いろんな意見を出すこともできるけど、意見を出すだけではなくて、今言った学力についても、みんなで考えなくちゃいけないかなというところを周知していく必要があろうかなと。今の現実では、それが実施されていないというふうに認識しています。

○8番（岡林 剛也議員）

それでは、その対策はまだ未定ということでおろしいでしょうか。この学力低下に対する、どうやっていくかという対策については、まだはっきりとした方向性が決まっていないということでおろしいですか。

○教育長（伊田 正則君）

学校運営協議会だけについていえば、今、喜念小学校の校長先生を中心に、学校運営協議会をどう活性化していくかということを取り組もうという計画はあります。喜念小の地域の方々には校長だよりで学校運営協議会の広報活動をしていると思いますけど、どういう活動をしているかということは届いていると思いますけど、そういう先進的な学校を中心に取り組んでいきたいと思っています。

学校運営協議会以外でしたら、先ほど午前中にも答弁させていただきましたけど、教育委員会の役場のフォルダーに各学校で実践してきたファイルのデータを保存して、それを、例えば小学3年生の算数だったら小学3年生の算数のフォルダーを作って、そこに先生方が作ったデータを保存し

てもらって、そしてそのデータは自由に使い回しをして、改善したら、それなりの先生方のデータを保存するという形にすれば、一つの学校でやっている事例がさらに広まっていって学力向上につながるかなというふうに思っています。

以上です。

○8番（岡林 剛也議員）

この問題は、今すぐやって、今すぐ結果が出るというわけでもないので、いろいろ試行錯誤をしながらやっていくしかないのかなとも思いますが。取りあえず、町内の学校、今は小学校は、国、県と比較してもそんなに遜色ないんですけども、いかんせん中学校がひど過ぎて、私のデータによりますと3教科平均で、国数英なんですけども、3中学校の3教科平均が全国平均よりマイナス19ポイントぐらい下がっていると。ちょっとこれはひどいかなとも思うんですけども。すみません、これは英語でしたね。総合でしたら14ポイント、3教科平均で国より低いという結果が出ていますが。小学校はいいでしょう。それと、これがまた中学校になると、小学校と中学校の学力格差のみならず、町内3中学校間においても、学力上位校といつても国、県よりは全然下なんですけども、3中学校の中の上の校と下の校の間にも相当の格差があるんですよ。それはどうしてだと考えられますか。

○教育長（伊田 正則君）

これも学校の中で、大体平均より苦手とする子どもたち、平均よりもちょっと下の苦手とする子どもたちの授業展開というのは、多く授業づくりの中でつくられるんですけど、そこが教え込みの授業だったらなかなか、苦手としている、平均よりちょっと下の苦手としている子どもたちのところまで届いていないと。じゃあ、どういうふうにして苦手としている子どもたちの学力を上げていくかといったら、子どもたちが自分たちで解決するような話し合いをしながらとか、教え合いをしながら、全ての子どもたちが自分の周りの子どもに聞いたりとか、または学力が高い子が教えてあげたりとか、こういうような学び合いが進むことによって解決できると思うんですけど、苦手としている子たちは、そのまま授業の中で置き去りになってしまっている、やらされた感の中から脱却できていないと、そういうのがあるのかなと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

何といいますか、地域性とかはどう考えますか。その3中学校の地域性もあるのではないか。お願いします。

○教育長（伊田 正則君）

それを具体的に名前を挙げて、ここで町民の皆さんにお知らせするというのは正しい方法なのかどうかよく分かりませんが。地域では、先ほど岡林議員からあった中学校にても全国平均に到達している、ほぼ全国平均になっている学校もあると思っています。それと反対に、全国平均を大幅に下げてしまう学校もあるというふうに感じていますので、これはもう先ほどから話をしているように、それぞれの地域の特色がある中で一緒に解決するのではなくて、学校運営協議会とか保

護者とか学校と連携を取りながら、みんなでこの課題について話し合っていくことによって、それぞれの地域の問題の解決につながるかなというふうに感じています。

○8番（岡林 剛也議員）

私の持っているデータで、3中学校1教科たりとも、1校たりとも、県平均、全国平均に並ぶものは見当たらないんですけども。それより上がっているところもあるんですか。平均、県、国より、私がもらった資料ではないんですけどね。

○教育長（伊田 正則君）

令和5年度の状況はそうだったと思いますけど、令和4年度のデータを見ますと高いレベルの学校があると思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

私のデータでは令和4年度は、この0.0というのは大体平均なんですかね。これより全部下がっていますよ。同じぐらいのなんか一つもないんですけどね。まあいいでしょう。

県教育委員会の、ここに分析があるんですけども、これによると、小学校、中学校では、学年が上がるほどに「授業がよく分かる」と答える児童生徒数は少なくなっているとあります。このことは、学年が上がれば上がるほど授業についていけない生徒が多くなって取り残される、置き去りにされていくという生徒が増えていくということであると考えられるんですけども、町内のこの3中学校は、まさに輪をかけてそのような状況にあると思うんですが、その取り残される、置き去りにされる児童生徒にはどう対応しているのかお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

先ほども話をさせていただきましたけど、そういうような問題を解決するために学び合いという、今、授業の改善が進んでいます。それぞれの授業の中で教師が一方的に教えるのではなくて、子どもたちがグループの中でお互いに教え合いながら、そしてまた質問し合いながら学びを深めていくと。ただ教え込まれることによって簡単に解き方だけを理解するのではなくて、なぜこの解き方が大事なのかということもグループの中で、班の中で解決、学習できるということで、苦手としている子たちも、一方的な教え込みだったらノートを写したりとか、授業に参加しているように実際見えますけど、授業に参加していた後、定着しているかどうかというのがなかなか確認がしにくいと。その中でグループで話合いをさせたりとか、教え合ったりとか、学び合わせることが、苦手としている子たちの支援にもつながっているかなと思っています。

また、町のほうでも各学校1人か2人、支援を要するに子どもたちには特別支援員というのも配置していますし、そして、午前中、課長のほうからありましたけど、n a v i m a という支援ソフトは、それぞれの子どもに合った能力に応じた学習内容を提示してくれますので、得意なところは伸ばしたいという子どもは難しい問題にチャレンジしていきますし、苦手な子は基礎的なところを第一に何回も繰り返すというような学習システムができるということで、苦手な子どもたちにもどうにか学習に向かう能力を育てていくようなシステムになっているかなと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

そういうタブレットとかを使うのもいいんですけども、私が聞いた話によると、やっぱりタブレットを持たせると、みんなゲームをするか動画を見ていると、あまり勉強に使っている様子は見られないんですよね。

それで、私が考えたというか思ったのは、伊仙町、こんだけ先生を退職した方は相当な数がいると思うんですけども、昔は学校の先生がずっと遅くまで、分かるまで教えたりとかすることも多々あって、放課後も教えてくれたりする先生もいましたけども、今の先生にそういうことを求めるのはちょっと酷なんで、そういう退職された先生方、そういう方に協力をお願いして、そういう理解できない生徒を集めて教えてあげるとかいう、そういう施策は取れないものかお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

お答えします。

瀬戸内町なんかは、今言ったように退職した先生方が学校応援団という形で入って放課後学習。学校の先生方はタッチしないで、地域の方々はタッチするというようなシステムで動いているところもあります。もし、この伊仙町にそれが可能でしたら、瀬戸内町の事例等も参考にしながら、進められる部分については進めていきたいなと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、そういう施策を取っていただきたいと思います。

やはり、先ほどから生徒の自主性とか主体性、それを伸ばすことが大事だと思っていますけども、それを、ただ生徒に求めるだけでは、全く心というか、そういうのは育たないと思うんです。その要因の一つには、各家庭内における学習、学力に対する意識の低さも関係していると推察されます。親御さんたちは部活動やスポーツに関しては、ともすれば我が子以上に熱心で一生懸命なんですけども、事学習に関していうと、あまり関心がないように思われます。無料にもかかわらず検定試験を受ける生徒が少ないと、そういうこともあります。そういう親御さんは大体、勉強ができない生きていけるでしょうと、勉強さえできればいいのと、そういう方も多くおられます。そう問われてしまうと、私にはせいぜい、子どもの将来の選択肢が増えるでしょうと返すぐらいしかないですけども。

先ほど、教育長が人生のマスターキーであると、すばらしいことを言っておりましたが、教育長のように、長い期間、児童生徒と関わった経験と高い見識を持った人格者が、子どもが学びに向かう力、人間性は、自己肯定感、粘り強さ、挑戦心が幅広く含まれるものであり、学びの土台となって、一度身につけると生涯持続するものであると言われている説もありますが、こういうようなことを大所高所から親御さんたちや他の地域住民、町民の方にも、今実施している集落座談会などで広く訴えていくことも必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

議員のおっしゃるとおりだと思います。急に今までの教え込み、受け身的な授業から、子どもた

ちの主体的な部分につなげていくという転換というのは難しくて時間がかかると思います。少しづつ先生方も研修を積みながら、子どもたちが活発に発表したりとか学習に取り組んだりするという環境を、先生方も研修を通して磨いていかないと、ただ子どもたちに好きにしなさいと言つても、授業中に歩き回ったり、関係のない話に花を咲かせたりとかいうことで学級崩壊につながる可能性もあると思っています。そうならないためにも、まず先生方はきちんと学習を積むということ、そこはもう一番地というか、そこがまず学校の先生方は逃げてはいけないところだと思っています。

それとプラス、学校だけでの改善ではなかなか変えないと。そこで、今、地域座談会の話もありましたけど、地域座談会でまちづくりを、地域の人たちの声を参考にしながらまちづくりをしていこうという取組が今なされていますけど、やっぱり子どもたちを育てるに当たっても、保護者や地域の方たちが子どもの将来を見据えて、きちんと意見を発していくと、そして学校の運営にも参画していくと、この姿勢がないと変わらないだろうと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

ちなみに、もし町長もよければ。町長、教育長は、勉強はできなくても生きていけると主張する親がいたら何と返しますかね。参考にしたいので答弁がもらえたならありがとうございます。

○教育長（伊田 正則君）

これは私の私見というか、今、島を離れて島外で活躍している人の中には、そんなに勉強しなくても、会社を経営したりとかリーダーとなって活躍している人たちもいらっしゃいます。その人々は何がよかったですのかなって考えたときに、小さいときに難儀をしたりとか、いろんな環境の中で乗り越える経験を積んだりとか、その体験を通して、将来の生きる力を身につけていったと思うんです。そして、いい年になったときに、やっぱり勉強も必要だなとか、英語もちょっと勉強したほうが自分の仕事にとって大事だなとか気づく時期があって、その時期になってから学習を深めたりするという大人も多いと思います。その基本になっているのが、先ほど言った算数ができるとか国語ができるという学力だけではなくて、人生を生き抜く力というか、そういう能力が小さいときに体験や、または授業の中でどれだけつくり出せたかというのが大事だと思っていますので、点数も大事、点数取らないと高校には合格できませんし、大学も合格できません。点数も大事。だけど、この点数だけの選抜の仕方も、今少しづつ日本の世界も変わってきていますけど、今の段階では点数も大事、そして体験を通して生き抜く力も大事だと、ここを並行して両方とも鍛えていくということはすごく大事だと思っています。

○町長（大久保 明君）

今、教育長から、本当に教育者としてあらゆることに見識があるということが改めて感服いたしました。

今、突然言われて、好奇心とか関心を持つとか、一つのことに何か集中したら、その分野でどんどん進んでいけば、それはまたほかのところでも応用できると思います。

最近、発達障害ということが浮き彫りにされておりますけども、昔から発達障害の人はいたけれ

ども、それは多くの子どもがおって、そして遊ぶ場所があって、親もあまり見ない中で、自由にやっている間に発達障害というのは自然に治っていったような気がいたします。

何か得意な分野というと、私はとにかく小学校1年の頃から地図とか地球儀を見ることばっかりしとったんです。そのことに非常に関心があって、そしたら親が高校の地図帳を買ってきてくれて、それから白黒のテレビが来たときには海外特派員報告とか、ああいうのは、やっぱり好奇心があつて見逃したらいけないというふうな感じがあって、一つのことに集中していったら、それはまたほかのことにも応用できると思っておりますし。我々は英語はいっぱい勉強しましたけども、会話ということはあまり勉強しなかったけれども、最近しかし、いろいろなところで、単語を並べただけでも大体通じるなということも分かってまいりましたし、今フィリピンの英語指導者と教育委員会がいろんな予算を投じてやっていくということなどを見ると、私たちの島口は物すごく日本の古代の尊敬語とか、そういう難しい言葉を私たちは使っていたわけです。

例えば、今の五十音は全て、昔の平安時代、奈良時代の言葉は、今私たちが使っている270ぐらい発音がありますね、クイー、ティー、セイー、ネイー、ムイーとか。例えば古文で、万葉集で「いときよらかなり」と言いますけど、あれは「いときよらかなり」と万葉じや言っていないんです。テエーゲキュラーサと言っているわけですよ。それを分かったとき、身震いがしましたよ。私たちの方言が由緒ある言葉だということなど分かったら。

ですから、学問というのは好奇心を持つことが一番きっかけになるとは思っておりますし、確かに我々の時代は、小学校のときは畑で仕事をしている子どもたちが多かったけど、今のスポーツのあれは、ああいうことが全くなかった中で、スポーツを一生懸命やればチームワークもできるし、しかしながら一流の選手にもなれるという、そしてチームワークなどを学ぶとかいうこともあると思いますけども。

学校の環境が日進月歩でありますし、最近はタブレットがないと何もできないというふうな教育ですけれども、やはり地元学とか農業を学ぶとか、いろんな困っている方々、例えば今、農福連携を私たちが推進していかなければならぬのは、人口減少社会の中で彼らが、例えば発達障害の方とか統合失調症とかアルコール依存症の方々が仕事に参画しなければならない時代になってきたわけでありますので、そういうことをいち早く伊仙町は進めていこうということで、今このブルー・スカイには何と、この前も申し上げましたけれども、刑務所に行って、罪を犯して帰ってきた人たちが履歴書に書かれるわけですから、どこでも雇用ができないけれども、それをブルー・スカイでやっていただきたいということを法務省が言いに来たということがあるわけですから。

ですから、話はずれましたけれども、私は好奇心、そして例えば海を見たら西にも海があるし、その向こうには上海があると、東を向けばハワイがあると、カリフォルニアがあると、地球儀を見て俯瞰的なことを学べるのは、この島では分かりやすいんじゃないかと思っておりまして、そういうことなど、好奇心を一つのことに、私、今でも地図帳を毎年買ったり、地図を見て、この場所はどこだとかいうことなどには異常に関心がありますけれども。そういうことが、一人一人が何が得

意であるかということなどは知識欲とかそういうこともありますけれども、子どもたちも何か一つに集中していくと、必ず一人一人は特技があるわけですから、そこをいかに生かしていくかなど考えていくことが大事だと。一点突破していくことが、それがまた子ども自身があらゆることに応用できると。歴史が好きであれば、それを数学にも応用できるだろうとかいうふうな感じがいたします。

伊田教育長がいろんな話をしたりしているのを聞いて、やっぱり教育というのはこういうものかと。あと、ちゅっきぱりとお父さんがよく言ったということ、すばらしい教育だったんではないかと思いますし、畠で仕事をするということなども、子どもたちが今はそういう機会がない、チャンスがない、昔は強制的にさせられていた中で学んできたことを、今の時代に何が子どもたちにとって重要であるかということは、この伊仙町議会で今日、岡林議員があえて質問したことは、これから教育の在り方について議論していく大きな出発点になるような気がいたしますので、心から、いい質問だったと感謝申し上げます。

○8番（岡林 剛也議員）

お二人とも造詣の深い話、ありがとうございます。あまり参考にはなりませんでした。

続きまして、私はやっぱり親御さんの意識を変えていくには、町としても恥ずかしくて隠したいんでしょうねけども、多少荒療治ではあるんですけども、学校別に学力テストの結果を町のホームページや広報誌、学校だより等で情報公開したらどうかと思うんですけども、やはりそれくらいの思い切ったことをしないと親御さんたちの意識も変わらないのではないかと思いますが、それはどうでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

今の岡林議員の質問に答える前に、先ほど、私は全国学力調査の平均をクリアしている学校という話をしましたけど、正しくは鹿児島学習定着度調査、この結果の中でクリアしている学校があるというふうに訂正いたします。

全体の公表するという形をした場合に、小規模校等はあの子とあの子とあの子がいるんだなという、点数を開示すると同時に固有名詞というか、名前が大体浮かぶんですね。そういうところでプライバシーを守ることができないと。そこで、なかなか開示するというのにもいろんな配慮が必要な部分が出てくると。そういうことで、一般にというか、簡単にそれぞれの違いを公表するというのは難しいと。それよりも学校が認識をして、また地域が、校区が認識をして、地域の校区の中で、どれだけ自分たちが頑張らないといけないかということを、きちんと自分のこととして捉えさせるという、人ごとではなくて、自分が当事者意識になって、このことについて目を背けないと、そういう環境づくりのほうが、まず優先かなと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

小規模校ではプライバシー云々というのが多分出てくるとは思うんですけども、東部、中部、西部で分けてもいいんじゃないかと思います。小学校も、東部の小学校、中部の小学校、西部の小学

校というふうに分けてやらないと、地域住民は学校の成績なんか全然分かりませんよ、今までには。それで、今こういう質問をしているんですけども、どうですか。

○教育長（伊田 正則君）

学校運営協議会の中では、それぞれの学校のデータ等は開示されると思います。その開示した中で、じゃあ、うちの小学校は町の中でも低い学力の状況なんだけど、これに対してどうすればいいかということは、学校運営協議会の中で共有はできると。その学校運営協議会の中で共有できた場合、それは地域に広めていかないと、地域みんなで改善する方向を探っていかないと学校運営協議会の意味がありませんので、それぞれの学校で今は対応できるところを探っていきたいと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

協議会委員だけが幾ら分かっていても、やっぱり地域住民の人にもそういう情報を知らせないと意味がないと思うんですよ。だから、ぜひそういう情報公開をしていただきたいと思いますが、そういう方向で考えられませんか。

○教育長（伊田 正則君）

学校運営協議会だけのメンバーがその情報を持つのではなくて、学校運営協議会の役目からして、その持った情報を外に広げていかないと意味がないんですね。ですので、その学校運営協議会が知り得た情報については、具体的にこういう数字だということを地域の皆さんに公表しながら、地域みんなで取り組んでいけると、そういう体制ができていかないと、運営協議会の目的としてはまだ弱いかなと思います。これが広げていけるように、また、私たちのほうでも、教育委員会から学校運営協議会の持ち方についても指導していきたいと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、その評議員の方が地域住民に周知できるような体制を進めていくという答弁でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次に、ちょっと聞いた話なんんですけども、先ほど、ちょっと戻りますけども、授業についていけない、取り残される、置き去りにされる児童生徒が多々いると思うんですが、そういう生徒の中の一部の児童生徒が、先ほどありました、授業を妨害して、先生が注意指導すると、今度は怒って、次は親が出てくると、そこで生徒の前で先生の人格を損なう言動をすると。すると今度は、それを見た子どもがそのまねをするといった、ちょっと悪循環な状況にあるクラスもあると聞いたんですけども、教育委員会には、そういった先生たちからの相談とかはないんでしょうか。また、実態を把握はしていますか。

○教育長（伊田 正則君）

授業が成り立たないという状況は把握しています。そこで、教育委員会としても、授業に直接入っていって子どもたちの様子を定期的に見ていると。そして、あまりにも教科担当の先生や担任の先生が対応できない場合は教育委員会から担当を派遣して、担当も一緒に、その場面で授業を成立させるような工夫をしているということで。これが子どもたちの中で、大人を大人と思わないよう

な言動というのは改めていかないと、子どもにとっても、そういう言動が自分の精神的な年齢を止めてしまうことになると、そういうことは許されると。普通は、大人からいろんなことを学んだりとか、教えてもらったりしながら、子どもというのは成長していきますけど、低学年という子どもの時代に、大人に対して友達のような、または大人が傷つくような言葉を平気で使うことが、その子の精神年齢をそこで止めてしまう可能性もあるということで、そこはもうみんなで改善していくなくちゃいけない。その子にとっても、これからいろんなのを吸収して成長しなくちゃいけないのに、吸収する芽を自分で摘んでしまっていると、ブレーキをかけているということになりますので、そうならないように教育委員会は担当で学校にすぐ行けるような状況を今つくっていますし、または学校運営協議会もそういう形で、学校だけではもうなかなか解決できない、保護者や地域の方たちの力を借りながら改善していくなくちゃいけない部分というのは増えてきていますので、そういうのも含めて学校運営協議会を、今、早急に改善していくなくちゃいけないと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

今は、そのクラスはどういう状況なんでしょうか。今、落ち着いているんでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

まず、その荒れたクラスについては、教育委員会の担当もそこに行きますし、それぞれの学校の職員が複数で当たるように、担任や教科担だけでその授業を乗り越えようとするのではなくて、複数で当たるように管理職のほうで工夫していると思っています。これも一時しのぎですので、根本的には学習するようなルールとか、または子どもたちが学習に向かうような意識とか、そこを育てていかないことには解決にはつながらないだろうと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

最近、教師の成り手がいないと、あと、教師の、心を病む方が多いというのも、多分そういうこともあるんだろうと思いますんで、ぜひ先生方の心のケアとかそういうものも教育委員会でフォローしていってあげてほしいと思います。

すみません、休憩よろしいですか。

○教育長（伊田 正則君）

岡林議員からの本当にたくさんの、今の地域が抱えている教育問題を指摘していただきました。これも、こういう機会を通して、これを見ていただいている町民の皆さんに、伊仙町の教育委員会としても悩んでいるんだということを分かっていただけたかなと思います。この悩みをやっぱり全町民が一緒に考えてもらって、そして改善する方向を一歩でも進めていくという形になれるよう、岡林議員の質問をこれから教育委員会でもきちんと受け止めて、改善する方向に持っていくたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時05分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林 剛也議員）

続きまして、6年度のこの施政方針の施策50号についてお伺いします。施策50号について質疑をいたします。

「各種検定の受検費用を全額補助し、基礎学力向上のための支援を行います。目標を持って日々の学習に取り組めるよう、引き続き、小中学校で実施する漢検、英検、数検の受検に対する費用を全額補助し、受検を推進することで未来を担う児童生徒の基礎学力の向上につなげます」とあるんですけども、6年度当初予算で282万7,000円ですかね、予算計上されていますが、たしか令和5年度も同額ぐらいですか、組んであったんですけども、相当の額を受検生がいないということで落としたと。この受検率向上の対策は何かあるのかお伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

まず、英検ですけど、英検受検者の中には、中学生であっても2級合格者とか準2級合格者とか、本来、3級が中学校の修了程度の学力なんですけど、その中でも飛び抜けて準2級とか、2級の合格者が出てきていますけど、こういうように英語に関して関心を高めていけるような環境整備が必要だらうと。英検を受けたくなるような、その前の環境をどうつくっていくかという、午前中も話をしましたけど、それを英会話レッスンをマンツーマンでやることによって、英語が自分の言葉が通じることが楽しいとか、また、英語で自分が発音した言葉が相手に伝わって楽しいとか、こういう経験を何度も積み重ねることによって、英語への関心が広まっていけるということでこの英会話教室を来年度実施しようかなと思っています。

それプラス、先ほど2級とか準2級の受検者の話をしましたけど、こういうふうな2級を取得したらとか準2級を取得したら、これは私の私見でまだ具体的には、全く動いていないんですけど、どこかホームステイを経験させるとか、または海外から徳之島に来てもらうとか英語に触れる機会を、能力の高い子にはさらに広めて行けるような施策はできないのかなとか。

または、英会話レッスンの中で、今、これ年間で十何時間、授業の中でも取り組むとか、学校の授業の中で取り組むという形にしていますけど、これを中には、もっともっと勉強したい子が出てきたときにどうするかということで、東京の教育開発出版株式会社という会社と、またフィリピンの担当会社と相談して、その会社の中で英語でのレポートを書いてもらって、レポートにパスした人を特待生として、英語向上に当てていきたいという提案がありました。

この辺りを具現化することによって、英語に興味を持つ子どもたちがさらに増えていくと、高いレベルの子たちはさらに高いレベルを目指していくと。その高いレベルを目指している子たちを

見ながら、そんなに英語に关心がなかった子どもも、私もその世界にたどり着きたいというような目標ができるかなというように考えて、そういうような施策をどう広げていけば、英検の受検率が高くなるかなと、英検を受けたくなるような環境はどういうふうにしたら広がっていけるかということを、教育委員会としては、令和6年度もいろんなところから意見を聞きながら改善を図っていきたいと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

今のは、英検に関することだったんですけども、3教科で受検率というのは、やっぱり差があるものなんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまの3教科に関する受検率の差ということでございますが、個別に見ていきますと、漢字検定、英語技能検定、算数・実用数学検定に関しましては、個別で差がございます。

漢字能力検定に関しましては、小学校、積極的にされていますので、受検者数が非常に多いというところが現状でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

この検定は1人年間で何回も受けれるのか、それとも1人1回しか各教科受けれないのかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

英語検定等に関しましては、大体平均で各学校年間3回、最大3回受けれる状況でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

ああ、そうですか。私は1人1回しか受けれないんじゃないかという話があって、それだったらもっと向上心のある子はやっぱり何回でも受けれるようにしてほしいなと思ったんですよ。それで、受ける受検者が多くて予算が足りなくなったら、補正でも対応してほしいなと思ったんですけども、もし、そうなって予算が足りなくなった場合に、その補正予算とかで対応することは可能かどうかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

やはり学校のほう、特に子どもたちから、そういった受検をしたい、そういった声が上がれば、議会のほうにこちらから予算計上して、補正のお願いはしていきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、1人、今は3回ですか、3回英検の場合は行っていると言いましたけども、他の、多くて3回受けるということですよね。他の教科は、また別で受けれるということですね。そういうふうにして、受けたい子にはどんどん受けさせて、受検率の向上につなげていってほしいと思います。よろしくお願いします。

その次、施策57の標準学力検査ってあるんですけど、「標準学力検査の受検費用を補助し、全児童生徒の学力の状況や経年変化について分析することで、個に応じた指導の充実並びに学力の向上

につなげます。各校で実施する標準学力検査の費用を引き続き全額補助します。保護者の負担を軽減し、児童生徒一人一人が確実に検査を受け、義務教育9年間の結果分析を積み重ねることで、個々の学力の現状に応じた個別指導の充実が図られるよう支援します」とあるんですけども、この標準学力検査というのは、一体どのようなものなんでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

普通の教科のテストと似ていて、そこで標準学力が平均の50%、50に達しているかどうか、それよりも上がっているかどうか、下がっているかどうかというのをよく見てています。

その中で、アンダーアチーバーとか、オーバーアチーバーといって、本当は学力があるけど、子どもたちが勉強しないでアンダーのまんまいるというのが、それぞれのテスト結果から分かります。このアンダーアチーバーが多い学校については、学校または家庭の中で鍛え方が足りないと子どもたちの能力を伸ばすのに、まだまだ余力があるはずなのにアンダーアチーバーの数が解消されていないということから、大きな問題ですので、そういうのを見分けたりしながら、それぞれの学校または学級の取組を見直していくと。オーバーアチーバーはある程度、能力がある、そこをまださらに超えているということですので、最大限の努力をした結果が、オーバーアチーバーが増えているという結果で見ることができます。

○8番（岡林 剛也議員）

実施状況は、どういうものなんですかね。伊仙町全学年やってるんでしょうか。そして、この全額補助とありますけども、これは国、県とかじゃなくて、どこか民間の会社が行っている学力調査でしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

民間の会社が行っているテストです。これは鹿児島県の中でも、この標準学力検査についての補助をしている市町村は、かなりの数があると思います。そこに倣って、伊仙町もその子どもたちの実態を知るために、毎年全ての学年で、実施をしているという状況です。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。引き続きやっていってほしいと思います。

続きまして、施政方針のこの施策59「学校職員の教科や学級経営の指導力の向上に向け、各種研修会の充実を図ることで、日々の授業改善につなげ、学校教育活動の充実を図ります」とあるんですけども、そして「町内の学力向上推進協議会の体制の見直しを図り、行政、学校、地域一体となって、未来を担う子どもに必要な力を持つため、教育環境はどうあるべきか検討していきます」とあるんですけども、ＩＣＴ教育のそのＷｉ－Ｆｉとかそういう環境は、ここ2、3年で相当、整えられたと思いますけども、その他その学校施設、先生方にはなるべくこの余計な負担をかけずに、子どもたちの教育に専念してもらいたいものなのですが、そのためには、行政が積極的に学校施設の補修・整備、環境整備を行うべきと考えているんですが、そこの状況調査とか、そういうのはきっと行われているのかどうかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

学校の環境整備ということでありましたが、本年度の当初予算の編成の際に、これまで学校ごとで、修繕が要ればその都度、何か発生した場合には、修繕の依頼書が上がってくるんですが、予算編成に当たって、学校のほうでどういったところを先に修繕をしてほしい、そういうものは優先順位を各学校でつけていただいて、今年度から吸い上げております。

そういう形で、優先度の高いところ、一気にやはりできるものではございませんので、各学校で例えば優先順位の高い1番、2番、そういうところの修繕を先にしてほしい、そういうところを見ながら、今年度また次年度にかけては、対応していこうというふうに考えているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

6年度の予算書を見ますと、小学校管理費、修繕料が655万円、前年度と比べると500万くらい減らされています。

中学校は510万、前年度より400万くらい少なくなっていますが、これはそういう要望がないから、この予算になったということでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご指摘のとおり、確かに前年度と比較しますと減額となっております。教育費に関しましては、学校建築等他の事業もございますので、修繕に関しては、当初予算では、減額をしていますが、その都度、発生した修繕で発生した部分に関しては、その都度、また補正で議会のほうにお願いをしていきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

そういう学校施設関連の予算は、議会で問題になることもそうそうないと思いますので、どんどん計上していただきたいと思います。

続きまして、町長、教育長は、今、現在行っている集落座談会やいろんな式典等で、生徒数は増加していると、町民に説明しているようですが、その具体的な根拠はどこにあるんですか。お伺いします。

○教育長（伊田 正則君）

児童生徒数を書いている2012年と2022年を比較して、この10年間というふうに答えてます。この2012年の在籍者数と、2022年の在籍者数は180名くらい増加しています。

しかし、その座談会でも話をしていますけど、今のまんまこれを続けていたら、また減ってくると。特に今年の小学校1年生の入学者数と中学1年生の入学者数を比較したときに、小学校1年生の入学者数は、中学1年生の入学者数の約半数になっています。ということは、このままの状況だったら、また子どもたちは減っていくということになると思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

私が先般、頂いたこの資料によりますと、令和4年は小中学生合わせて586人いるわけですね。

令和5年、今年度は649人、まあ確かに増えている、合計すると増えているように見えます。

しかし、これを小学校だけで見ていくと、令和5年、今現在431人、この町内の小学校の児童数いるんですけども、これが今年度からどんどん減っていくと。もう減る一方です。1回も増えません。これは令和4年から令和12年、あと7年後ですかね、今よりもさらに173人減ると。これ出生者数で言うから出しているんで、転入、転出は入っていませんで、こういう数字、多分このとおりにいくと思いますが、今、430人近くいるんですけども、令和12年は町内の小学生は270人に減ります。その次、令和13年になると、216人にまで減ります。今の半分くらいですよ。そういうシミュレーションができているんですけども、教育委員会において、多分この児童生徒の年次シミュレーションは作成していると思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（伊田 正則君）

職員の定数を考えるときに、令和6年度、令和7年度、令和8年度、ずっと先のシミュレーションしながら定数を確保していくというのがありますので、何年か先というのは、はっきりとしませんけど、3、4年先のシミュレーションは常にしながら取り組んでいます。

県のほうにも推移される児童数、また生徒数の報告をしないといけませんので、職員定数の県の中で確保するためにも、この数字というのは必要ですので、これは義務的に報告しているという状況です。

○8番（岡林 剛也議員）

私、5年と言いましたけども、5年ぐらいですか、それ、直近5年間を見ても、これから先、令和10年まででも、今431人がシミュレーションでは303人、130人も減る。私の計算では減るんですけども、こういうのもその大体数字は、そこまで町が出しているのと変わらないと思うんですけども、どうでしょうか。令和10年、生徒数はどれくらいになっていますか、教育委員会で。

○教育長（伊田 正則君）

令和10年、具体的に数字がすぐお答えできませんが、先ほどお話ししたように、来年度、令和6年度の小学校1年生の入学者数46名、中学1年生の入学者数92名、約半数の入学者数ということは、今の小学校1年生が、来年度入ってくる小学校1年生の子たちが、中学校入ったときには、今の生徒数の約半数になるだろうと予測できると思います。

そこは危機的な状況ですので、住宅施策とか、あとは、結い結い留学とか、いろいろな施策を持って、クラスが減にならないように、クラスが減になるということは、午前中もお話ししましたけど、職員の定数が減になるということにつながりますので、学校、地域の活性化についても問題が出てくると思っています。

○町長（大久保 明君）

先ほど、話の中で、小学校を統合するという話が出てきたときにも、同じようなデータが出ていたんです。激減していくと。それで、とにかく、都会から若い世代、子連れの3人、4人の方々を優先に島に来るような政策を取ったわけです。その家賃の低廉化とか、そのちょうど住宅計画と全

く逆に、鹿浦とか阿権とか、馬根の住宅は、これは子育て世帯という形で造ったことで、出生数プラス新たな小学生、ゼロ歳児から15歳ぐらいまでの子どもが5、6年で島に帰ってきたということになっておりますので、そのことが、この10年間の児童生徒の伸びにかなり加算されているわけですから、再度やっぱり、今、小規模校区ということで、ひとつは、馬根にもあと5棟ぐらい、近いうちに阿権小にも3棟という形で、これは県のいろんな補助事業を使ったのでは間に合いませんので、また、大和リースとかそういったところと連携を取って、やって行くことが必要ですし、この数年間、そういった子育て世帯が島に帰ってくるという数がそれは再度分析していかなければならないと思っていますので、この急激に増えたときは、もちろんそういうブームがあって、例えば、面縄校区の30代から35から40くらいの同級生が、今、半分ぐらい島に帰ってきたというふうな追い風が吹いたりして、先ほど話しした教育長が分析した10年間で180人という数字は私も驚きますけど増えています。

ですから、今後、やはりそのような小規模校への住宅建設をやっぱり、糸木名に造ったり、各集落ということで、小島にも西犬田布にも全部造って、一段階した、今、小休止になっていることが、今、岡林議員が調査したデータの中ではそうなっておると思います。

これを再度、15年前の状況と今、似てきてているような気がいたしますので、それを何よりも優先して、住宅を造っていくということが大事だと思っておりますし、私もいろんな形で、高齢者、団塊の世代の方々を島に来れるようにやっていきたいというのは、そこで働く人が必要になるわけです。元気な方は、いざれまた施設に入ったりするんで、そのようなサービス付き高齢者住宅というものをこれはいろんな許可が非常に取りやすいような状況がありますので、そこと進めていく中で、そこには雇用が生まれるということです。

その雇用を生む方々は島でも全然足りないわけですから、再度やっぱり家賃の低廉化だけでなく、ある程度のインセンティブ、都会から来た方々に対して、有利になるような報酬などをつくつていけば、そこにまた新たにこの10年間のようなことが、今後また再開できるような仕組みが必要だと思っておりますので、そういった中で、ブルー・スカイのような形で、いろんな障害のある方々、そういう方々が島に来るとか、それともう一つまだ決定はしていないんですけども、やはりあらゆることで、人は皆、公平ですから、罪を犯した方々が行くところがなければ、その方々も伊仙町でブルー・スカイがどんどん雇用をしていくということであれば、再度またいろんな働く場ができるし、年配の方が帰ってきたら、そこで高齢者施設はどんどん造っていけるというふうに考えていますので、そういった大局的なことを私は、1年半後は町内に住みながら、民間の団体の中でそういった施設ができるようにしていきやすい立場になるんじやないかと思っておりますので、これは現実には、そう簡単ではありませんけれども、覚悟を決めてやっていけば、そういう政策は可能であると思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

町長、昨日から今日にかけて180人、10年間で増えたと言っていますが、これね、私が3年前、

2年前ですかね、教育委員会から頂いた資料なんですけども、平成23年から令和3年までですかね、生徒数の合計、小学校、中学校書いてあるんですけども、180人なんか全然増えていないですよ。どういうことですか。どこからの180人が出てきたんですか。

○教育長（伊田 正則君）

その2012年と2022年を比較した結果、180人という数字が出てきました。

○8番（岡林 剛也議員）

2012年というのは、すみませんが、平成何年ですか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林 剛也議員）

平成24年とおっしゃいました。平成24年は、この教育委員会からもらった資料によると、小中合計574人なんですよ。10年後といつたら。（「令和4年」と呼ぶ者あり）すみません、令和4年ですね。

平成24年が574人、令和4年が586人ですよ。何人増えています。12人じゃないですか。どこから180人という数字が一人歩きしているのかちょっと疑問なんですけども、分かればお答えください。

○教育長（伊田 正則君）

ちょっとじゃあ調べて、また報告します。

○8番（岡林 剛也議員）

ということで、はっきりした数字も出ていないのに、2年前の話をもっていって、ちょっと町民の皆さんに吹聴するのもいかがなものかなと思います。

町長は誰一人取り残さない安心・安全なまちを目指すと施政方針でもうたっていますけれども、ぜひ教育長には誰一人取り残さない学校、教育行政を目指して邁進していただきたいと思います。が、昨日、町長の任期満了での勇退宣言がありましたが、私は、この大久保町長の下での教育長は任期を全うした方がいたのかどうか記憶がないんですけども。

そんな中、今日の新聞に後継者は西部からと掲載されておりました。その後継者として伊田教育長が教育長としての職責、任期を投げ出して次期町長選に出馬すると、世間が騒いでいるんですけども、もしそうなら行政、教育行政について口ではどんな立派なことを言っても。

○議長（前 徹志議員）

岡林議員、世間のうわさとか、そういう文言は控えてくれたら。

○8番（岡林 剛也議員）

もし本当にそうならば、教育行政について口ではどんな立派なことを言っていても、町民の理解を得られないと思うんですが、どうでしょうか。答えられますか。

○教育長（伊田 正則君）

うわさに対して答弁を求めているということですか。

○8番（岡林 剛也議員）

うわさか何か分からぬ、本当かどうか私も確信はないんですけども、新聞にまで町長が西部から考えていると載っているんで。町長、どうですか、答えられますか。

○町長（大久保 明君）

西部の方が、ずっと歴史を伊仙村時代からずっと見ますと西部地区のほうが村長、それから戦前の村長、それから岩井町長を含めて圧倒的に首長になった方々が多い中で、そういう中で、西部の人たちのいろんな首長をトップになることに対する思いは一番強いような気がいたしますので、できたらそういうところから充てたほうがいいんではないかというふうに私は考えた次第でございます。

○議長（前 徹志議員）

岡林議員、一般質問の内容が全然違っておりますので、いや、うわさ話を例えて教育長に質疑をすると。これは、いや、だからよ。選挙の候補者の話じゃないでしょう。

あなたは一般質問でこの通告書にうたっているのを議運で審議して、あなたは議運委員長で審議してここに一般質問出して許可していますから、一般質問を行うようにお願いをいたします。

○8番（岡林 剛也議員）

それでは、教育行政はこれぐらいにしておきますけども、ぜひ、先月ですか、2月にこの議会において承認を受けられましたので、ぜひとも任期を全うしていただきたいと思います。

続きまして、第2番、旧農業高校跡地の利活用についてお願いします。

○教育長（伊田 正則君）

先ほど2012年と2022年の問題が途中で止まっていますので、そこをちょっと確認させて再度報告させてください。休憩の間に確認したいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時05分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（伊田 正則君）

先ほどの岡林議員の平成24年度と令和4年度の児童生徒数の比較について説明いたします。

4月6日現在の県教委に報告する数値の中から、令和4年度が680名、平成24年度が574名、差し引いて106名で180名には至っていませんでした。この180名という数は、定例の教育委員会の中で教育委員から出された数字で、私がそれを180名ということで確認もしないで皆さんにお知らせしたということで、ここは訂正したいと思います。

県教委に、実質、教育委員会から報告している数字は、令和4年度が680、平成24年度が574、差し引き106名の増ということになります。

○8番（岡林 剛也議員）

私のほうも訂正があります。すみません、令和4年度の合計、先ほど586人と言ったと思うんですけども、これちょっと数字が間違っていました。訂正いたします。

それでも180と106人ですか、差がちょっとあり過ぎるんで、そういうことはもうきっちり数字は根拠を出して、説明していってほしいと思います。

それでは、社会教育課、農高利用跡地、よろしくお願ひします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

岡林議員の旧農業高校跡地の今後の利活用についてですが、現在の歴史民俗資料館については、前回、令和5年第4回定例会でお答えしたとおり、耐震補強改修工事を予定しており、令和6年度の奄振に申請を行っておりましたが、申請が通らなかつたため、約1億9,000万円の改修費用がかかりますので、引き続き令和7年度に申請をしている状況でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

1億7,000万とおっしゃいましたけども、1億9,000万ですか、すみません。これ今回通らなくて、次、出して通る見込みはあるんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

質問にお答えいたします。

今回、令和6年度は通らなかつたんですが、再度令和7年度に申請して通らなかつた場合は、他の事業と防災と耐震が関わっておりますので、防災の事業等そこは探してどのような事業があるか、また探してどのようなものを検討していきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

それ申請するときに、1階は歴史民俗資料館ですが、その4階のサテライトオフィスもそれは加味して耐震補強の1棟丸々出るもんなんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

歴史民俗資料館のみならず、4階のほうもサテライトオフィスが入っておりますので、耐震診断

で耐震補強しないといけないという診断を頂いておりますので、その建物全体を加味したものを検討しております。

○8番（岡林 剛也議員）

エレベーターも補助対象に含まれるのかどうかお伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えします。

耐震補強と内装のほうも、そのエレベーターも全て補助対象となっております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。今現在、我が町には隣の両町と比べまして、本格的な図書館や学習支援施設がないんですよ。それで子どもたちは家が騒がしくて、静かなところで勉強しようと思っても今できない状況です。

それで、私、前から言っていたんですけども、4階の中のどこか1つに学習支援センターみたいのを入れる計画はできないのかお伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

現在のところ、学習支援センターというか、3階のほうに学習支援室のほうを設けております。

3階、4階で実際東大NET、そういったような授業等しておるところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

それはふだんから子どもたちが来て、自習ができるような施設ですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

以前は、学習支援員を委託で委託契約をして、支援員の方に勉強を教えていただいたりとかしていたんですけど、今はその学習支援員の方がいらっしゃないので、自習として開放はしております。

防犯上、歴史民俗資料館に人がいますので、そちらのほうに声をかけていただいて、使っていたいている状況でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

空調設備とかも整っているんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

空調設備も整っております。

○8番（岡林 剛也議員）

まだ、あまり町民の児童生徒にそういう場所があるというのは、あまり多分、周知されていないと思いますんで、ぜひ広報紙とかホームページとか通じて、そういうところがあるんで、自習に来てくださいというようなことを一言言つてほしいと思います。

それと次に、あそこの広大なグラウンドがあるんですけども、そこの整備計画とかはないのかお伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

旧農業高校の第2グラウンドのほうになるんですけど、そちらのほうは、今現在スポーツ少年団や中学校の野球の練習等で今現在、使用はしているんですけど、改修の予定はまだしておりません。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、町民みんなが使えるようないいグラウンドがありますんで、こちらの整備の計画のほうも立ててください。

それとあと、あの義名山の神社の周辺に旧農校の実習圃場があるんですよ。相当広いと思うんですけども、そこ我々が小学校のPTAをしていたときに、各学年が畠何枚ですか、7、8枚ぐらいあるのかな、を借りてキビを作ったり、ジャガイモを作ったりして学級費の足しにしていました。

私たちがそれを卒業してからですから、もう7、8年ぐらいですか、もう全く手がつけられずに耕作放棄地のようになって、山のようになっているんですよ。それを前から私は整備してほしいと。県のものと思うんですけども、県と交渉して、そして今、農高跡地にある農業支援センターの実習圃場とか、そういうことにも使っていければいいなとずっとと思っていたんですけども、何回もこれは言っています。今どういう状況になっているのか、計画あるのかどうかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

義名山の旧農校の農地でございますが、こちら、現在、県と町に対する譲渡という形で協議を進めているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

県の反応はどういった感じですか。実現しそうですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

県のほうも、これ長年協議を行っているんですが、やはり担当が替わるなどで、何度かりセットを繰り返されている状態で今推移しておりますので、また令和6年5月初旬頃に打合せができたらという形で、現在計画しております。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、広大な圃場があるんで生かさない手はないと思いますので、県と粘り強く交渉して、町のために使えるようにしてほしいと思います。

続きまして、3番、水道行政お願いします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

東部浄水場の水源がなくなり運転を停止していたが、現状と今後の水源確保に向けた対策ということです。

現状、今、東部面縄から喜念地区も地下水のみで対応させていただいている状況でございます。

今後の対応といたしまして、ここ数日の雨のほうで浄水ダムのほうの水位も戻りつつあります。あと1mもいかないぐらいで、もう100%まで戻るかと。そこからまた吸い水を稼働していく予定にしております。

水源確保に向けた取組といたしまして、水道ビジョンのほうで基づいて計画しているところでございますが、河川の水量、水質、周辺環境の調査を行っていかないといけないので、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

あそこは我々視察に行ったんですけども、そのときにも同僚議員から、あそこは東部ダムから原水としているんで、その東部ダムの水で貯っていけるのかという、たしか質問もあったと思います。

それが今は漏れているのか、どうしてなのか分からぬが、東部ダムの水位が減っているということで、稼働を停止しているという説明が前あったんですけども、それじゃ今は、地下水をポンプで上げてそれを浄水場に入れて、今、浄水場は稼働しているということですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

地下水をそのまま配水池のほうに送っていただいて、浄水場のほうは一応来る水がなくなるとエアをかんでしまって、何遍も修繕というか、しないといけないものですから、今、止めている状況でございます。地下水のほうはもう配水池にそのまま入れて、そこから皆さんのご家庭に供給させていただいているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

普通、ああいう浄水場を造るときは、前もって水量なり、それはもう基本中の基本ですよね。そういう見通しが甘かったんじゃないかと思われるんですが、それについてはどうですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

平成27年度東部浄水場の着工をする前に、平成18年度から26年度までの水量、東部の皆さんの使用量、それからダムの流入量、流出量、雨量、ダムの貯水量、全てこの今おっしゃった調査を行い、一番水が物すごい足りなくなったのが、平成21年度に、ほぼ水位も物すごい13万tの貯水量なんですけども、12万t減ってきてるような状況で、10年に一度のこういった、やはり全国的にもそうですけど、雨が降らない状況が長く続いたせいで、今回のような事態に陥っているんではないかという予測ではございますが、漏水、ダムからのその水が漏れているということも、今後一応、今現在、調査はしている段階でございます。

そちらのほうで、また結果次第ではございますけれども、その浄水場建設に当たっては、先ほどもおっしゃったとおり、事前にいろんな調査を行い建設した次第でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

私に言わせれば、もう見通しが甘かったというしかないです。総額5億円余りですか、かけて造ったはいいけど、入ってくる水がない。

町長、この状態がもし続いて、もう無用の長物になるようなことはないでしょうか。

○町長（大久保 明君）

無用の長物になることはないと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

その根拠は。

○町長（大久保 明君）

前回も大変な干ばつのときに立ち上がってきましたので、今回また干ばつが今来ている状況の中でどこをどうしたら改修できるか、さらに専門家も含めて協議をしていけば、決して無用の長物にはなりません。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほどの干ばつは、平成21年ですよね。そのときはまだできていなかつたんじゃないでしょうか。今の話ですよ。平成21年の話じゃあ決してないですよ。

○水道課長（富岡 俊樹君）

今この試算で、21年度に物すごい当時も雨が降らなかつたであろうというような推測でござります。今後このような事態に陥つた場合、中部浄水場からの応援とか、地下水対応というのは可能になっておりますので、そこはまたご理解いただいて、東部浄水場を引き続き使用していきたいと思っているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

東部の人に聞いたら、あそこが稼働しているときは水がきれいだったと。それで今はどうかと聞くと、今は白く石灰が入つて濁ると、地下水ですからそうなりますよね。やはり今、西部はそれで大変皆さん困つています。機械もボイラーが故障したりなんだかんだで。その被害が東部にまで及ばないように、なるべくダムの水を使って運転が停止する事がないよう、また町民の健康や生活に影響が出ないように、水道行政をよろしくお願ひいたします。これで終わりります。

○議長（前 徹志議員）

これで、岡林剛也議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日3月7日は、令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算案審査に係る現地調査を行いますので、議員の皆様は現地用の制服を着用の上、10時までに議場へご参集願います。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時25分

令和 6 年第 1 回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和 6 年 3 月 7 日

令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会現地調査

1. 出席議員 (11名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
4番	杉山肇 議員	5番	牧本和英 議員
6番	佐田元 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
14番	美島盛秀 議員		

1. 欠席議員 (2名)

3番	大河善市 議員	13番	樺山一 議員
----	---------	-----	--------

1. オブザーバー (1名)

12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君	事務局書記 實夏三君
--------------	------------

～令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから、令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和6年3月5日の本会議において付託されました「令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算」の審査を目的としており、委員会の会期は、本日3月7日～13日までの7日間を予定しております。詳細については、お手元に配布しております議事日程のとおりです。また、委員の皆様におかれましては、同当初予算審査において慎重に審査を行ったうえで、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付しておりますとおり、委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

次の特別委員会は、3月8日午前10時より本議事堂において令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査を行いますので、本議事堂にご参集下さい。

散会 午前10時04分

令和 6 年第 1 回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和 6 年 3 月 8 日

令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和6年3月8日（金曜日） 午前10時04分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算（補足説明）
- 日程第2 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（補足説明）
- 日程第3 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算（補足説明）
- 日程第4 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（補足説明）
- 日程第5 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（補足説明）
- 日程第6 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算（補足説明）

1. 出席議員 (12名)

議席番号	氏名			議席番号	氏名					
1番	井	上	和	代	議員	2番	久	保	量	議員
4番	杉	山	肇	議員	5番	牧	本	和	英	議員
6番	佐	田	元	議員	7番	清	平	二	議員	
8番	岡	林	剛	也	議員	9番	上	木	千恵造	議員
10番	永	田	誠	議員	11番	福	留	達	也	議員
13番	樺	山	一	議員	14番	美	島	盛	秀	議員

1. 欠席議員 (1名)

3番 大河善市議員

1. オブザーバー (1名)

12番 前徹志議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	實永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教委総務課長	町本勝也君	社会教育課長	中富譲治君
学校給食センター所長	森一途君	健康増進課長	伊藤晋吾君
選挙管理委員会書記長	重村浩次君	総務課長補佐	古川徹君

～令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時04分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから、令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様に議事運営方法についてお知らせいたします。

本日より、一般会計予算他5特別会計当初予算審査を行いますが、会計ごとに審議を行いますので、質疑並びに説明をする際は、各会計予算書、施政方針、歳入歳出事業費明細書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、補足説明を行う際は、特に令和6年度の主要施策や対前年度より予算額が著しく増減している項目を重点的に補足説明されますよう申し添えます。

さらに、質疑や答弁をされる場合は、簡潔明瞭に発言されることとし、質疑においては議会申合せ事項に基づき、1項目3回までの質疑を許可いたします。それ以上の質疑は当初予算における審議能率が低下するおそれがある関係上、ご遠慮いただきますよう改め申し添えておきます。

なお、歳入歳出について総務課より順次各課ごとに補足説明のみを行い、その後、質疑に入りますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

説明に入る前に、先日の議案第9号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の否決を受け、令和6年度一般会計他、各特別会計当初予算に計上している会計年度任用職員の報酬等については、改正後の給料表及び勤勉手当を反映させた予算となっている関係上、一時凍結せざるを得ない状況となっております。今回の補足説明においては、会計年度任用職員の報酬に関連する部分を省略してご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算について補足説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億4,401万8,000円と定めるものであります。

まず、歳入について、予算書8ページの歳入歳出予算事項別明細書、事業費明細書においては、7ページから33ページにかけて順次説明いたしますので、ご参照ください。

1款町税、予算額3億6,028万2,000円、前年度比186万5,000円の増額となっております。町民税、固定資産税等において、令和4年度決算、令和5年度見込額等を勘案し、増額計上となっております。

2款地方譲与税、予算額7,330万9,000円、前年度比83万1,000円の減額となっております。地方揮発油譲与税においては、国の配分率が1.7%減、自動車重量譲与税においては、国の配分率が

1 %増のため、令和6年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された98%を見込んでおります。

3款利子割交付金、予算額7万2,000円、前年度比1万円の減額となっております。令和4年度決算、令和5年度見込額を勘案し、予算計上してございます。

4款配当割交付金、予算額78万1,000円、前年度比175万9,000円の減額となっております。令和6年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された割合の交付金を見込んでおります。

5款株式等譲渡取得割交付金、予算額63万1,000円、前年度比20万4,000円の増額となっております。令和4年度決算額、令和5年度見込額を勘案し、予算計上してございます。

6款法人事業税交付金、予算額653万9,000円、前年度比6万3,000円の増額となっております。令和6年度、本県に納付される予定の法人事業税額の7.7%が交付率であります。

7款地方消費税交付金、予算額1億3,619万3,000円、前年度比1,830万7,000円の減額となっております。令和6年度基準財政収入額の地方財政計画に示された地方消費税交付金及び社会保障財源交付金の見込額を予算計上してございます。

8款環境性能割交付金、予算額350万1,000円、前年度比105万1,000円の増額となっております。令和5年度計上の245万円の142%を見込額を計上してあります。

9款地方特例交付金、予算額81万1,000円、前年度比3万9,000円の減額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求より算出し、計上してあります。

10款地方交付税、予算額32億8,320万2,000円、前年度比3,785万6,000円の増額となっております。普通交付税においては、令和6年度地方財政対策の概要により算出し、特別交付税においては、令和5年度予算額、令和6年度予算編成資料を基に予算計上してございます。

11款交通安全対策特別交付金、予算額152万円、前年度比6万7,000円の減額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求より算出し、計上してあります。

12款分担金及び負担金、予算額3,588万5,000円、前年度比219万2,000円の増額となっております。主なものとして、負担金の民生費負担金、前年度比109万1,000円の増額、教育費負担金、前年度比187万4,000円の増額計上が主な要因であります。

13款使用料及び手数料、予算額8,299万3,000円、前年度比369万5,000円の減額となっております。百菜施設使用料を含む施設使用料の減額計上によるものであります。

14款国庫支出金、予算額9億6,035万2,000円、前年度比755万7,000円の減額となっております。主なものとして、国庫負担金の衛生費国庫負担金、前年度比520万7,000円の減額、国庫補助金の民生費国庫補助金、前年度比350万円の減額、衛生費国庫補助金、前年度比331万3,000円の減額、農林水産業費国庫補助金、前年度比3,372万円の減額、土木費国庫補助金、前年度比2,892万4,000円の減額計上等が主な要因であります。

15款県支出金、予算額5億6,937万3,000円、前年度比2,361万1,000円の増額となっております。主なものとして、県負担金の民生費県負担金、前年度比842万8,000円の増額、教育費県負担金、前年度比529万3,000円の増額、県補助金の農林水産業費県補助金、前年度比1,927万4,000円の増額、

商工費県補助金、前年度比130万円の増額、教育費県補助金、前年度比90万4,000円の増額、県委託金の総務費県委託金、前年度比431万6,000円の増額計上等が主な要因であります。

16款財産収入、予算額1,025万2,000円、前年度比190万4,000円の減額となっております。財産売払収入において、町有地の払下げ等の予定がないため、不動産売払収入を科目存置とし、前年度比199万9,000円の減額計上が要因であります。

17款寄附金、予算額1億3,835万9,000円、前年度比2,835万8,000円の増額となっております。指定寄附金において、きばらでえ伊仙応援寄附金、前年度比2,835万8,000円の増額によるものであります。

18款繰入金、予算額2億5,990万1,000円、前年度比4,196万7,000円の増額となっております。主なものとして、特別会計繰入金の後期高齢者保険医療特別会計繰入金561万8,000円の計上は、予防重視一体的事業の企画調整担当者人件費の繰入れによるものであります。基金繰入金の防犯設備維持経費基金繰入金、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金、子ども・子育て支援基金については、令和5年度において積立てを行い、それぞれの基金から目的に沿った事業に対して繰入れを行うものであります。

19款繰越金1,000円については、科目存置であります。

20款諸収入、予算額3億7,570万5,000円、前年度比3億3,124万1,000円の増額となっております。主なものとして、雑入の総務費雑入において、一般コミュニティ助成金が440万円を計上しています。これは令和6年度交付決定予定のものであります。農林水産業費雑入において、国内肥料資源活用総合支援事業費1億9,660万3,000円を計上しています。これは堆肥センター改修に伴う補助金であります。また、直売所百菜売上収入1億2,427万6,000円の計上については、令和6年度直売所百菜が直営となったことによるものであります。

21款町債、予算額7億4,435万6,000円、前年度比2億4,207万2,000円の減額となっております。町債において、それぞれの対象事業経費の減額によるものであります。

以上、歳入合計、前年度比1億9,216万7,000円増の70億4,401万8,000円とするものであります。次に、予算書7ページをお開きください。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる第2表地方債についてご説明いたします。

起債の目的、1、過疎対策事業債、限度額2億3,280万円。2、辺地対策事業債、限度額2億4,660万円。3、公営住宅施設整備事業債、限度額1億1,290万円。4、臨時財政対策債、限度額615万6,000円。5、公共施設等適正管理推進事業債、限度額5,230万円。6、緊急防災・減災事業債、限度額400万円。7、学校教育施設等整備事業債、限度額7,560万円。13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額800万円。14、子ども・子育て支援事業債、限度額600万円。

いずれの起債におきましても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率3%以内。但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行つ

た後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債務者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還がある。地方債合計、7億4,435万6,000円となっております。

予算書1ページをお開きください。

第3条、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は20億円と定めるものであります。通年10億円の限度額であります。新庁舎建設事業、喜念小学校建築等の継続、堆肥センター改修事業を実施するため、引き続き限度額を上げて計上しております。

第4条、歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当等及び共済金に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

以上、歳入関係についてご説明いたしました。

続きまして、令和6年度伊仙町一般会計予算における歳出について、総務課関連経費の重点項目及び予算増減の大きなものをご説明いたします。

予算書28ページ、事業費明細書は35ページをご参照ください。

1款1項1目議会費、予算額8,459万6,000円、前年度比9万9,000円の減額であります。2節から4節に係る議会議員、事務局の人事費及び18節負担金補助及び交付金の減額が主な要因であります。

予算書29ページから32ページ、事業費明細書は35ページから37ページをご参照ください。

2款1項総務管理費1目一般管理費、予算額3億428万9,000円、前年度比2,686万2,000円の増額であります。主なものとして、1節報酬から4節共済費において、職員の昇給等による増額、児童手当の制度改正による増額等を合わせて、前年度比2,098万2,000円の増額、8節旅費において、島外出向の職員数が1名増となったことにより、日額旅費、前年度比109万5,000円の増額、10節需用費において、新庁舎への移転に伴い、光熱水費、前年度比460万6,000円の増額が要因となっております。

予算書32ページから33ページ、事業費明細書は37ページをご参照ください。

2目財産管理費、予算額1,628万3,000円、前年度比626万4,000円の増額であります。主なものとして、12節委託料において、新庁舎のエレベーター保守委託料67万4,000円、庁舎清掃委託料198万円、令和5年度に設置する防犯カメラの保守管理委託料200万円の新規計上、17節備品購入費において、台風などの強風時に新庁舎に設置する飛散物対策ネットの購入費として150万円の増額が要因であります。

予算書33ページ、事業費明細書は37ページでございます。

3目交通安全対策費、予算額469万8,000円、前年度比51万6,000円の増額であります。ガードレール、カーブミラーの設置と交通安全対策に要する経費の計上であります。

予算書33ページから35ページ、事業費明細書は37ページから39ページをご参照ください。

4目電算システム費、予算額7,982万4,000円、前年度比2,215万5,000円の増額であります。主なものとして、新庁舎移転に伴い、庁舎内の複合機の維持経費を電算システム費で一括管理することになったため、10節需用費において、印刷機器消耗品費434万円の新規計上、13節使用料及び賃借料において、コピー機リース料135万2,000円の増額、18節負担金補助及び交付金において、自治体システム標準化に伴うシステム改修負担金1,932万3,000円の新規計上による増額が要因であります。自治体システムの標準化については、令和7年度までに完了することが国から示されており、令和6年度にかかる経費を負担金として計上しております。

予算書35ページ、事業費明細書は39ページをご参照ください。

5目男女参画事業費、予算額21万7,000円、男女参画事業の執行における経費を計上してございます。

予算書35ページから36ページ、事業費明細書は39ページをご参照ください。

6目会計管理費、予算額2,016万8,000円、前年度比382万9,000円の増額であります。これは会計事務執行における経費を計上してございます。増額の要因としては、人件費に係る51万7,000円の増額計上、11節役務費において、令和6年10月からの公金振込手数料発生に伴う公金事務取扱手数料330万円の増額計上によるものであります。

予算書41ページ、事業費明細書は43ページをご参照ください。

15目庁舎建設事業費、予算額5,819万円、前年度比1億6,677万2,000円の減額であります。継続費の最終年度となり、外構工事費を計上しております。

予算書100ページから101ページ、事業費明細書は88ページから89ページをご参照ください。

9款1項1目常備消防費、予算額1億2,384万3,000円、前年度比765万8,000円の増額であります。こちらは、徳之島地区消防組合への負担金を交付税算定時の消防費基準財政需要額で案分して算出しているものとなります。増額要因としては、児童手当改正による消防組合職員の手当増額や会計年度任用職員の勤勉手当等支給等によるものであります。

2目非常勤消防費、予算額1,307万2,000円、前年度比315万1,000円の増額であります。伊仙町消防団の活動経費を計上しております。令和6年度においては、伊仙町にて開催される大島地区操法大会に係る報酬費や消耗品等の経費を増額計上しています。

3目防災まちづくり事業費、予算額719万1,000円、前年度比1,902万6,000円の減額であります。これは防災行政無線に関する経費であります。令和5年度においては、奄振交付金を活用した避難所施設改修に係る設計及び耐震診断業務に係る委託費が計上されていたことが減額の要因であります。

予算書132ページ、事業費明細書は112ページをご参照ください。

12款公債費、予算額7億9,139万円、前年度比284万6,000円の減額であります。事業費明細書112ページに、元金及び利子について、各借入先の償還金額を記載してございますので、お目通しください。

14款予備費につきましては、前年度同様500万円を計上してございます。

予算書143ページをご参照ください。

地方債の事業債ごとの令和4年度における現在高、令和5年度末見込額、当該年度増減見込額を記載してございます。また、このことにより、令和6年度末現在見込額が合計で89億1,748万4,000円の起債残高となる見込みです。

以上、総務課関係、令和6年度当初予算の説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、未来創生課より補足説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

未来創生課より補足説明を行います。

予算書36ページ、明細書39ページから40ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費7目文書広報費についてご説明いたします。

この項目につきましては、主に広報いせんの発行に関する経費が例年どおり予算措置されておりますが、昨年度と比較して192万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、令和5年度におきまして、広報いせん発行に伴う取材の際に使用する機材の購入がありましたので、今年度、令和6年度におきましては192万6,000円の減額となっております。

続きまして、予算書36ページから38ページ、明細書40ページから41ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目企画費について。

企画費につきましては、主に未来創生課における事務事業に関する項目とされており、対前年度比1,445万3,000円の増額となっております。

まず、1節報酬において、振興計画審議会委員として9万円を計上しております。振興計画につきましては、令和6年度に第6次伊仙町総合計画及び第3期総合戦略の策定に向けて計画策定審議会等を開催するものでありますが、本年1月より開催しております集落座談会並びに全戸アンケート結果を踏まえまして、新たな伊仙町総合計画及び総合戦略にて反映するものとしております。

あわせて、12節において、同計画及び総合戦略策定に関する委託料940万円が計上されております。新たに策定される総合計画及び総合戦略の進捗管理を行うためのシステム導入を検討してまいります。

同節DX推進リーダー育成プログラム策定委託料として450万円が計上されておりますが、DX推進に関する国の方針に基づき、デジタル社会の実現や専門的な人材の育成に向けて、伊仙町の課題や特性を的確に把握しつつ、自立的な施策を実施するものとしております。

なお、人材育成につきましては、伊仙町役場職員を対象に人材育成をまず行っていく所存であります。

18節負担金補助及び交付金において、徳之島地域公共交通活性化協議会負担金として380万円計上されておりますが、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには、公共交通は欠せないものであります。徳之島地域の交通政策に関わる課題の解決に向け、徳之島全体の地域公共交通のマスタープランとなる公共交通計画を3町共同で策定するための負担金として380万円計上しております。

同節コミュニティ助成事業補助金440万円につきましては、喜念集落及び東大田布集落が対象集落であり、集落活動に必要な各種物品の購入助成を行うことで、活動の充実強化を図るものであります。

続きまして、予算書38ページから39ページ、明細書41ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目企業誘致対策事業費についてご説明いたします。

この項目につきましては、伊仙町糸木名にあります日本マルコ株式会社徳之島事業所の企業誘致施設の賃貸に関する予算項目となっております。

令和6年度におきまして、当初予算ベースで対前年度比12万2,000円の減額となっております。この項目につきましては、例年どおり浄化層管理及び消防設備点検委託料などの義務的経費が主なものとなっております。

続きまして、予算書39ページ、明細書41ページから42ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費10目きばらでえ伊仙応援基金事業費についてご説明いたします。

この項目については、主にふるさと納税に関する事務経費と返礼品代を計上しております。対前年度比として4,049万5,000円の増額となっておりますが、今後の取組につきましては、物価高騰による厳しい社会情勢を鑑みた中で、施政方針で掲げた目標額1億2,000万円を達成するため、新たな返礼品の産出と全国各地で行われるイベントへ積極的に参加し、伊仙町の魅力PRと移住促進も含めて、納税額確保に向け取り組んでまいります。

なお、増額の主な理由としましては、物価高騰における影響を受け、返礼品収納代行手数料、送料の高騰によるものであります。

続きまして、予算書40ページ、明細書42ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費11目地方創生推進事業費についてご説明いたします。

この項目につきましては、対前年度比で185万7,000円の増額となっておりますが、主に地方創生関連の事務経費を計上しており、今年度においても引き続き企業版ふるさと納税の確保に努めるとともに、同寄附金を活用し、交流人口及び関係人口の創出を目的とした高等教育フィールドワーク推進事業を積極的に進めてまいります。

続きまして、予算書41ページ、明細書43ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業についてご説明いた

します。

令和6年度におきましては、対前年度比104万8,000円の増額となっておりますが、18節のサテライトオフィス進出企業補助金において、令和5年度内に2社新たに契約を締結したことに伴う補助金の増額が主な理由であります。

続きまして、予算書41ページ、明細書43ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費16目集落活性化推進事業についてご説明いたします。

令和6年度におきましては、10万4,000円の増額となっておりますが、修繕費の増額が主な理由として挙げられます。

続きまして、予算書41ページから42ページ、明細書43ページから44ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費17目人口増加推進事業費について。

令和6年度におきましては、対前年度比26万5,000円の増額となっておりますが、主に本町の空き家対策に関する基本計画策定に取り組む一方で、例年どおり移住・定住に関する各種会議の出席と法的な知識を取得するとともに、とくのしま伊仙まちづくり協同組合と連携し、移住フェア等への参加や空き家と移住者のマッチングなどを行いたいと考えております。

続きまして、予算書47ページから49ページ、明細書46ページから47ページをお開きください。

2款総務費 5項統計調査費 1目統計調査総務費から14目国勢調査調査区設定費についてご説明いたします。

令和6年度におきましては、農林業センサスの調査年となります。同センサスは、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などの農林業・農産村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成、提供することを目的に、5年ごとに行う調査であり、令和6年度の重要統計調査となります。

また、令和7年度は、普通交付税の算定基礎となる人口の実態調査を把握する国勢調査の年を控えておりますが、5年に一度の国勢調査は令和7年10月1日をめどに実施するものとしており、令和6年度におきましては、調査区設定などの実務を行うものとしております。

続きまして、予算書79ページ、明細書72ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費についてご説明いたします。

この項目につきましては、ふるさと納税の返礼品の一部として取り扱っているふるさとレストランとの連携、並びに伊仙町の農畜産物のPRに関わる経費を予算措置しております。対前年度比175万7,000円の増額となっておりますが、ふるさとレストラン事業業務委託料の見直し等が主な要因であり、ふるさと納税財源充当事業でもあります。

続きまして、予算書90ページ、明細書81ページをお開きください。

7款商工費 1項商工費 3目消費者行政強化費についてご説明いたします。

この項目につきましては、消費者問題に関する法律相談をはじめ、相続・土地係争関連の相談受

付に関わる事務経費として予算措置しております。

以上、未来創生課に関する令和6年度計上予算の補足説明となります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時06分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、くらし支援課より補足説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

それでは、令和6年度一般会計予算、くらし支援課分を補足説明します。

まず、最初に歳入から説明いたします。

予算書10ページをお開きください。明細書は7ページから9ページになります。

予算書10ページ、1款町税1項町民税から4項市町村たばこ税について、説明いたします。

1項町民税は1目個人町民税2目法人町民税の合計1億5,460万4,000円になります。

2項固定資産税は1億1,687万5,000円になります。

3項軽自動車税は3,308万4,000円になります。

4項市町村たばこ税は5,571万9,000円になります。

各税の積算基礎は前年度の調定額を基に徴収率を積算し、算定しております。明細書7ページから9ページに詳細のほうは記載しておりますので、ご確認ください。

14ページをお開きください。

13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節総務手数料の戸籍謄本・抄本その他手数料510万円は前年度の交付実績数を基に積算しております。明細書は14ページになります。

20ページをお開きください。

15款県支出金3項県委託金1目総務委託金1節県税徴収委託金628万8,000円は、県税徴収委託金になります。前年度の県税徴収件数を基に積算しております。

歳入の補足説明は以上です。

続いて歳出の説明をいたします。

42ページから45ページになります。明細書は44ページから45ページになります。

予算書42ページをお開きください。

2款総務費2項町税費1目税務総務費、2節から4節は職員の給料及び共済費になります。

12節委託費、システム改修委託料は令和6年度eLTX関係システム改修費用になります。

43ページをお開きください。

2目賦課徴収費13節使用料及び賃借料、預貯金照会サービスD A I S利用料57万9,000円は、滞納者の預貯金情報を調査するためのものです。令和5年度のほうからこのシステムを利用し、預貯金等の照会をしております。前年度の利用件数をベースに積算しております。

44ページをお開きください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、1節から4節は職員の給料及び共済費になります。

7節報償費、金婚式園芸謝金、金婚式記念品代、10節需用費、食料費、11節役務費、クリーニング代、13節使用料及び賃借料、ほーらい館の使用料は金婚式の費用になります。今年度対象24組で予算の積算をしております。

53ページをお開きください。

3款民生費1目社会福祉費5目国民年金事務は、職員の給料及び事務費になります。

54ページをお開きください。明細書は51ページになります。

3款民生費1項社会福祉費7目福祉援護費は、主に戦没者遺族会負担金になります。11月に遺族会を中心とした戦没者の追悼式を開催予定しております。

以上、くらし支援課分の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、選挙管理委員会より補足説明をお願いいたします。

○選挙管理委員会書記長（重村 浩次君）

それでは、選挙管理委員会令和6年度当初予算の補足説明をいたします。

まず、歳入について、予算書20ページ。

15款県支出金3項県委託金3目選挙費委託金707万7,000円は、県知事選挙の委託金でございます。

次に、歳出について説明いたします。

予算書45ページから47ページ、明細書45ページから46ページ。

2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費1,962万6,000円については、主に1節報酬から3節職員手当までが主な支出になります。

2目選挙啓発費33万5,000円は、主なものとして総会出席のための旅費、費用弁償25万円になります。

6目県知事選挙費707万7,000円は、主なものとして1節報酬101万9,000円や3節職員手当等です。これは7月に予定されている県知事選挙の執行費になります。

以上、選挙管理委員会の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、地域福祉課より補足説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

令和6年度一般会計当初予算における地域福祉課関係歳出予算を、主に予算書にて前年度比増減の大きなものについて補足説明いたします。

予算書50ページから51ページ、明細書は48ページからになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、前年度比2,513万3,000円減額となっております。人員配置に伴う減額で、人件費で2,447万4,000円の減額が主な要因となっております。

予算書51ページから52ページ。3款1項2目社会福祉施設費は、前年度比27万1,000円減額しております。10節需用費の修繕料を令和5年度決算見込額に基づき23万円減額したものが主なものとなっております。

3目老人福祉費、前年度比174万1,000円増額の主な理由として、令和5年度に12節委託料において計上していた高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定が終了したことによる190万円の減額、27節繰出金の介護保険給付費繰出金及び地域支援事業費繰出金において、令和5年度決算見込額の増額に基づき、414万9,000円増額したことなどによるものとなっております。

予算書53ページから54ページ、明細書50ページから51ページになります。

6目障害福祉費は前年度比3,110万3,000円増額となっております。

増額の主なものとして、19節扶助費の障害者自立支援給付費等事業費、障害児入所通所給付事業費において令和5年度決算見込額に基づき、それぞれ1,486万3,000円と1,505万1,000円増額することとしております。

予算書54ページから55ページになります。

8目重心医療費、前年度比215万5,000円増額しております。

増額の主なものとして、19節扶助費において、重度心身障害者医療費助成が制度変更に伴う増加を見込み167万1,000円の増額、伊仙町指定難病旅費助成が令和5年度決算見込額に基づき39万6,000円増額などによるものとなっております。

予算書55ページをお開きください。

9目地域包括支援センター運営費は、前年度比200万円減額しております。2節から4節の人件費に係る費用の減額が主な要因となっております。

予算書65ページから66ページ、明細書63ページから64ページになります。

4款1項7目地域自殺対策強化事業、前年度比172万5,000円減額となっております。令和5年度に12節委託料において自殺対策計画の策定委託料として170万円計上していたものが完了したことによる減額が主な要因となっております。

以上、地域福祉課に関する令和6年度歳入歳出予算についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、子育て支援課より補足説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（久保 修次君）

令和6年度一般会計当初予算、子育て支援課より主なものをご説明いたします。

歳出になります。

予算書56ページから57ページ、明細書は52ページから53ページをお開きください。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費においては、前年度比2,078万7,000円の増額となっており、主な理由として、児童手当の拡充増額、新たに病児保育事業補助金によるものです。

12節委託料865万2,000円につきましては、子育て支援病児保育委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、令和6年度は子ども・子育て支援法に基づき、この計画策定年度となります。その策定業務委託料になります。西伊仙児童クラブ管理運営委託料、子育て短期支援業務委託料になります。

18節負担金補助及び交付金454万6,000円につきましては、母子福祉会補助金、病児保育事業補助金になり、令和6年度より新たにわかば認定こども園にて体調不良児を対象に病児保育事業を展開するための補助金になります。

19節扶助費 2億2,923万円につきましては、被用者児童手当給付費、非被用者児童手当給付費、児童手当特例給付費になります。国の制度改正による児童手当拡充に伴う増額になります。

予算書57ページから58ページ、明細書は53ページから54ページになります。

同款同項 2目私立保育所費については、前年度比742万9,000円の増額になっており、主な理由として、私立保育所、認定こども園の保育給付費の増額、また貸付金の新設による増額になります。

18節負担金補助及び交付金 3億3,924万円につきましては、徳之島地区保育協議会の負担金を含め、2保育園、3認定こども園分の保育給付費と広域入所保育所児童保育給付費になります。

20節貸付金72万円、これは保育士等修学資金貸与金になり、本議会で制定されました保育士等修学資金貸与条例に基づく貸与金になり、今年度は2名分の予算の計上になっております。

予算書58ページから59ページ、明細書は54ページになります。

同款同項 3目子育て支援事業費については、1,225万8,000円の増額となっており、主なものとして、放課後児童クラブ、放課後わくわくクラブ運営費の増額、子育て支援金の増額によるものです。

12節委託料3,394万4,000円につきましては、放課後わくわくクラブ運営業務委託料、放課後児童クラブ運営業務委託料、子育て支援推進委託料、子育て支援環境づくり委託料となっております。

放課後わくわくクラブ運営業務委託料につきましては、みらい館、ほーらい館、犬田布幼稚園にて実施している放課後わくわくクラブの運営業務委託料になります。

放課後児童クラブ運営業務委託料につきましては、令和6年度より新たに面縄にも新設する業務委託料になり、西伊仙児童館と面縄の2か所での業務委託料になります。

17節備品購入費11万円、この備品購入費については、地域おこし協力隊による海洋生物調査のための水中照明、シングルライト及び照明アクセサリー装着部品の備品になります。

19節扶助費980万円、子育て支援金、出産祝金の予算になります。令和6年度より出産祝金の増

額拡充に伴い、ふるさと納税を活用し、予算の増額を計上しております。

予算書59ページ、明細書は55ページであります。

同款同項4目乳幼児全戸訪問事業においては、前年度比2万2,000円の減額になります。

同款同項5目子ども医療費については、前年度比59万4,000円の減額です。主な理由としまして、医療費助成給付費になります。

19節扶助費1,262万円、これはひとり親医療費助成、子ども医療費助成及び給付事業、義務教育就学児医療費補助の予算になります。

同款同項6目出産・子育て応援交付金事業においては、前年度比110万円の減額です。主なものとして、出産・子育て応援交付金においての減額になります。

18節負担金補助及び交付金400万円、これは妊娠届出や出生届を行った妊婦や子育て世帯に対する給付金になり、内訳として、伴走型相談支援と経済的支援分の予算を計上しております。

予算書65ページ、明細書61ページから63ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費6目母子衛生費については、前年度比60万3,000円の増額で、各種健診謝金・委託料の増額になります。

7節報償費137万3,000円につきましては、母子歯科健診謝金、講師謝礼金、乳幼児健診補助助産師謝金、代表者会議謝金になります。

予算書64ページから明細書62ページになります。

12節委託料405万8,000円については、妊婦・産婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査委託料で健診査時での妊婦・乳幼児・新生児の疾病異常の早期発見、早期治療を行うことを目的とし、各医療機関への委託料になります。

妊婦歯科健診委託料については、島内の歯科医院と委託契約を結び、その健診委託料になります。

産後ケア委託料は、島内の助産院と委託契約を結び、赤ちゃんのお世話の仕方や母子の生活リズムの改善、指導等を行う産後のケアになります。

17節備品購入費13万円、この備品購入費につきましては、子どもに関わる各種健診でのデジタル体重計の購入費になります。

18節負担金補助金及び交付金816万6,000円につきましては、研修会負担金、不妊治療支援事業補助金、母子乳幼児管理システム保守負担金、産科医確保支援事業補助金になり、島内の産科医を確保することで、安心して出産・子育てができる環境づくりを目的とし、徳之島3町にての補助金になります。

19節扶助費297万円につきましては、母子栄養職員、ハイリスク妊婦旅費一部扶助費、妊婦健診給付費、養育医療費、島外旅費助成扶助費の給付になります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、きゅらまち観光課より補足説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

続きまして、令和6年度一般会計当初予算、きゅらまち観光課の主なものについて補足説明いたします。

予算書60ページ、明細書56ページから57ページをお開きください。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目衛生総務費の18節の徳之島食肉センター特別会計負担金739万2,000円については、徳之島食肉センター特別会計への負担金となり、令和6年度高圧電気設備の移設等がありまして、令和6年度に関しては314万7,000円の減額となっております。

予算書61ページをお開きください。

同じく、2目環境衛生費については、ハブ、飼い犬、猫、浄化槽等に関わる経費となっており、主なものとして、7節ハブ買上代に540万円、18節合併処理浄化槽設置補助金として75基分及び撤去、室内配管の補助を含め4,117万8,000円、それから徳之島3町猫対策協議会負担金として100万円、こちらは出納閉鎖期間中の共済費等の支払い、各町からの補助金入金までの人件費、猫の餌代などに充てられます。

続きまして、徳之島3町猫対策協議会補助金1,157万円につきましては、奄美群島成長戦略推進交付金を活用して、同協議会への補助金となります。昨年度までは負担金として支出しておりましたが、県の事務担当より、補助金としての支出が適切ではないかとの指摘を受け、本年度より補助金として計上させていただきました。

次に、予算書66ページ、明細書64ページをお開きください。

同じく8目海岸漂着物地域対策推進事業については、4月から翌年1月までの事業で、ペットボトル、流木、漁網、浮き等の漂着物を回収処理し、海岸の良好な景観及び環境保全に取り組む事業となっております。前年度との変更点としましては、前年度会計任用職員7名、個人委託2名で回収処理を行っておりましたが、所管する環境省のヒアリングにおいて、本事業において人件費に充てることは禁止としているが会計任用職員を雇用する必要性はないとの指摘を受け、本年度より海岸漂着物回収委託経費として9名分1,476万円を計上させていただきました。

次に、予算書68ページ、明細書64ページから65ページをお開きください。

4款衛生費 2項清掃費 1目清掃総務費については、12節のごみ収集委託料に1,922万6,000円、18節の徳之島愛ランド広域連合負担金に1億3,016万6,000円を計上しております。

同じく2目の美しい村づくり総合整備事業については、ごみの不法投棄回収並びにパトロール、広報活動などを行って環境保全に努めてまいります。

予算書87ページから88ページ、明細書77ページをお開きください。

7款商工費 1項商工費 1目商工振興費については、8節普通旅費82万6,000円は主に関東、関西の郷友会の開催する物産イベントへの参加旅費、18節商工会事業費補助金に120万円、プレミアム付き商品券発行事業負担金に300万円を計上し、町内消費を促し、商工振興に努めてまいります。

2目観光費については、町内の観光地の維持管理費や各団体への負担金が主なものになります。

予算書89ページから90ページ、明細書80ページから81ページをお開きください。

16節公有財産購入費875万円につきましては、なくさみ館駐車場予定地としての用地購入費となります。

18節負担金補助金及び交付金1,023万9,000円につきましては、各種団体、協議会への負担金補助金となります。

4目徳之島地域文化情報発信施設運営費については、徳之島なくさみ館の運営に関わる経費になります。

予算書91ページから92ページ、明細書82ページから83ページをお開きください。

6目世界自然遺産保全事業の18節負担金及び交付金のうち、徳之島世界自然遺産センター管理運営協議会負担金220万円は、今年12月花徳にオープン予定となっております徳之島遺産センターの運営に関わる負担金となっており、負担割合は徳之島町2分の1、天城町4分の1、伊仙町4分の1となっております。

7目徳之島希少野生動植物保護事業については、希少野生動植物保護パトロール、外来種駆除、自然体験活動などを実施し、自然環境の価値、魅力について理解を深め、自然環境保全に対する意思向上や保全活動に力を入れていきたいと考えております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、健康増進課より補足説明をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

令和6年度伊仙町一般会計予算、健康増進課関係の主なものについて補足説明をいたします。

予算書61ページから64ページ、明細書は57ページから6ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

62ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目保健センター運営費について、10節需用費の114万2,000円は、主に健康くらしカレンダー製作に関する印刷製本費及び公用車の車検整備費等になります。

18節負担金補助及び交付金については、各協議会の負担金及び補助金になります。令和6年度より、徳之島の医療・福祉を考える会運営負担金として50万円を計上しています。

63ページ、19節扶助費75万6,000円については、若年末期がん患者に対する療養支援費を計上しています。

4目予防費12節委託料は、主に各医療機関への予防接種委託料として1,521万5,000円を計上しております。結核健診委託料として85万6,000円を計上してございます。

5目健康増進事業費12節委託料3,941万5,000円は、厚生連県民総合保健センターへの健康診断委託料として922万5,000円、計画策定委託料として231万円、地域コミュニティバス事業委託料として2,420万円、新たなステージに入ったがん検診事業の健康診査委託料として343万円を計上してい

ます。

18節負担金補助及び交付金については、検診車の航送料として80万円を計上しています。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前1時4分

再開 午後 1時0分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会より補足説明をお願いいたします。

○農委事務局長（豊島 克仁君）

それでは、農業委員会の令和6年度伊仙町一般会計予算の補足説明をいたします。

予算書68ページから69ページ、明細書は65ページから66ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の主な内容としましては、1節報酬の農業委員会会長報酬、農業委員会委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬として915万6,000円、12節委託料の農地基本台帳システムデータ照合業務委託料として25万3,000円、18節負担金補助及び交付金の県農業会議負担金等の負担金が43万4,000円になります。

1目農業委員会費全体で、前年度と比較しまして、職員人件費を除いた予算額での前年度比は76万2,000円の増額での計上となっております。主な要因としまして、農業委員及び推進委員の報酬改正による増額になります。

続きまして、予算書69ページから70ページをお開きください。

2目農業者年金事業費についてですが、研修旅費等を計上しており、前年度と比較しまして、人件費を除いた予算額では前年度並みとなっております。

続きまして、予算書70ページから71ページ、明細書66ページをお開きください。

3目機構集積支援事業費の主な内容としましては、8節費用弁償が農業委員及び推進委員全員での鹿児島県農業委員大会参加や現地視察研修旅費として118万円計上しております。

3目機構集積支援事業費全体で前年度と比較しまして31万5,000円の増額になっております。主な要因としましては、視察研修等の旅費による増額になります。

続きまして、予算書79ページをお開きください。

18目農地利用最適化交付金事業費の主な内容としましては、1節報酬の会長・委員・推進委員基本報酬408万円になります。前年度と比較して28万8,000円の減額となっております。主な要因としまして、交付金配分額の減少見込みによる減額になります。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、経済課より補足説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

それでは、経済課所管の令和6年度一般会計予算の補足説明をいたします。

補足説明は、前年度と比較し、金額の増減が大きいものを中心に説明をさせていただきます。

予算書71ページ、明細書66ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費 4目農業総務費、前年度比1,600万1,000円の減となっております。

主な要因として、2節給料、3節職員手当等の減額、また12節委託料におきまして農業振興地域整備計画策定業務の完了見込みに伴う減となっております。

続きまして、予算書72ページから73ページ、明細書67ページから68ページ。5目特殊病害虫防除対策費、前年度比プラス5万円となっております。同事業は、令和5年度においてカンキツグリーニング病の根絶調査を実施しており、令和6年度からは侵入防止に努めていくこととなっております。

6目糖業振興費、前年度比3万1,000円、本年度に引き続き増産推進事業を実施し、夏植えを中心とした事業を計画しております。

予算書74ページ。7目有機物供給センター管理運営費、前年度比236万6,000円の増となっております。主な要因として、12節委託料において電気・燃料の価格値上げによる管理委託料の増となっております。

8目園芸振興費、前年度比151万1,000円。主な要因として、18節負担金補助及び交付金において、これまで補正予算で対応しておりました食の魅力発信事業負担金の増となっております。

予算書74ページから75ページ、明細書69ページから70ページ。9目畜産振興費、前年度比574万5,000円の減となっております。主な要因として、18節負担金補助及び交付金において、地区肉用牛共進会負担金の減、また畜産基盤整備事業の減となっております。

10目生活改善センター運営費、こちらは生活改善センターの運営維持に係る費用となっております。

11目農林水産物輸送コスト支援事業費、前年度比736万4,000円の増。主な要因として、18節負担金補助及び交付金において、燃油価格の高騰等を考慮した価格の積算、また1団体の増によるものとなっております。

予算書76ページから77ページ。12目農業担い手育成確保事業、前年度比264万9,000円の減となっております。主な要因として、18節負担金補助及び交付金において、青年就農給付金経営発展資金分の減となっております。

13目地域計画策定推進事業、こちらは人・農地プランを土台に2か年かけて策定に取り組んでおり、令和6年度において計画策定を予定しております。

14目農地中間管理事業、こちらは事業を活用しながら引き続き農地中間管理機構の活用を推進し、

農地の流動化に努めてまいります。

予算書77ページから78ページ。17目農業支援センター運営費、前年度比5万7,000円となっております。現在の支援センターにおいて研修生1名を受け入れております。今後も募集を行うなど、農業従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

予算書79ページ。22目農山漁村発イノベーション等整備事業、前年度比3,372万円の減となっております。こちらは令和6年度においては3か年目の事業となっており、令和6年度においてハウスの建設を予定いたしております。

23目国内肥料資源活用総合支援事業、こちら新規での計上となっており、国の事業を活用いたしまして堆肥センターの機能向上及び堆肥のペレット化を計画しております。

24目直売所百菜運営事業、こちらも新規の計上となっており、百菜の公募結果0件に伴い、町直営で運営をしていくため予算化をしております。

予算書85ページ、明細書76ページをお開きください。

6款農林水産業費3項林業費1目林業振興費、前年度比30万3,000円の減となっております。主な要因として、12節委託料において薬剤の樹幹注入委託料の減となっております。

6款農林水産業費4項水産業費1目水産振興費、また2目離島漁業再生支援推進事業費におきましては、サンゴ礁保全対策としてモニタリングと併せてオニヒトデの駆除を実施、また離島漁業再生支援推進事業の活用をし、漁業集落の活性化に努めてまいりたいと思います。

以上で、経済課所管の令和6年度一般会計予算の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、耕地課より補足説明をお願いいたします。

○耕地課長（稻田 良和君）

耕地課関係の歳出予算について補足説明をいたします。

予算書81ページから82ページ、明細書73ページから75ページをご参考ください。

6款農林水産業費2項農地費1目農地総務費10節需用費、光熱水費140万円、管路修繕料120万円は、主に地下水ポンプの電気料及び修繕料でございます。

12節委託料、町有地調査業務委託料104万4,000円は、畠総内の町有地調査を進めていく業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料110万1,000円は、電算システム及び水土里情報システムの使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金7,748万6,000円、主なものは多面的機能支払交付金、徳之島ダム基幹水利運営等の町補助金負担金でございます。

予算書83ページをお開きください。

2目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費、修繕料80万円、13節使用料及び賃借料68万円、

15節原材料費10万円は、農道及びのり面の修繕を行うものでございます。

18節負担金及び交付金、畠かん事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業の町負担金でございます。令和6年度事業計画につきましては、第2面縄2期地区、喜念地区、糸木名地区、木之香・阿権地区、崎原地区、西部地区、東部1期、東部2期、面縄地区において主線水路及び畠かんを予定しております。

中部・東部につきましても、基幹水利施設ストックマネジメント事業を進め、更新事業を順次計画に進めてまいります。

3目ダム管理費10節需用費90万円は、ダム管理棟及び阿権警報器の電気料及び修繕料でございます。

12節委託料250万円は、西部ダム堆砂状況調査委託料でございます。

4目多面的機能支払推進交付金事業費95万円は、多面的支払交付金各組織への指導助言に関わる費用でございます。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、建設課より補足説明をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

それでは、建設課所管の令和6年度一般会計歳出予算の主なものについて補足説明をいたしますが、説明に入る前に、事業明細書の金額に誤りがございましたので、修正をお願いいたします。

事業明細書17ページ、14款国支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節地方改善施設整備補助金において、予算額が1,000万円とありますが、710万円に修正いただきますよう、お願ひいたします。一番下です。

続きまして、事業明細書52ページ、3款民生費1項社会福祉費17目地方改善施設整備費14節工事請負費において、2,000万円とありますが、1,420万円に修正いただきますよう、よろしくお願ひいたします。1,420万円です。

お手数おかけしまして申し訳ありませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

予算書の56ページ、明細書は52ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費17目地方改善施設整備費14節工事請負費1,420万円につきましては、佐弁地区アガレンドウ線に排水路を敷設し、排水環境を改善する費用になります。

予算書の84ページから85ページ、明細書は76ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農地費5目地籍調査事業費12節委託料3,978万7,000円につきましては、測量調査業務委託料及び地籍調査事務委託料になります。調査区域は、大字喜念、目手久、面縄、古里、伊仙、阿三、馬根中山、犬田布の一部になります。

予算書の93ページ、明細書は84ページをお開きください。

8款土木費 2項道路橋梁費 1目過疎対策事業費12節委託料200万円は、町道上里イジュマシ線犬田布工区他3路線の測量設計費になり、14節工事請負費2,000万円は、同路線の改良工事請負費になります。

予算書の93ページから94ページ、明細書は84ページをお開きください。

2目道路維持費10節需用費のうち650万円につきましては、道路補修等、住民からの要望に対応するものであります。

12節委託料1,140万円は、道路台帳デジタル化整備に関する委託料に1,000万円、道路維持修繕委託料140万円は、主に町道の草刈り委託料になります。

14節工事請負費800万円は、町道下検福目手久線水路改良工事及びソウアタリ線排水対策工事の施工費になります。

予算書の94ページ、明細書は84ページから85ページになります。

3目県道路維持管理費12節委託料515万円は、県道3路線の草刈り委託料になります。

予算書の95ページ、明細書は85ページをお開きください。

4目社会資本整備総合交付金事業12節委託料3,000万円は、町道面縄中山線の測量設計業務2,000万円、第二西下線用地測量業務1,000万円になります。

14節工事費9,401万円は、伊仙馬根線道路照明設置に1,000万円、阿三中山線改良工事に4,900万円、古里西伊仙線改良工事に1,900万円、阿権馬根線改良工事に1,600万円を予定しています。

16節公有財産購入費1,000万円は、阿権馬根線、サクマ板割線の道路用地購入費になります。

21節補償補填及び賠償金1,600万円は、サクマ板割線の家屋等移転補償費1,400万円と、阿三中山線及び古里西伊仙線の電柱移転補償費200万円になります。

予算書の95ページから96ページ、明細書は85ページから86ページになります。

5目防災安全交付金事業費12節委託料796万円は、舗装補修工事に伴う測量設計委託料になります。

14節工事請負費1億6,501万円は、伊仙阿三線他12路線の工事費になります。

予算書の97ページ、明細書は86ページをお開きください。

3項港湾費 1目港湾管理費10節需用費200万円は、面縄港及び鹿浦港の修繕費になります。

予算書の97ページから99ページ、明細書は86ページから88ページになります。

4項住宅費 1目住宅管理費10節需用費、修繕料770万円は、住宅に関する修繕料になります。

12節委託料1,010万円のうち50万円は、シロアリ駆除委託料、960万円は犬田布岬団地1棟4戸の解体撤去委託料になります。

2目公営住宅建設事業費12節委託料1,200万4,000円のうち、主なものは阿三カシナトウ団地4棟12戸、設計委託料に875万円、西犬田布団地2棟4戸及び犬田布団地改修3棟8戸の工事管理業務委託料に248万4,000円を計上しております。

14節工事請負費1億7,650万円は、阿三カシナトウ団地既存住宅解体撤去費及び敷地整備費に

2,090万円、西犬田布団地建築及び犬田布団地改修工事費に1億5,560万円を計上しております。

3目定住促進住宅運営費13節使用料及び賃貸料2,180万3,000円は、定住促進住宅の借上料になります。

以上で、建設課所管の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、教育委員会総務課より補足説明をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

それでは、教育委員会総務課より補足説明を行います。

予算書は103ページ、明細書90ページから91ページをお開きください。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費12節委託料、講演会等講師派遣業務委託料84万1,000円、送迎業務委託料496万8,000円は、各小中学校・幼稚園の学校教育活動、校外学習、水泳、宿泊学習等における送迎業務委託料でございます。その他ネットワーク保守委託料466万4,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料、車借上料42万2,000円は、公用車のリース料で、重機借上料13万2,000円は樹木等の伐採に使用するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、徳之島地区特別支援教育支援員負担金87万4,000円、結い結い留学制度負担金512万円を計上しております。

続きまして、予算書104ページ、明細書92ページをお開きください。

5目学力向上プログラム13節使用料及び賃借料、機器リース料937万9,000円、こちらは各学校で使用する電子黒板のリース料となります。ソフト使用料474万5,000円、こちらは「373る」、電子学習ドリル「n a v i m a」等のソフト使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、各種教科検定料補助金282万7,000円であります。

予算書106ページから109ページ、明細書92ページから95ページをお開きください。

10款教育費 2項小学校費について、1目伊仙小学校管理費から8目阿権小学校管理費までを一括してご説明いたします。

今回から、総額裁量制を導入しまして、各学校の予算の総額については、教育委員会で算出を行い、算出した金額の範囲内で各学校のほうで実情に応じた予算組みを行っております。予算組みに関しましては、各学校記載のとおりでございます。

続きまして、予算書109ページから110ページ、明細書95ページをお開きください。

9目学校管理費 7節報償費、特別支援教育支援員謝金1,215万円、10節需用費、教師用教科書指導書代880万1,000円を計上しております。

予算書111ページ、明細書96ページをお開きください。

11目学校建築費12節委託料、設計委託料2,100万円は、鹿浦小学校の建て替え工事に関する基本

実施設計に関する委託料、地質調査委託料は鹿浦小学校に関する地質調査委託料でございます。

14節工事請負費8,800万円は、喜念小学校旧幼稚園解体及び喜念小学校グラウンド改修工事に関する費用を計上しております。

予算書111ページから113ページ、明細書96ページをお開きください。

10款教育費3項中学校費について、1目伊仙中学校管理費から3目犬田布中学校管理費については、小学費と同様に、総額裁量制を導入し、各学校の実情に応じた予算組みを行っております。

予算書113ページから114ページ、明細書98ページをお開きください。

4目学校管理費18節負担金補助及び交付金、中学校体育連盟補助金170万円、大島地区中学校教科用図書採択事務負担金10万7,000円を計上しております。

予算書114ページ、明細書98ページから99ページをお開きください。

5目教育振興費、こちらは備品購入費60万円、扶助費629万円を計上しております。

7目学校設備費12節委託料、設計委託料は伊仙中学校の大規模トイレ改修に関する設計委託、14節工事請負費1,250万円は、大規模トイレ改修に関する工事費用でございます。

続きまして、予算書115ページ、明細書99ページをお開きください。

10款教育費4項高等学校費1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金について、離島高校生就学支援費906万6,000円を計上しております。

予算書117ページ、明細書99ページから100ページをお開きください。

10款教育費5項幼稚園費4目幼稚園管理費について、ご説明いたします。

18節負担金補助及び交付金について、幼稚園利用者負担金180万6,000円、私立幼稚園運営負担金92万9,000円、認定こども園運営負担金4,520万円を計上しております。

5目幼稚園設備費12節委託料について、設計管理委託料100万円は伊仙・面縄幼稚園のトイレ改修に関する委託料でございます。

14節工事請負費860万円は、トイレ改修の工事請負費となっております。

予算書127ページ、明細書は108ページをお開きください。

10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費7節報償費、嘱託歯科医報償費66万円、スクールガードリーダー活動謝金21万8,000円を計上しております。

12節委託料、耳鼻科健診委託料46万3,000円、顧問産業医委託料24万円、環境検査委託料49万2,000円を計上しております。

補足説明については、以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、社会教育課より補足説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

それでは、社会教育課関係の令和6年度一般会計予算の主なものを補足説明いたします。

予算書99ページ、明細書88ページをお願いします。

8款土木費5項都市計画費1目公園費、前年度比1億1,046万2,000円減額となっております。主な要因として、令和元年度からの5か年計画が令和5年度に終了し、令和6年度は次期5か年計画の申請に係る旅費等のみを計上しており、設計委託料及び工事請負費の減額となっております。

予算書117ページから119ページ、明細書100ページ下段から102ページをお願いします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金413万6,000円は、主に伊仙町われんきや未来教育会議、地域女性団体連絡協議会や各種団体の補助金及び県・地区の負担金でございます。

22節償還金利子及び割引料144万円は、多世代交流施設機能拡張事業違約金が、昨年12月現在において144万円の歳入があり、当時の弁済金のパーセントに応じて返還するものであります。

予算書119ページから120ページ、明細書102ページをお願いします。

3目学習支援プロジェクト事業費12節委託料570万円は、遠隔双方向ライブ授業及び学習支援員、寺子屋講師派遣業務の委託料でございます。

13節使用料及び賃借料232万5,000円は、図書館システム使用料196万5,000円が含まれております。

予算書120ページから122ページ、明細書102ページから103ページをお願いします。

4目社会体育費10節需用費589万3,000円は、主に各社会教育施設の消耗品、光熱水費でございます。

予算書121ページから122ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金の1,313万4,000円は、主に町体育協会、町スポーツ少年団、各種スポーツ大会出場補助金及び全国離島交流中学生野球大会負担金でございます。

予算書122ページから123ページ、明細書104ページをお願いします。

5目公民館費1,087万4,000円は、主に中央公民館運営経費でございます。

6目文化費64万4,000円は、県・地区・町文化協会負担金及び補助金、各種文化系大会出場補助金でございます。

予算書123ページ下段から125ページ、明細書105ページから106ページをお願いします。

8目歴史民俗資料館費7節報償費144万8,000円は、町誌編纂事業による大学教授等編纂委員謝金でございます。

8節旅費330万4,000円は、主に町誌編纂事業によります大学教授等編纂委員の費用弁償309万3,000円が含まれております。

予算書同ページ、明細書106ページをお願いします。

12節委託料538万4,000円は、主に史跡内の草刈り業務委託、町誌編纂事業に伴う専門員調査委託料でございます。

予算書125ページから126ページ、明細書106ページから107ページをお願いします。

10目国宝重要文化財等保存活用事業費12節委託料77万5,000円は、広告デザイン委託料、企画展示ブース制作委託料でございます。

10目県補助委託文化財調査等事業費12節委託料190万円は、才上遺跡発掘調査報告書作成委託料及び科学分析委託料でございます。

予算書127ページ、明細書は107ページです。

11目青少年健全育成事業費62万円は、チャレンジ教室を行うものでございます。

以上、社会教育課関係の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

次に、給食センターより補足説明をお願いいたします。

○学給センター所長（森 一途君）

それでは、続きまして令和6年度当初予算給食センター関連予算について補足説明をいたします。歳出について説明いたします。

予算書の128ページから131ページ、事業費明細書のほうは109ページから110ページをご参照ください。

10款教育費 7項保健体育費 2目給食センター運営費、主な項目について説明いたします。

本年度1億1,615万4,000円となっていまして、前年度比978万7,000円増となります。

10款 7項 2目10節需用費、129ページのです。10節需用費1,078万3,000円です。主な内訳としては、給食業務や衛生管理に必要な消耗品の購入及び災害その他で給食物資が届かないときに提供する救給カレー購入費などが充てられます。

同じく、11節役務費154万2,000円です。前年比13万2,000円増額ですが、主な要因は、検便手数料や食品検査手数料の増額等によるものです。

同じく、13節使用料及び賃借料97万8,000円です。前年度比51万5,000円減額ですが、主な要因は、運搬車リース料契約更新による減額です。

同じく、17節備品購入費43万3,000円です。内訳は、老朽化により流し台シンクを買換え、その他購入の費用となります。

同じく、18節負担金補助金及び交付金14万2,000円です。内訳は、アレルギーを持つ児童生徒に対応する補助金、他各関係団体への負担金です。

同じく、19節扶助費4,908万6,000円です。前年比で47万6,000円増額ですが、要因は、物価高騰が続く見込みのため、予想される物価上昇分を予算に計上しております。

以上、給食センターの補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第2 議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,766万4,000円と定めるものであります。

歳入について、予算書7ページ、明細書は1ページからになります。ご参照ください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、予算編成時の調定額を基に算定し、前年度比175万8,000円増額の9,937万1,000円としております。

予算書8ページ。6款県支出金1項1目保険給付費等交付金については、前年度比93万円増額し、8億4,525万2,000円とするものです。

予算書8ページから9ページ。10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、前年度比393万8,000円の減額で、1億1,161万円とするものであります。

歳出につきまして、予算書14ページ。2款保険給付費2項1目一般被保険者高額療養費は、過去の実績を基に算定し、前年度比240万円増額の1億2,720万円となっております。

15ページ。3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、令和6年度国保事業費納付金算定額に伴い、前年度比33万5,000円の減額で、1億3,235万4,000円となっております。

同款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、納付金算定額に基づき、前年度比98万5,000円減額の4,686万7,000円となっております。

16ページ。同款3項1目介護納付金分は、納付金算定額に基づき、前年度比38万4,000円減額の1,647万9,000円となっております。

16ページから17ページ。6款保健事業費1項2目保健指導事業費は、主に委託料などの増額に伴い、前年度比209万8,000円増額の1,319万5,000円となっております。

18ページ。同款2項1目特定健康診査等事業費は、主に委託料の増額に伴い、前年度比230万1,000円の増額の1,078万6,000円となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第3 議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算について、主に前年度比の増減の大きな予算について補足説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

令和6年度の歳入歳出予算の総額を9億873万9,000円と定めるものです。

歳入歳出について説明いたします。

予算書6ページ、明細書1ページになります。

1款保険料1項介護保険料は、令和5年12月時点での調定から算出し、1節第1号被保険者保険料現年度分の特別徴収分が172万8,000円の増額、普通徴収が57万6,000円の減額、2節第1号被保

険者保険料滞納分が6万6,000円減額となっており、差引合計108万6,000円の増額となっております。

明細書のほうが2ページになります。

2款国庫支出金1項国庫負担金について、前年度比466万円増額、1億5,431万3,000円となっております。施設居宅介護サービスそれぞれに係る費用の所要見込額から国庫負担割合を乗じて算出しており、令和5年度の決算見込額を基に算定し、施設介護サービス費が436万6,000円増額、居宅介護サービス費が29万4,000円の増額となっております。

2項国庫補助金は、介護給付費所要見込額及び地域支援事業所要見込額それぞれ負担割合分を乗じて算出したものに介護保険特別会計予算全体の差額調整を基に算出しており、前年度比719万5,000円増額の1億2,099万7,000円となっております。

増額の主なものとして、1目調整交付金が682万8,000円増額しております。

予算書7ページになります。

3款支払基金交付金1項支払交付金についても、介護給付費所要見込額及び地域支援事業所要見込額にそれぞれの負担割合分を乗じて前年度比837万9,000円増額の2億3,645万1,000円となっております。

明細書のほうが3ページになります。

4款県支出金1項県負担金及び2項県補助金は、先ほど説明した2款国庫負担金及び国庫補助金同様に県の負担割合を乗じて算出し、1項において527万6,000円の増額、2項において5万7,000円の増額となっております。

なお、介護予防費補助金は、令和6年度から地域支援事業費に含まれることによる廃止となっております。

予算書7ページから8ページです。明細書3ページから4ページ。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金及び2目地域支援事業費繰入金について、国・県の補助と同じく、町の負担割合を乗じて算出し、1目が前年度比382万1,000円増額、2目が19万4,000円の増額となっております。

3目低所得者保険料軽減措置繰入金は、第1段階から第3段階の軽減対象者が50名増えたことに伴い、97万2,000円増額の2,347万2,000円としております。

4目その他繰入金は、事務費に係る繰入金が、令和5年度決算見込額から算出し、83万8,000円減額しております。

続いて、歳出について説明いたします。

予算書10ページ、明細書5ページになります。

1款総務費2項1目認定審査会委託負担金は、介護の区分判定に係る委託料として徳之島地区介護保険組合へ支出するもので、高齢者の割合などから算出された介護組合からの通知を基に前年度比58万8,000円減額し、1,304万4,000円計上しております。

続いて、予算書11ページから15ページ、明細書5ページから10ページになります。

2款保険給付費は、各種介護サービスに係る給付費で、令和5年度の決算見込額を基に算出し、1目居宅介護サービス給付費は977万7,000円減額、3目地域密着型介護サービス給付費が633万6,000円増額、5目施設介護サービス給付費が2,944万1,000円増額。12ページ。9目居宅介護サービス計画給付費が307万4,000円減額、2項1目介護予防サービス給付費が457万7,000円増額、3目地域密着型介護予防サービス給付費が94万1,000円の減額。13ページ。6目介護予防住宅改修費が88万3,000円増額、7目介護予防サービス計画給付費が70万8,000円増額、5項1目高額医療合算介護サービス等費が101万5,000円減額、6項1目特定入所者介護サービス費が372万4,000円増額となっております。

予算書15ページ、明細書11ページになります。

3款地域支援事業費 1項介護予防生活支援サービス事業費は、前年度比159万円の増額としております。増額は全て18節の通所訪問介護とケアマネ負担金に係る増額としております。

予算書16ページ、明細書12ページになります。

3款2項一般介護予防事業費、前年比127万2,000円減額しております。介護予防教室の統合による125万円の減額が主なものとなっております。

予算書16ページから18ページ、明細書13ページから15ページになります。

3款3項包括的支援事業任意事業費について、前年度比71万8,000円増額の1,642万2,000円としております。1目総合相談事業において新庁舎移転に伴うプリンター等の統合による54万円の減額、6目生活支援体制整備事業が、災害時の要援護者台帳の作成に係る町内一斉調査に係る費用を含む120万3,000円の増額、7目認知症総合事業費において、令和5年度の研修により資格を取得したことによる旅費22万3,000円の減額などが、増減の大きな主なものとなっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時12分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億949万9,000円と定めるものであります。

歳入について、予算書6ページ、明細書は1ページからになります。ご参照ください。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、広域連合算定額に基づき、1目特別徴収保険料が、前年度比64万6,000円の増額の4,147万3,000円となっております。

2目普通徴収保険料は、前年度比132万3,000円増額の1,098万2,000円となっております。

3款繰入金1項一般会計繰入金は、前年度比181万8,000円減額の1億5,425万8,000円となっております。主に、3目療養給付費繰入金において、広域連合算定額に伴い938万8,000円の減額、4目保険事業費繰入金において、予防重視一体的事業の実施に伴う増額によるものであります。

次に、歳出について。9ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合算定額に基づき、前年度比726万1,000円を減額し1億9,544万4,000円となっております。

3款保険事業費1項1目健康診査事業費は、前年度比92万4,000円増額の264万2,000円となっております。主に12節委託料の増額によるものであります。

9ページから10ページ、同款2項1目予防重視一体的事業については、令和6年度より事業を実施予定のため、623万1,000円を計上しております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第5 議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,341万6,000円と定めるものであります。

歳入について、予算書4ページをお願いします。明細書は1ページからになりますので、ご参照ください。

1款使用料及び手数料5,005万2,000円は、主なものといたしまして、月会費、都度使用料、スマシング月会費、文化施設使用料等になります。

2款繰入金は7,190万2,000円で、運営繰入金5,959万円と職員給与繰入金の1,231万2,000円であります。

4款諸収入につきましては1,146万2,000円で、主なものといたしまして、ショップ売上収入、保険事業収入、電気料収入等であります。

歳入合計1億3,341万6,000円であります。

歳出につきまして、予算書8ページから10ページ、明細書は3ページから4ページになります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の7節報償費の25万8,000円については、運営審議会委員及び水泳教室補助員の謝金になります。

8節旅費75万3,000円については、主に健康運動指導士講習会受講に伴う費用であります。

10節需用費6,235万円については、主なものといたしまして、9ページになります、燃料費、光熱費、修繕費等であります。修繕費については、換気設備の修繕、空調設備の修繕、施設内トイレの修繕、機械室設備の修繕、その他設備修繕で計1,000万円を計上しています。

11節役務費は、通信運搬費やインターネット通話料、電話料、各検査手数料等で、158万円を計上しています。

12節委託料については、主に運転管理業務委託料726万6,000円、浄化層管理委託料140万6,000円などであります。また、インストラクター業務委託料の397万1,000円は、子どもたちの水泳教室及びキック教室、ヨガ教室の実施に伴う委託料となっております。

13節使用料及び賃借料37万4,000円は、NHK受信料や有線使用料及び印刷機のリース料、AEDリース料等でございます。

17節備品購入については164万円を計上し、子どもたちのスイミング教室で利用するプールフロアやプールのコースロープなどが老朽化したため、購入するものであります。

2款1項1目健康増進事業費については、報償費については、介護予防教室をサポートする健康運動インストラクターの謝金であります。

12節の委託料については、介護予防教室の送迎委託料であります。

3款1項1目文化事業費については、各種イベントに伴う57万円を計上しております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

日程第6 議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第29号、令和6年度上水道事業会計当初予算について補足説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量について説明いたします。

年間給水戸数予測として、令和5年度より微増の4万3,080戸を見込んでおります。年間予定給水量80万8,020m³を見込んでいます。1日の平均給水量は2,214m³になります。

今後の建設改良工事として、主に中部地区の導水配水管布設替え工事及び中部ダム県営受託事業で総額9,944万円の執行予定でございます。

第3条収益的収入及び支出。予算書の4ページ、明細書の1ページをお開きください。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1億3,888万7,000円。令和6年10月から予定してお

ります料金改正に伴い、4月から9月、10月から3月と、内訳を記載しております。基本料5,708万1,000円、前年度比約540万の増でございます。超過料金6,917万9,000円、前年度比440万円の増となる予定でございます。

3目その他営業収益、職員の給与と法定福利費及び減価償却費の一部で、合計8,124万1,000円を計上いたしました。

2項営業外収益2目他会計補助金は、総務大臣による通知の地方公営企業繰越金による繰入金と、それに基づいた上乗せ分を計上し、合計1,691万3,000円であります。

3目長期前受金戻入4,240万4,000円は、会計上、負債として計上しているものの、当該年度該当分で金銭的に支払うものではございません。

以上、水道事業収益は、合計2億7,945万2,000円を予定しております。

続いて支出です。明細書3ページ。

1款水道事業費1項営業費用1目原水浄水費は、主に原水を処理して浄水をつくる費用でございます。

1節修繕費1,307万2,000円、2節動力費2,851万5,000円、3節路面復旧費81万9,000円、4節薬品費、こちらは浄水する過程で用いる薬品の費用で1,989万2,000円、合計6,229万8,000円でございます。

明細書5ページから6ページをお開きください。

2目配水給水費、こちらは主に浄水場から各メーターまで、ご家庭のメーターまでの管理費用で、436万3,000円を計上しております。

3目総係費5節委託料、こちらは水質調査費や公営会計システム、財務管理システム、保守料やポンプ点検などを含む業務運営全般に係る付託費で、合計2,616万8,000円を計上しております。

11節旅費54万円、財務会計や補助事業会計の出張になっております。

12節から19節は、明細書をお見通しください。

3目総係費合計は、8,789万2,000円を予定しております。

明細書10ページをお開きください。

4目減価償却費は、1億905万4,000円を予定しております。

予算書5ページ。

2項営業外費用1目支払利息、合計1,294万1,000円を予定しております。

以上、水道事業費用総額は2億7,655万2,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填することができます。

また、予算書の5ページ、明細書の12ページをお開きください。

1款資本的収入1項企業債7,444万円は、建設改良費のうち水管路耐震化等推進事業2,500万円、配水管布設替え工事の財源として3,500万円、県営土地改良受託事業1,444万円を実施する借入金でございます。

2項他会計出資金8,080万2,000円を予定しております。これは、主に繰り出した基準に基づく企業債の元金償還等に充てる費用でございます。

3項国庫補助金2,500万円、建設改良工事の生活基盤耐震化等交付金でございます。

以上で、資本的収入合計1億8,024万3,000円の説明を終わります。

続きまして、資本的支出の説明に入ります。

明細書13ページ、14ページ。

1款資本的支出1項建設改良費1目原水施設費3節備品購入費380万6,000円は、主要ポンプの購入費用となります。

2目配水施設費1節配水管布設費3,500万円を予定し、東部、中部地区の老朽管の根本的な布設替え工事を行う単独事業で、企業債のうち3,500万円を充当いたします。

2節メーター購入費、耐用年数が迫ったメーターの交換を主に、令和6年度は200件程度を予定して94万円を計上しております。

3節備品購入費、浄水施設の設備更新費用として799万円。

3目リース資産購入費は、3t未満のバックホーのリース料で114万1,000円を計上しました。

4目水管路耐震化等推進事業は、交付金事業で総額5,000万円を予定しております。交付金が2分の1、残りを企業債及び自主財源で、令和6年度は総延長1,107mを計画しております。

5目固定資産購入費1節施設利用権、県営土地改良受託事業負担金1,444万円。

2項企業債償還金1目企業債償還金は、昨年まで実施した事業に充当した企業債の元金費用で1億929万8,000円です。

以上、資本的支出合計2億2,262万1,000円で、歳入歳出の差引きが4,237万8,000円となり、前述のとおり過年度分損益勘定留保資金で補填することとなっております。

続きまして、予算書の2ページをお開きください。

第5条企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、以下のとおりでございます。

第6条一時借入金の限度額は、当水道事業規模から3,000万円と定めました。

第7条、第8条は予定支出の流用の定めを記載しております。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、1、職員給与費で5,620万3,000円といたしました。

第10条他会計からの営業助成を意味する補助金は、9,815万4,000円といたしました。

以上、令和6年度上水道事業会計当初予算の補足説明を終わります。ご審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

これで、令和6年度当初予算に関わる補足説明を全部終了いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

次の会議は、3月11日午前10時に再開いたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 2時33分

令和6年第1回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和6年3月11日

令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和6年3月11日（月曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員 (12名)

議席番号	氏名			議席番号	氏名					
1番	井	上	和	代	議員	2番	久	保	量	議員
4番	杉	山	肇	議員	5番	牧	本	和	英	議員
6番	佐	田	元	議員	7番	清	平	二	議員	
8番	岡	林	剛	也	議員	9番	上	木	千恵造	議員
10番	永	田	誠	議員	11番	福	留	達	也	議員
13番	樺	山	一	議員	14番	美	島	盛	秀	議員

1. 欠席議員 (1名)

3番 大河善市議員

1. オブザーバー (1名)

12番 前徹志議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	實永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	古川徹君		

～令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまから、令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

日程第1 議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算について質疑を行いますが、議員の皆様は、伊仙町議会会議規則第1項の規定に基づき、同一議題の質疑は3回までとなっておりますので、質疑は3回以内にまとめ、簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

また、執行部の皆様におかれましても、答弁は簡潔明瞭に努めていただき、円滑な会議の進行ができるよう、ご協力お願いいたします。

それでは、令和6年度伊仙町一般会計予算について、質疑はありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

令和6年度一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず、事業費の明細書から、3ページです。ここに一般会計性質別歳出内訳とあります。一番上の人件費の（1）議員委員等報酬手当7,763万3,000円とあります。これが令和5年は約2億1,000万ぐらいやったんじゃないかな。マイナス1億3,956万円になっていますが、これはどうしてでしょうか。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度までは、議員委員等報酬手当の中に会計年度任用職員の報酬等も含まれていたためございます。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。その下の物件費の需用費が今度は逆に9,000万余り増えているんですが、その説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

物件費、需用費については、新庁舎移転後の各種光熱費等々の増、また印刷等の経費を一括管理

にしたことによるものでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

続きまして、また明細書の13ページです。使用料及び手数料、総務使用料の前里屋敷使用料9万6,000円とあります。前年度と比べると16万8,000円減額されております。前里屋敷の5年度の実績、使用料、分かったらお願ひします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

令和5年度の前里屋敷の2月末時点での利用実績なんですけども、昨年4月から2月末まで306件、1,175名の方が利用されております。

減額につきましては、純粋に利用される方が現在、昨年度と比較して少し、現年度と比較して、一昨年、昨年ともに利用状況が若干停滞しているものと思われますので、この現在高、現在、歳入に充てている9万6,000円については、実績に基づくことで予算計上しております。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは今、5年度の実績は大体9万6,000円ぐらいということでおろしいでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

そのような認識であります。

○8番（岡林 剛也議員）

それでは、予算書に戻りまして37ページ、明細書は41ページですか。12委託料、光伝送施設保守委託料1,206万2,000円、その下の計画策定委託料940万とあります。これの説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

計画策定委託料940万円の内訳でございますが、施政方針でも述べましたとおり、令和6年度に伊仙町総合計画及び総合戦略の策定に伴う計画策定料及び進捗管理を行うためのシステム構築委託料ともに含まれて、940万円ということで計上させていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

それでは、その下の負担金補助及び交付金で、航路航空路運賃軽減等事業負担金2,365万9,000円とありますけども、これは過疎債で、そのうちの1,290万、たしかありますけど、残りの1,075万9,000円は一般財源ということでどうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

そのとおりでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

その下のまた徳之島自動車学校法定講習補助金120万ありますけども、令和5年度もたしか同額であったと思いますが、この内容の説明と実績、あとこれが町民に周知はされているのか、お伺い

いたします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

徳之島自動車学校法定講習補助金120万円ですけども、まず最初に、周知の件なんですけども、周知につきましては、広報いせん等で周知をし、さらに実際自動車学校で講習をされている方、これは3町ともにこの補助金を実施しているわけですので、必ず受講者に、必ず窓口のほうで、こういった補助金がありますよということで、自動車学校職員のほうからご案内させていただいているところであります。

今年度から、令和5年度からこの講習補助金を実施しているわけでありますが、概要につきましては、昨年お話ししたとおり、普通自動車、ミッション、オートマ問わず、新規で自動車免許運転講習を受ける方、そして中型、普通自動二輪等々、あと高齢者の方に関しましては、高齢者講習とともに認知機能検査を実施し、その金額に応じて上限を決めて、補助金を支出しているところでございます。

令和5年度2月29日時点で、申請者件数が191名いらっしゃいます。補助金支出額が2月末時点で62万2,000円計上されて、予算執行されておりますが、今後3月末に向けて、高校生の卒業に合わせて、自動車免許運転講習の需要が高まるものと思い、前年度と同様122万円を計上させていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

前年度、令和4年度は120万円で予算は足りたのかどうか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問お答えします。

これにつきましては、令和5年度から実施しておりますので、この120万円で充足されるものと認識しております。ですので、令和6年度が実施2年目になりますけども、この120万円で充足するものと認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

ありがとうございます。

続きまして、予算書41ページ、明細書は43ページです。長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業ですけども、サテライト、12委託料、サテライトオフィス施設管理委託料143万円とありますが、これはどこに委託して、業務内容はどういったものか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

サテライトオフィス施設管理委託料143万円の概要ですが、令和5年度に受けまして、長寿子宝社のほうに業務委託をお願いしております。

業務内容につきましては、清掃管理及び、あそこの防犯カメラを設置しておりますので、防犯カメラの監視記録、帳簿をつけていただき、月末にその報告をもって、この業務委託料を月々お支払

いをしているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

このオフィスの管理委託料ですけども、こここの歳入の14ページにありますけども、使用料が114万円、今のところ歳入で入っております。114万円もらって、143万円の委託で管理してもらったら、全然、赤字になると思うんですけども、その辺はどう考えているのか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

収支のバランスにつきましては、今おっしゃるとおり、結果的に赤字というふうになっておりますが、現在のところ、月ぎめの3オフィスにつきましては、本年2月をもって、とりあえず3オフィス、契約が締結されておりますので、固定して月末、貸し事務所代は頂いておりますが、この都度料金になるオフィスの部分が、いかんせん、利用状況が停滞しておりますので、こちらの利用率をフル稼働しないと、今おっしゃるとおり、収支のバランスが取れていないものだと思っておりますので、今後、現在、徳之島、伊仙町のほうに事業及び企業誘致で定着している企業と連携をして、このオフィスを拠点にして、利用料を増加するための施策、プログラム、そして経営支援をこの拠点を利用してさせていただき、利用率向上に努めていきたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

この施設管理料、今、毎日行って掃除したり、いろいろ管理しているかどうか分からないんですけども、その回数を減らすとかして、委託料を若干安くさせるとかいうことも考えられないでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今岡林議員がご提案しているところも一つの方法だと思いますので、前向きに検討しておきます。それと、日常の業務につきましては、管理日報において日別に、こういった作業をしましたということで、日誌でもって提出されておりますので、前里屋敷も同様、日々報告されているものをしっかりと精査し、されておりますが、1日当たり大体4時間ぐらいをめどに、清掃管理もろもろさせていただいておりますので、そこら辺の業務内容の見直し等も含めて、ランニングコストのコストカットも含めて合理化、進めていきたいと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、そうしていただきたいと思います。

その下のサテライトオフィス進出企業補助金、令和5年度は2社ですか、あるみたいですけども、300万計上されていますけども、この事業は今、令和6年度で何年目の事業になるのか。また、その間に町内に移住してきた企業は何社あるのか、実績です。それと町内の雇用数とか分かればお伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

18節サテライトオフィス進出企業補助金300万円の内容なんですけども、これにつきましては基本的に農業高校跡地、現在サテライトオフィスで賃貸している3オフィスに進出し、契約をされた企業を3年間、必ずそちらのほうでしっかりと拠点を構えて業務を行い、地域の事業者と連携をするという条件の下に、年間100万円ずつ支出しております。ですので、このサテライトオフィスの契約対象企業以外に関する企業補助金というのは、現時点ではないものとしております。

今後、このサテライト進出企業補助金が、今の時点で3年目に大体入るところでありますけども、一番最初に入られた企業さんは、次年度はちょうど3年目に入るところですので、今後4年目以降、地元に定着していただけるよう、改めていろいろと町当局と模索をしていきたいと思っております。

この進出企業補助金以外の企業が町内に進出し、雇用がどれだけ生まれているかということについては、町当局としては、現時点では把握されている状況でございませんので、今後こういったところも何らかの形で把握するような形で努めてまいりたいと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

西伊仙東のほうに1社、たしか進出している企業があると思うんですけども、あれもこの事業でこちらにいらっしゃったのかどうか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

西伊仙東というのも、デザイン系のです。それは別の事業で来られたんですけども、これはまた直接的にも貸しオフィス、今の制度を活用して進出されたところではないので、実際、企業誘致ということで、町長がトップセールスをされて、実際に地元に空き家を活用して入られたので、あとは自己資金でされているものと思います。

あと企業補助金として、幾分か支出はされている経緯があると思いますけども、その後の雇用につきましては、私の知る限りでは、延べで3名ないし4名ぐらいは町内雇用に努められているということで認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。この12委託料の一番上のサテライトオフィス事業業務委託料ですけども、先ほどの説明ですと、ということは、これも3年目になるということですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

サテライトオフィス事業業務委託料297万円につきましては、今のところ3年目に入るんですけども、その前の前段階の企業誘致というところは、もう以前から進められていますので、その前身である委託料が組まれていると思いますが、今回、農業高校跡地にあわいった形で整備されたものに基づいて、本格的にこのような形で業務委託料として組まれております。

業務内容につきましては、現在3企業が来られていますけども、現実的に企業誘致に動かされたところで、実績としてみなしております。

○8番（岡林 剛也議員）

そしたらまた同じページのその下の16集落活性化推進事業、先ほどの前里屋敷ですけども、ここ の施設管理業務委託料150万2,000円、これはどちらに委託しているのかお伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

16目の委託料、施設管理業務委託150万2,000円ですけども、先ほどのサテライトオフィスと同じ ところでございます。長寿子宝社でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

これも先ほども言いましたけども、利用料が少な過ぎるというのもあるんですけども、これも管 理業務のもうちょっと圧縮をして、150万ちゅうのはいかがなものかと思うんですけども、もう少 し圧縮して頻度を減らすとか、そういうことは考えられますか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

この管理業務委託料の150万2,000円の圧縮なんですけども、現在で、比較してはいけないで すけども、サテライトオフィスよりかは施設の利用状況が多い中で、特に大手旅行代理店がそちらの ほうに昼食を取るということで、そちらを度々利用されていますし、またその敷地内の清掃等につ きまして、集落の方々からのご意向もいろいろあって、常に利用できるような状況を担保しなけれ ばいけない中で、どれだけコストカットができるかというのを、集落民と共同して、その合理化 に向けて進めていくことが望ましいのではないかと、現時点では今言えるところあります。

○8番（岡林 剛也議員）

そうですね。集落でまず活用するという前提でたしかついていますんで、集落の方に協力して もらって、クリーン作戦とかでやって、少しでもこの管理業務委託料は圧縮してほしいと思います。

その下の人口増加推進事業の報償費、空き家対策協議会委員謝礼金2万円とありますけども、空き家対策協議会では、どのようなことが協議されているのか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

空き家等対策協議会につきましては、過去2年ほど、同じような形で計上させていただいており ますが、現時点で開催実績が今のところないものですが、昨年、空き家関係に関する条例制定をし、 ちょっと見直しをしたんですが、今後、例えば町内の空き家の調査の把握、そして特定空き家も含 めて、どのような形で対応していくかという、伊仙町としての基本計画を策定するために、関係有 識者を招聘し、この審議会を、協議会を持って、今後の空き家対策に、具体的な行動計画を含めて、 計画立案をしていくところあります。

しかしながら、現在、集落座談会等で空き家に対する意見も結構多くあるものですから、そこら 辺も含めて、柔軟性を持った協議会としていくことが望ましいものと、現時点では認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

その下の旅費、62万1,000円組まれています。これはどこにどういった内容の旅費ですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

旅費62万1,000円ですけども、費用弁償につきましては、この委員会に関する有識者を外部招聘した場合の費用弁償としております。普通旅費につきましては、毎年空き家フェアとか、そういう専門的知識を習得するために、いろんなイベント、官民間わざ開かれているんですけども、そこ出席するための旅費として計上させていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

続きまして、予算書58ページ、明細書は54ページですか。12委託料、子育て支援環境づくり委託料、これは先般条例でもあったんですけども、450万、この450万のうちの300万円をこないだ制定された基金から繰り入れて、残りの150万円を一般財源で賄うということでよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（久保 修次君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

続きまして、その下、13使用料及び賃借料、住宅使用料24万円、明細書によると、地域おこし協力隊員の住宅使用料6か月分とありますが、なぜ6か月なのか。そしてまた、地域おこし協力隊員の仕事の内容をお伺いします。

○子育て支援課長（久保 修次君）

お答えします。

地域おこし協力隊の任期が9月までとなっておりますので、6か月分を計上しております。

業務の内容としましては、各学校、保育園等における環境づくりの推進のための公園等、また海洋生物の調査等になります。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。続きまして、予算書64ページ、明細書は60ページです。保健衛生費の12委託料、地域コミュニティバス事業委託料2,420万円とあります。これはいつ見ても空のバスを島内ぐるぐる走らせているという、町民からの指摘もずっとあります。

これは私、ざっと計算すると、1日6万6,300円ずつ払っている計算になるんですけども、これはもうちょっとどうにか対策を考えたほうがいいと思うんですけども、どうですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらについて、今2月に審議会を開きまして、こういったバスに関するこもちょっと協議内容に出ましたので、6年度以降に関しまして、また今後協議していく予定でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

協議していく予定と、協議の内容とかは、どう考えていらっしゃいますか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

内容については、まだ決まっているわけではないんですけど、町外のバスを例えればどうしていくかとか、町内の巡回バスを今はほーらい館の利用のためというより、町内の買物の移動される高齢者であったり、そういった形で巡回バスとして回っていただいているので、そういった方向も内容の協議、どういった方向でいくかも、これから協議が必要だと考えているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

この事業は何年目ですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

今調べないと分からないですけど、この地域コミュニティバス、巡回バスになって、たしか3年目、4年目になると思います。あと詳しい年数に関して、調べさせてください。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

地域コミュニティバス事業委託料2,420万円について、補足説明させていただきます。

現時点で未来創生課所管の分で、地域公共交通の形で全島内、伊仙町並びに3町を基幹路線とするバスが総合陸運さんのバスを走らせておりますが、そことの兼ね合いもある関係で、この地域公共交通計画を令和6年度に策定する予定にしているんですが、このコミュニティバスも、現在無料、無償で走らせている状況が、基本的にこの高額な業務委託料に対する影響が生じているものと認識しておりますので、今後有償化も含めて、地域公共交通の一環として、このバスをどうするかということを、運輸局も含めて協議が必要かということで、今検討しているところですが、現時点では健康増進課と今後令和6年度内に、改めてその計画の策定の意味、趣旨を含めて連携を取りながら、この2,420万の業務委託料にふさわしい形で事業が遂行できるように検討してまいりたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

無料で乗る人がいないのに、有料にして乗る人がいるんでしょうか。これも考えてもらいたいもんです。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘のところがあるかと思いますが、1つはなぜ有料にしなければいけないかということなんですが、現在の総合陸運のバスは、運輸局のほうに許可を得て、生活代替路線バスとしての役割、機能を持たせたまま走らせております。その分の赤字補填分、要するに利用率、運行数に当たっての赤字分を国のほうに申請をし、その3分の2弱を国から補助を頂いております。

ところが、この地域コミュニティバスにつきましては、無料で走らせている以上は、この赤字補填分の補助を頂けないという性質になっておりますので、少しでもこの2,420万円のコストを圧縮するためには、有償化しなければいけないという条件がありますので、そこに合わせていきたいと

思っております。

無料化するものに当たって、無料化する状況において、今の現状であるにもかかわらず、有償化するところのメリットは、今言ったところがありますが、実際、健康増進の一環では一らい館を利用するという条件、もろもろ付してやれば、町が1回は利用負担をしていただきますが、間接的な補助等もすれば、幾分かは利用者負担が軽減されるのではないかということも考えられますので、他の自治体の状況も鑑みながら、なるべく負担がないように、そしてこの2,420万円に対する国の補助が受けれるような形で、前向きに検討していきたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

そうですね。もし有償化して、それでも当然マイナスになると思いますが、それが幾分かでも補填できるようになれば、それはいいことだと思います。なくすことはできないでしょうから、なるべくそういう赤字を補填できるような方向をやってください。

続きまして、76ページ、予算書、明細書は70ページですか。農業担い手育成確保事業、予算書77ページの青年就農給付金990万とありますが、明細書にも書いてあるんですけども、とりあえず、この説明と、これは何年間頂けるのか。今何人頂いているのか。そして、その受給資格はどういったものがあるのか、お伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、受給人数についてですが、現在5名の方が受給されております。プラス、令和6年度受給予定を2名としております。本事業、要件等、様々な要件等があるんですけど、3か年の給付が可能となっております。その中で所得等が計画より上回った場合は、その時点で打切りといった事業になっております。

また、要件につきましては、新規就農者を基本としまして、年齢等、49歳以下等様々な要件がございますので、そういった対象になる方々を我々探して、声かけをさせていただいているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

後もって、今どういう方がもらわれているのか、受給している方のあれを知りたいんですけども、それは見ることは可能でしょうか。資料は頂けるのかどうか。（発言する者あり）

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林 剛也議員）

続きまして、その下、78ページです、予算書。明細書は72ページ、農業支援センター運営費ですけども、1報酬、農業支援センター所長報酬264万円、パートタイム会計年度任用職員報酬181万6,000円、その下の職員手当等169万7,000円とありますけども、これは所長と任用職員の2人の分の169万7,000円ということでおよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

その次の79ページの18負担金補助及び交付金、新規就農研修支援事業補助金109万4,000円ですか。この農業支援センターは、もともと設立した趣旨が、そこで新規就農する方を島内、島外問わず募集して、その方に農業研修させて、ゆくゆくは伊仙町で農業してもらい、自立してもらうという目的だったんですけども、これは今、この事業は何年目で、まだ現在まで何名、新規就農されているのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、農業支援センターの研修生として研修を終えられた方が3名いらっしゃいます。そのうち1名が親元就農、1名が農業団体の企業へ就職、1名が今後のトラクター購入等の資金繰りのために、それまでに働いていた企業に1年間出稼ぎに行っており、もう間もなく帰ってきて就農する予定になっております。

また現在、こちらIターンの方が1名、研修生として研修を受けている状況でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

今、この事業は何年目でしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

たしか4年から5年目になっていると認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

4年から5年で、今研修している人も含めて3名ぐらいということですけど、3名、4名ですけども、就農している方、今度帰ってきてまた就農する方っていうのは、一体何をつくられるんでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

バレイショを含めた園芸のほうをメインで就農しております。

○8番（岡林 剛也議員）

私が見る限り、設立当初の目的からかなり逸脱して、いろいろ他のこともやっているみたいですが、ただの所長と職員の雇用の場となっているようにしか見えないんです。それで、今後の投資はあまり見通しも立たないぐらいだったら、再考して考えたほうがいいと思うんですけど、その辺はどう認識しているのか、お伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃる逸脱しているというものが、どのあたりに対するものか分からんんですけど、現在、Aコープの横の圃場を使って、バレイショの実証的な、畠幅70cmとか、すきつけをして、かなりの収量も出ておりますし、また今後の園芸、新たな園芸品目、例えばニンニク、ブロッコリー、花野菜等々の園芸品目の生産の仕方をいろいろ試しているところで、今後、栽培暦等作成していく予定しておりますし、そういうものを町民の方々に今後還元できていけるものと認識しておりますので、本事業、今後も持続して継続していきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

次、続きまして79ページ、同じです。その下の19ふるさとレストランプロジェクト事業費、明細書は72ページですか。これが令和、その中の委託料、事業委託料310万円、これは令和5年度当初より112万円増加しておりますが、その理由をお伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

増加理由につきましては、これまでの業務委託から大幅に条件を見直すということでありますけども、基本的に業務としては、都内にある7つのレストランに対し、この伊仙町産ないし徳之島島内産の農林水産物を提供し、徳之島の食材を使ったメニューを提供しているところですが、そこに当たって、そういうところの追跡調査と、さらにその他自治体とどうしても類似する農畜産物が多いですから、新たな新規作物等の連携を町とすること。そして、この周知、そこら辺も含めてしていきたいなと思っています。

特にレストランからの需要、そしてこちらの徳之島、地元の供給とのバランスが過去数回、連携を取りながらしてはいるんですが、なかなか適時定量を提供することがなかなか難しいところもありますし、どうしても離島ゆえに、いろんなコストの部分とかも考慮して、そこら辺を調整することも必要です。

そういう細かな作業が若干、例年より増えてきたというのも、大きな要因としてありますので、この委託料の増額理由としては、そういう形が背景としてあることをご理解いただければと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

7件のレストランを対象にやっているということですけども、このレストランの利用実績、実際

何名ぐらいがこのレストランを年間利用されているのか、お伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

令和5年度の実績状況、今の進捗なんですけども、現在寄附件数が69件、前年度が1年間でトータル156件あったんですけども、現時点では69件、寄附金額につきましては1,659万5,000円が納税額として入っておりまして、その分の利用をされているというところで把握しております。

○8番（岡林 剛也議員）

その分の利用ということは、1,659万円、食事をしたということですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

そうです。基本的にコース料理がほとんどなんですけども、1回のコース料理が、ピンキリあるんですけども、最高が30万を超えるとか、そういうところがあるので、ほとんど富裕層の方が1回のコースを寄附として納付していただき、その状況を調べると、寄附している方がやはり企業の方が多いので、お得意さんとかにそれをコースを購入し、接待というか、いろんな形で使われているという状況ですので、我々としてはちょっと破格の値段というか、すごい高い値段なんですけど、それをお一人で30万円コースを5件、一口で一括で買ったり、そういったところで購入している状況であります。

○8番（岡林 剛也議員）

金額は分かったんですけども、何名が利用したかというのは、そこまでは調査はできていないんでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

すみません。件数、先ほど69件と申しましたけども、コースによって2人以上とか3人とか、そのコースによって人数が決められていますので、人数に関しては、現時点で確定、この人数という確定値を申し上げることは、今のところはちょっとできません。ですので、件数で述べさせていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。すごいです。びっくりしました。そして、この委託料、レストラン事業委託料、この会社はサテライトオフィスの委託している会社とは同じでしょうか、違うんでしょうか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

結論からしてみれば違うところです。まず、その7つのレストランにつきましては、基本的にコース料理で有名な方、主に著名の方々がよく利用されるほどのクオリティーの高いレストランのところでございます。

この業務委託をされているコンサルタントといいますか、その仲介をされている会社については、そういったところを会社として確保されているところ、そこら辺を我々が利用させていただいてい

ると。その仲介の企業を通して、こういった食材がありますけど、どうですかと、使っていただけませんかということで、間を取り持っていたいというわけです。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時11分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林 剛也議員）

予算書88ページ、明細書79ページです。商工費、11の登録手数料、令和5年は92万4,000円ありました。6年度は33万円減の59万4,000円となっています。

明細書によりますと、これはモンベルのフレンドエリア登録料ということですが、私、このモンベルのフレンドエリア登録料をネットで見ましたら、非常に当たり前のことしか書いていない。町民なら誰でも知っているようなことなんですが、これは別にモンベルに登録してまで計上しないといけない予算なのかどうか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

令和5年度よりモンベルのほうに登録して、モンベルの会員者向けのPRを行っておりまして、今年度、モンベルからの観光客の誘客数なども勘案して、次年度以降、どうするかを検討していくたいと思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

そうです。これは本当に見れば分かるんですけども、当たり前のことしか書いていない。本当に意味があるのかなって。しかも、登録して、仮にそれを見てお客様がやってきたとしても、その効果を調査が多分できないと思うんです、実績が。だから、来年あたりから本当この費用対効果を考えると、やらないほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

次年度調査し、また検討してまいりたいと考えます。

○8番（岡林 剛也議員）

よろしくお願ひします。

続きまして、予算書89ページ、明細書は80ページです。商工費の16公有財産購入費、用地購入費875万円、明細書によりますと、これは目手久の闘牛場、なくさみ館の駐車場を拡大するという説明でしたが、全て一般財源になっております。この事業費です。今から測量設計や工事代とか出てくると思うんですけども、これは計算してやるのかどうか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

予定の購入地に関しては、今年度に関しては簡易な舗装を行い、臨時の駐車場として購入後、活用を予定しております。

また、今後の整備に関しては、他の事業等も見ながら、補助予算等取りながら整備してまいりたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

それで、全くもって概算とか、そういう計算は立てていないのかどうかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

整備に関しては、今のところ概算は立ておりません。また、購入の予定の敷地面積等また見てから、概算でまた立てて補助金等を申請し、整備してまいりたいと考えています。

○8番（岡林 剛也議員）

近々隣の天城町にもドーム闘牛場ができると聞いておりますけども、そうなっていくと、なくさみ館で行う闘牛の興行の回数もどんどん減っていくと思われます。単純に言って半分になると思われます。それに対して、本当にこんな予算を立てていいのか。これは町民の理解を得られると考えておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらの臨時駐車場に関しては、闘牛開催時、路上駐車等迷惑駐車が多々あります。議会のほうでも取り上げていただき、また先日行われた集落座談会のほうでも、住民のほうから闘牛開催時の迷惑駐車に関しては対策等の要望がございました。

○8番（岡林 剛也議員）

私は町民の理解は得られないと考えています。

続きまして、その下、90ページ、明細書は81ページですか。12委託料、展示資料制作委託料20万円とあります。これは令和5年には、それと一緒に映像制作委託料130万円とありましたが、この130万円はどうなったのか。また、この展示資料制作の50万円が令和5年はありましたけども、今年は20万円になっております。その説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

まず、映像のほうについてご説明いたします。映像のほうは、なくさみ館ができてから、ずっとなくさみ館資料室のほうで放映されていた映像のほうも古くなったということで、今年度新たに映像のほうを委託し、作成したところでございます。

また、展示パネルに関しましても、今年度更新し、また次年度以降、チャンピオン牛等、また変わっていく可能性がありますので、その辺でまた展示資料のほうも随時更新してまいりたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

できた映像資料というのは、今どうしているんでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいま、なくさみ館資料館のほうで放映しております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。続いて、その委託料、一番下、観光地ツアーワーク業務委託192万円、これ全て一般財源ですけども、5年度までのには載っていないんで、新規だと思いますけども、この内容と、あと誰に委託するのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらのほうは、なくさみ館資料館のほうが月曜日休みということで、そちらの対応に月10日前後で2名を委託予定をしております。また、各観光客等の案内等に従事していただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

休館日をなくして、その間に働く人の人件費みたいなものということですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

休館日が月曜日で、土日等、また平日等に雇用する委託料となります。

○8番（岡林 剛也議員）

休館日はあるということで。はい、分かりました。

続きまして、予算書91ページ、明細書は82ページです。商工費、世界自然遺産保全事業の負担金補助及び交付金、徳之島世界遺産センター管理運営協議会負担金220万円とあります。このセンターは、多分環境省のものだと思うんですけども、徳之島、徳之島町、天城町が誘致合戦を行った末に、徳之島町の花徳に決まり、今建設中のものだと思いますが、そのあれで伊仙町は完全に蚊帳の外にあたったんですけども、負担金は220万。新聞報道によると、町の職員を1人出向させるというような、書いてあったんですが、それは伊仙町に一体何のメリットがあるのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

こちらの施設は観光客の、徳之島に来島された観光客の拠点となる施設になり得るところでございます。また、各町から出向した職員等が観光客への案内等も行い、伊仙町にはこういうところがあるっていう、観光客の誘致等にも付与する施設だと考えています。

○8番（岡林 剛也議員）

別にそこに職員がいなくても、観光客は大体、伊仙町をどこどこ回るっていうのは、多分みんな分かると思うんです。特に出向させるというメリットが全く感じられないんですけども、それよりも町内にあるNPO法人、ありますけども、そういう方々に自然遺産の保全活動とかもいろいろ、あと啓発活動、あと青少年の体験とか、いろいろやっていますが、そういうとこに220万円とかを補助してあげたほうが、私はよっぽど伊仙町のためになると思うんですけども、どう考えますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

その他、補助事業等で各事業を行っておりますので、今後、環境教育等、また事業等取りまして、

委託していくと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

これは先般天城町議会でも、いろいろ問題になっておりましたので、伊仙町も、これはもう徳之島町のものですから、徳之島町だけに任せておいていいと思います。これを出向させない、負担金を出さないとかいうことはできないんでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらに関しては、3町長合意の下、負担金の制定をしておりますので、3町の合意の下、予算を組ませていただきました。

○8番（岡林 剛也議員）

町長はどう思いますか。

○町長（大久保 明君）

自然遺産センターに関しては、徳之島全体を周遊するような形になっておりますので、今後、自然遺産センターは、どこかにつくらなければならないわけでありますので、そこに一旦は来ますけれども、そこには伊仙町のことも全部宣伝して、宿泊も全部、いろんな情報で、情報を提供するわけですから、そこに伊仙町もこれから大型ホテル等も用意しなければなりません。

そして、来たときに、周遊するときにいろんな伊仙町の、例えばドローンで見た鹿浦川の渓谷とか、今後暗川の開発というか、暗川、あのままでまた道路、駐車場を整備すれば、多くの観光客の方が来るわけでありますので、そういうことを向こうで。岡林さん、あなたに答えたんですよ。そういうこともあるわけですから、ちゃんと、隣の人、失礼ですけど、笑いながらそういうふうな態度はよくないと思いますので、今後注意をしていただきたいと思います。

そういうことなども含めて、奄美大島の場合を見ますと、奄美市にあるわけです。そして、それで奄美市は奄美群島と、奄美大島と徳之島は面積が3倍ぐらい違いますので、あそこに宿泊するわけではありませんので、あそこで食事をするわけでもありませんので、島全体の情報発信をすると。伊仙町に行けば犬田布岬もあると、そういうことをみんな説明していく。

自然遺産の拠点であるし、そのことに今まで尽力してきた虹の会の方々の活動も彼らは、国がしっかりと理解しているわけですから、そこであそこは徳之島町のものでもないんです。国の施設です。国が3町から出していただきたいということありますので、出さなければ伊仙町に対する印象も悪くなるですから、そういう大きな視野で考えていくことが重要ではないかと思っておりますし、必ず伊仙町の発展にもつながっていくと私は確信しております。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

岡林委員、まとめてください。

○8番（岡林 剛也議員）

次、続きまして、予算書の95ページです。明細書は85ページ、社会資本整備総合交付金事業費、16の公有財産購入費、用地購入費と、あと21補償補填及び賠償金1,600万円ですか。これサクマ板

割線と阿権馬根線とか、いろいろそういう説明がありましたが、サクマ板割線が公有財産と補償で2,000万円になっております。これでサクマ板割線の買収もしくは移転補償費は、全てこの2,000万円で賄われるのか、お伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

サクマ板割線の用地購入費なんですが、全部で22件ありますと、約1,500万円ほどあります。あと補償費です。補償も全部で11件ありますと、約6,500万円ほどの金額が見込まれています。

なお、この2,000万の金額で今年度全て賄うというわけではございません。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、今進捗はどうなっているんですか。工事はいつからして、いつ完了の予定か、お伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

今現在、サクマ板割線の用地の進捗は5%になっています。今年度、また進めていく段階であります。補償のほうも、今年度と来年度かけて進めたいと思っています。

○8番（岡林 剛也議員）

よろしくお願いします。

続きまして、予算書100ページ、明細書は88ページです。消防費、1常備消防費、これが本年度は前年度と比べて約770万円ほど増額されておりますが、その理由をお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

常備消防費の増額ですが、増額の要因としては、消防組合職員の児童手当改正による手当の増額や会計年度任用職員の勤勉手当の増額によるものであります。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。続きまして、予算書111ページ、小学校費、11学校建築費、明細は96ページです。ここで12委託料、設計委託料240万と2,100万、あと地質調査委託料が100万円とありますが、この予算ですよ。たしか令和4年度でしたか。たしか計上されていたと思うんですが、また同じような委託料が、また計上されていると。これについての説明をお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、設計委託料の240万、こちらにつきましては、旧喜念小学校の幼稚園の解体に関する設計委託として考えております。この件につきましては、先日、現地調査でお越しいただきましたが、旧喜念小学校の幼稚園を解体した場合には、現在の工期では実績報告にも間に合わないということで、こちらにつきましては、令和6年度で対処するということで行っております。

その下の設計委託料2,100万円、こちらにつきましては鹿浦小学校の建て替えに関する基本実施

設計に関する委託料として計上いたしております。

その下、地質調査委託料、こちらはご指摘のとおり、確かに前年度予算組みをしまして、明許繰越という形で繰越しを行っています。その際の全員協議会の説明でもご説明をいたしましたが、この地質調査に関しましては、学校の建て替え基本計画、配置計画等も含めて、どこに建てるか、測量も含めて、そういったところ確認をして、設計を入れる段階で本来、この地質調査を入れるべきでございます。

そうしたところから、今年度におきましては耐力度調査、測量の委託、そういったものを踏まえて、今回、もう一度令和6年度のほうで地質調査委託料を計上している次第でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

ということはやはり同じところを2回、地質調査するということなんですか、これは1回ではできないものなのどうかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

地質調査につきましては、令和5年度には実施をされておりません。理由としては、説明をしましたが、現在ワークショップ等を行っております、その中で校舎をどの位置に建てるか、そういったところを配置計画を策定中でございます。そういった配置計画を基に、どういったところをこの地質調査を入れるべきか、そういったところが必要となりますので、この予算に関しましては、令和6年度で組むべきものとして計上しております。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、令和4年度のやつは実施していないということですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

令和4年度の、前年度組んだ予算に関しましては、明許繰越で行いまして、重複いたしますが、まずすべきこととしては測量の調査、そして建て替えに関する住民やPTA、学校関係者を交えた基本計画の策定、これを完了した後に、本来はこの地質調査を入れるべきところでございますので、軌道修正をして、本年度、もう一度地質調査を、もう一度と言いますか、今回が初めてになるんですが、令和6年度の予算で地質調査を入れていくということになるかと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。説明が細か過ぎて理解できなかったものですから、ありがとうございます。

それでは少し戻りまして、予算書81ページ、明細書は74ページです。農林水産業費、項2農地費1農地総務費18負担金補助及び交付金、多面的支払交付金町負担金6,283万9,000円、その下に伊仙町土地改良区補助金350万円とありますが、この6,283万9,000円はどこへ負担するのか。

明細書を見ると、町内9地区の共同活動組織に対して負担がされているんですけども、これは町から直接9組織に負担しているのか。それとも伊仙町土地改良区を通して負担しているのか。また、伊仙町土地改良区とは、どのような組織で、どのような財源収入で運営が賄われているのか、お伺いします。

○耕地課長（稻田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

多面的支払交付金は、各9組織に町のほうから面積割で交付する金額でございます。土地改良区の350万円の運営に関しましては、町からの負担金、水の賦課金、あと企業からの負担金で運営をしているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

多面的支払機能交付金は、町が直接9組織に上げているのか。それとも1回、土地改良区を通して上げているのか、再度お伺いします。

○耕地課長（稻田 良和君）

土地改良区を通しておりません。町から直接、9組織に交付しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

土地改良区を通さず、町が直接この9組織に補助金を渡しているということでよろしいですね。あと主に普通の水道料と同じように、スプリンクラーの基本料、水使用料、それに負担金補助金で、伊仙町土地改良区は運営されているというんですけども、先般3月1日に伊仙町土地改良区の総代会がありまして、議会からは私を含めて3名、そして理事長である町長も出席しておりましたが、その会において東部地区の一組織からは、水使用料はおろか、基本料さえも徴収しておらず、さらにスプリンクラーは使用させており、しかも多面的交付金を使用して、修理まで行っているという実態が発覚しました。その場で、いつからかを問うと、その場にいた総代の一人から、10年ぐらいという発言があったんですが、定かではありません。

その後、町の予算書と土地改良区の予算書を見比べると、負担金の額があまりにも違っているんで、先ほどどうなっているのかと聞いたんですけども、直接渡していると。水使用料も基本料も払っていないのに、スプリンクラーがまかれていると、その一地区は。他の8地区は真面目に皆、きちんと払っているんです。それに対しての説明を求めます。

○耕地課長（稻田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

言われた東部地区でありますが、設立当初は水管理組合が運営していたんですが、その後、役員等不足になりまして、不在になりまして、土地改良区のほうに管理してほしいということで伺っております。それが経緯でございまして、今多面的の費用を充てているということは、その地区の土地改良区を全て組織が運営するということで、範囲内に入っていますので、多面的の交付金を活用しながら、そこのみならず、全体的に今も進んでいる畠かん等も管理している状況でございます。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

岡林委員、まとめてください。

○8番（岡林 剛也議員）

この一地区の、今集金していない未収額は幾らになっているのか。また、いつから集金すること

ができていないのか。また、今後どうするのか。これは理事長である町長も説明責任があると思うんですけども、一般の方はみんな真面目に払っているんです。それをこの一地区だけ集金もしていない。しかし、水は使わせていると。これは全然不平等じゃないですか。公平公正に全くもって欠けると思うんですけども、そのことについてお願ひします。

○耕地課長（稻田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

賦課金について、金額については、過去いつからかということは、今現在調べている最中でございまして、今後、総代会の中で局長のほうも不公平さを欠くということで、調査をするということありますので、その後、私も早急に地権者並びに耕作者の調査をするように指示しているところでございます。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前 1時41分

再開 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○耕地課長（稻田 良和君）

先ほどの質問にお答えします。

不公平さがあるということで、今後、東部地区、中部地区、スプリンクラーあるなし全て調査をしまして、今中部地区においては、使用していない方も基本料金支払っておりますので、全て調査をして、理事会にかけ、理事会のほうで不公平さをなくすために議論をしていただくように、今後していきたいと思います。

また、今後中部地区、東部地区もスプリンクラー更新事業を計画しておりますので、そういうところも含めて、今後協議をして、公平に賦課金の徴収もしていきたいと考えておりますので、調査に若干時間はかかりますが、不公平さをなくすためには、調査をしないと議論できませんので、こそこも早急に指示をして、調査をさせたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

岡林委員、質問回数超えていますので、質問を変えてください。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃいいです。答弁、町長の答弁はないんですか。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

耕地課長の答弁で、これでよろしいんじゃないですか。（発言する者あり）同じ答弁になると思いますけど。耕地課長のほうで十分と見ます。（発言する者あり）

○町長（大久保 明君）

大まかに、今課長の答弁したとおりでございますので、今後、土地改良区の方々とこの問題をしっかりと再重要視して、早急に対策を講じていかなければなりません。こういった情報がなかなか出てこなかったということに関しましては、理事長として責任は感じておりますので、今後、こういうことのないように全力で取り組んでまいります。

○8番（岡林 剛也議員）

この問題は大変重大な問題だと考えております。まだ発覚したばかりなんで、まだ調査が、私どもも全容を把握しておりませんので、ぜひとも早急に原因やら対策を考えて、議会にも報告してほしいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

令和6年度一般会計予算について質疑をいたします。

岡林議員のほうから大分質疑等が出て、いろいろ出ましたので、私のほうからは関連じやなく、1点だけ質疑をしたいと思います。

まず、80ページの款6農林水産事業費項1農業費、目23の国内肥料資源活用総合支援事業についてお尋ねをいたします。

全体の予算が3億9,360万7,000円で、その内訳が80ページ、予算書の80ページ、節8、12、14、17、まず8の旅費について、40万というのはあまりにもこの事業については高過ぎると思っております。先ほども費用対効果ということと、予算と事業の費用対効果というのが出ておりましたけれども、この予算についてどういうような旅費が必要なのか、まずお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちら事業費明細書のほうにも記載されておりますが、県外に2名で2回、出かける予定しております。本事業で整備しようと考えている機械類、全て県外での生産となっております。また、堆肥の造粒試験だとか、今後、様々な打合せ等が必要となることから、本予算を計上させていただいております。

○14番（美島 盛秀議員）

この下の12、14、17、委託料、工事請負費、備品購入、今のこういう機器類の交渉したり、あるいは注文したり、いろんな事業のために行って、出かけていく旅費だということでよろしいですね。そうなりますと、最近はリモートでできるわけです。県や国、県、町、あるいはこれだけの事業、これだけの備品、機械類を入れるわけですから、リモートでやれば役場で庁舎においてできるし、またこれだけの重要な機械ですので、恐らくこういう会社に連絡取れば、営業に必ず来ると思いま

す。

こういうこと等を考えて、私、いつも言うんですけれども、費用対効果というものをきちんとやって、行財政改革をしなさいということを常日頃から言っているんですけれども、あまりにもこういうので無駄遣いが多過ぎるんじゃないかな。町民はそういうことを知らないんです。それはその事業において認められた予算だからいいだろうと。今までではそういう感じで予算も認めてきた点もあると思います。

ですから、ぜひこういう予算等、無駄遣いをしないように、きちんとしたリモート、あるいはインターネットを利用した、最近は、国の方針としても、県の方針としてもそうですから、予算の無駄遣いがないようにお願いをしたいと思っております。

それから、工事請負費なんですけども、3億9,360万7,000円、この中で工事請負費が委託料、それから工事請負費を込みで3億6,383万7,000円、3億6,000万という大きな金なんですけども、これ以前から、去年から委託業者が変わっているんですけども、以前からこういうところを整備しなさいということを、我々は調査したたんびに申し上げてきました。

しかしながら、なかなかできないということで、私も堆肥を非常に利用しています。その堆肥を入れたサトウキビは非常に株出しがよくて、3回、4回と取れますけれども、この堆肥を使っていない畠は2期とか、2回とか、倍以上に違います。単収も上がると、上がっています。これは私も実験的に私も利用しておりますので、今年も20万ほど払って堆肥を活用、2町歩ほど活用する予定で、1町歩は堆肥を散布しました。

しかし、私はどうも不思議なのは、以前の業者にはそういう機器類もやりなさいと言ってやらなくて、急にこういうようなことが出てきた。工事が出てきた。そして、また調査の段階において、敷地内、堆肥センター内を調査をして、材料の、資材の管理、仮置場、ここも見せてくれと言ったら、見せられないと言いました。私有地だから。

しかし、我々議会というのは、それに関連したところを調査に行っているんだから、見せてくれということを何度か言ったら、渋々とそこの管理者等の許可を得て、見に行くことができました。見に行ったら、確かに問題があると私も感じました。

そう話を、説明を聞いていたら、保健所の指導があった。それで、南西糖業は早くそれを取ってくれと。いろいろ話をしておりましたけれども、そういう保健所等の許可を取る段階、あるいはそこに仮置場をつくった、つくらなければならなかつた理由等、詳しく説明をいただきたいと思います。

まだ、私も個人的に保健所へ行っての指導した内容、あるいは南西糖業との話し合いの内容等、聞く予定でしたけれども、土日ということで行くことができなくて、今日の議会質問、質疑等が終わり次第行って、調査にまた行きたいと。これは個人的な調査で行きたいと思っております。

そういうこと等を勘案して、7ページの辺地債がこの予算内に入っていると思います。ここらあたりを鑑みて、どうするのか。もう既に辺地債は否決されております。予算がもう見通しも立たな

い。ですから、このあたりを含めて、答弁をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。一つずつお答えしていきます。

まず、旅費のリモートでできないかということなんですが、こちら、我々この計画、約2年かけてつくってまいりました。様々な事業者と月1回から2回程度、リモート会議を繰り返しているところです。また、電話でのやり取り等、ずっと繰り返して、この事業計画を組み立ててきたところです。

先ほど議員もおっしゃいましたが、こういう重要な設備関係になりますので、そういったスケール感といったものは、どうしても現地で確認しなければならない。また、ベルトコンベヤーの角度ですとか長さ、そういったスケール感も現地で確認しなければならないということで、旅費を計算させていただいたところです。

次に、以前から要望してきた箇所といいますのが、ちょっと私のところで判断できないんですが、この工事費です、工事請負費3億5,374万4,000円、この中の約3億4,900万円、こちらが新規で導入する設備関係、また乾燥等関係となっております。以前から要望してきた箇所というのはちょっと判断できないんですが、そういったご理解いただければと思います。

仮置場につきましては、あの仮置場は、現在の管理者が自ら農地を借り上げて、土地を借り上げて仮置場にしているところです。そのため、私ほうでは簡単に許可が出せないといったことが想定されましたので、現地調査の際に、当日管理者の本人にも来ていただいている次第でございます。

それと、辺地計画が否決になったことにおいて、この地方債1億9,700万円、こちらが充当できなくなっております。今後、この事業自体が今後、採択、不採択の通知等もあるわけですが、そういった財源のところも、単独で2億突っ込んで事業を進めていくのか等々、今後調整していくかなければいけないと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今の説明は、十分私も理解しておりますし、そういうふうにして、この事業は進めていかなければならない事業だと考えております。

しかし、あえて私が申し上げたいのは、町長のあの5日の施政方針、発表のあった、あの直後のあの発言です。こういう事業等は責任を持って町長がやらなければいけない。しかし、途中で、任期とか、そういうこと聞いてもいないのに、突如ああいう発表があったもんですから、一体何があるのかなという思いで、こういう質問、質疑をしているわけなんですが、私は町長の言った、議会にネガティブな方が数名いると。

ネガティブというのは、私も勉強させていただきました。当初発言したときに、私は分からなくて、帰って辞書を引いて調べたら、否定ということです。町長のやる政策に対して否定するのが数名いると。その数名の中に私が入っていると。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

美島委員、質疑に戻ってください。

○14番（美島 盛秀議員）

予算で町長の責任を。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

予算審議でその質問を拡張されたら、答弁にも困りますんで、あまり拡張しないようにお願いします。

○14番（美島 盛秀議員）

町長、その発言について数名と言いましたけども、数名というのは、その中に私も含まれていると考えていますか。

○町長（大久保 明君）

一般的には、全ての議員の方々が、政策の中によっては否定的というか、考え方方が違う方は必ずいらっしゃるわけですから、その程度のつもりでの発言だったのではないかと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

これで質問、質疑終わりますけども、私は日頃から、オール伊仙町ということを町長が使っていきますので、私は町長には、100%とは言いませんけれども、協力をして、いろいろとアドバイスをしたりしてきたつもりです。

それを町長は自らそういうことを発言したということは、私は町長として発言すべき、言うべき言葉ではないなということを思っていますし、また他のことに対しても、いろいろ質問したり質疑をしたり、一般質問の中で、あるいは質疑の中でも、度々こういうことを私は、きちんとやりなさいよということを言ってアドバイスを与えたつもりで、これが議会としてのチェック機能、そして議論の府だと私は思っておりますので、それを否定したとなれば、私は町長としての資格はないと言わざるを得ないと。それを1年半で終わって、その後に引き継いでいく町長はどうしますか。そういうことも考えないでやったという町長のこの発言は重大なことだと思います。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

美島委員、予算審議中なんで予算審議を。

○14番（美島 盛秀議員）

予算が入っているから僕は言っているんで、その予算の責任は町長、もういいよ、答弁はいいです。答弁要らんです。私は質疑終わります。

○町長（大久保 明君）

誤解があると思いますので、いつも美島議員が反対するとか、そういうことを言ったわけではありません。あらゆる政策の中で、この政策はおかしいんじゃないかと思う方々は必ずいらっしゃるわけですから、それを全体的に、個人個人ではなくて、民主主義というのは必ず反対する方いらっしゃるわけですから、そういうことを私の感覚として述べただけでありますので、個人的に決して、

美島議員がすばらしい提案を過去にも何回もしていただきましたので、そのことは深く発言力、能力の高さには感服しているところでありますので、人間は誰でも発言が集中して言った中で、言葉の間違いとか、そういうことは誰にもあるわけでありますので、そういうことは言つたら切りがないような気がしますので、決して美島議員と私は、本当に過去からも議論をしたり、いろんな形で前向きに来たと思いますので、そういうことをよく理解していただきまして、美島議員を私は個人的にそうふうに言ったということは全くありませんので、ご理解していただきたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

令和6年度一般会計予算書について質疑いたします。

24ページ、農林水産業費の雑入の中に、直売所百菜の売上収入が1億2,427万6,000円とありますけども、この算定基礎を教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

直売所百菜の売上収入でございますが、こちら現在の管理者のほうから過去5か年の数字をもらっております。そういうものを加味した上で計算しております。

○7番（清 平二議員）

今、またこれうわさと言つたら怒られるかしれませんけども、ドラモリが伊仙にやってくるということもありますけども、そういうことをしたら伊仙の小売店が全部なくなってしまうんじゃないかなと思う。さらに、この直売所百菜にも影響が出てくると思うんですけども、この辺のうわさというか、これは町で把握しているのかどうか、お尋ねします。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清委員、答弁に困ると思います、これ。質問変えてもらっていいですか。

○7番（清 平二議員）

はつきりと把握していないなら把握していないというのを答えていただきたいんです。私は知らないというのであれば、それでいいと思うんですけど、町のほうにはそういう情報がないというなら、そういう考え方でもいいんじゃないかなと思います。やはり町民の方もこれ非常に心配しているわけです。だから、今知っている限りのことを公開していただきたいと思いますけども。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

あくまでもうわさ話ということで、答弁は控えさせていただきます。

○7番（清 平二議員）

把握をしていないということで受け止めます。

次に、37ページ、総務費、1総務管理費の12の委託料、光伝送路施設保守料とありますけども、

1,260万2,000円、この説明をしていただきたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

12節委託料、光伝送路施設保守委託料1,260万2,000円ですが、これ毎年計上させていただいておりますが、これは光ファイバーの保守に関する委託料でして、軽微な保守、そしてカスタマーセンター、テクニカルサポート、もろもろ含めて年間の保守委託料として1,260万2,000円、計上させていただいております。

○7番（清 平二議員）

歳入のほうだったですか。IRUの関係とは関係ないわけですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

IRU貸付料に関しましては、今徳之島ビジョンに光ファイバーを貸し付けておりますので、その分の収入として頂いております。これも光ファイバーが整備された当初から、毎年同額程度計上しております。

○7番（清 平二議員）

64ページ、款衛生費、項保健衛生費、目健康増進事業費の中の委託料、先ほどもちょっと聞いたんですけども、地域コミュニティバス事業委託料2,420万、再度説明していただけないでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

質問にお答えいたします。

こちらは長寿子宝社のほうに委託している地域コミュニティバス事業になります。こちらは例年計上していますが、町民の買物支援だったり病院受診、そういった巡回バスとして利用していただいている事業になります。

○7番（清 平二議員）

2,420万、これだけ多額の予算をかけているんですけども、この検証はしたのかどうか。毎年同じような予算を出していると思いますけども、町民がどのぐらいこのバスを利用しているのか、分かれば、その実績を示してほしいと思います。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

この実績については、毎月長寿子宝社のほうから報告をいただいて、今ちょっと資料は手元にはないんですけど、報告をいただいているところであります。

この事業が令和3年からスタートしまして、その前の令和2年に実証という形で進めて、令和3年からの事業開始となっております。

○7番（清 平二議員）

巡回型、町内巡回といってバスが走っていますけども、何かしら黒くして外からは中を見えないわけです、何人利用しているのか。そういうことは分かっていてやっているのかどうか。

それとさらに、あのバスが、はっきり言いますと河内一小島間で、斜めになっていた事故があり

ます。そういうものに対しての報告を受けているのかどうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

その報告は受けております。その当時、本人の体調不良等で脱輪したという報告は受けております。

○7番（清 平二議員）

それとさっき言ったバスの、私たち町民からも見えるようにしていただけるように指導はしているのかどうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

外からバスの中が見えないということですか。その辺まで私の方も気づいていなかったんですけど、確かに岡林議員からもあったように、利用者は少ない状況ではあります。こういった、その中でも利用される方もいますので、今後また見えるように私の方も確認したいと思います。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清委員、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

本当に私は、このバスが脱輪していたときに、伊仙町は子宝社に委託しているんだけども、そこで、それとも人身事故、あの場所は30mぐらい傾斜になっているんです。あと1m、左側にそれいたら、何回転しているでしょうか。その中に住民の方々が乗っていてやる。やっぱり住民の命が大切ですので、体調不良でのバスが脱輪したというのは、非常に安心して乗れない状況なんです。そういうところを報告を受けたら、その場所に行って確認したのかどうか。まだあの場所にガードレールもないから、非常に大きな事故につながっていったものと私は思います。

そういうことで報告を受けただけで現地確認もしていない。そしてまた、今言っているように、そういうバスはちょっと気づかない、注意もしていないということですけども、町長にお尋ねします。今のこのバスの運行状況を町長は御覧になって、今のような町民が中に乗っている人の数が見えない、こういう状況ですけども、町長はこれを御存じなのかどうかお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問についてですが、バスについているドライブレコーダーと本人の報告書をこちら受けて、確認してございます。その中で清議員のおっしゃるとおり、本当に危険になりかねない事故だったということで、その次の日からその方には運転しないようにしていただいて、今現在はもう退職されたんですけど、そういった方向で別の運転手が対応した次第でございます。

○町長（大久保 明君）

2週間ほど前に、徳之島3町の公共交通の会議が国、県から来ておりましたが、そのとき長寿子宝社のバスの件も議論の俎上に上がりました。その中で、今後コースをもっと変更したほうがいいんじゃないかという意見なども出ておりましたし、長寿子宝社の目的と実績というものは、大変新しい時代の中で、ああいう団体ができたということは、県内においてもかなり評価されていますけれ

ども、安全であるかどうかを含めて、再度、中には見えないような何か貼ってあるとか、そういうことをまた確認していきたいと思いますけども、全体として、ほーらい館を中心に、またいろんな子どもたちの送迎も含めて無料でやっているということは、ある意味、町民のためにはなっていますけれども、総合バスとの兼ね合いも含めて、今後コースをどういうふうにしていくか。あるいはまた、長寿子宝社で料金を決めてやっていくかという議論も、この前出ましたので、そういうことも含めて、しっかりと検討していかなければなりません。

今清議員が指摘した安全性に関しては、万全の体制でいかなければならぬと思っております。今聞いて初めて分かったんですけども、体調が悪いということで、ドライバーが変わったというふうな今報告もありましたので、そういうことも含めて、事故が絶対に起きないように、万全の体制でやっていかなければなりませんし、今後ほーらい館の送迎も、それから子どもたちの水泳教室の送迎も、ある程度、賃金というか、料金を取らないと、百菜自身の経営も非常に厳しくなってくるわけでありますので、これは百菜の会議の中でも、そのことが出てまいりました。

ほーらい館そのものも老朽化して、維持管理費が相当かかりますので、そのための料金改正を含めて、この送迎バスの料金ということも、今避けて通れない課題だとは考えていますので、清議員の指摘したことにも含めて、何よりも場所は、今話の中で非常に危険なところであるというのは我々も、恐らく小島から斜めに行く、畠総の中へ行く道だと思いますけども、その辺のことはしっかりと安全対策も町で取っていかなければならぬと思っております。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

清委員、質問を変えてください。

○7番（清 平二議員）

今現地を確認していただきたいと思います。そして、あの道は糸木名小学校の小島の子どもたちの通学路にもなっていますので、ぜひ確認をして安全に、安全運転ができる、また事故が起きてても大きな事故が起きないように、ガードレールなんか設置するようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、80ページ、農林水産業費、款農林水産業費項1農業費の目24直売所百菜の運営についてですけども、私はこの予算書の中で、こういう予算の組み方をして出しているんですけども、これはやはりほーらい館と一緒に特別会計をつくって出したほうがいいんじゃないかなと思いますけども、これで適当なのかどうか、特別会計はつくる必要はないのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本予算を調整する際に、徳之島町、天城町のほうにも参考で予算組みのほうを見させていただいております。その中で徳之島町、天城町両町においても、美農里館ですとか様々な施設、一般会計の中で整理しているということで、本町も一般会計の中で整理した所存でございます。

○7番（清 平二議員）

その中で委託料、業務委託料4,251万8,000円とありますけど、これどこの業者に委託するのでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

こちら事業費明細書のほうにも記載いたしておりますが、スタッフとそれぞれ業務委託を締結していくこうと考えております。

○7番（清 平二議員）

私はこれを見たときは、業者と委託するのかなと思ったんですけど、スタッフの要するに賃金ですね。しっかり赤字が出ないように、これは町の職員も出向するわけですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、赤字が出ないようにということなんですが、本予算書においても一般財源を1,600万円充当させていただいております。こういったものも全員協議会の際に樺山議員のほうからもご指摘いただいております。しっかりと検証を進めながら、繰り返しながら、しっかりとした経営に持つていけるように努めてまいりたいと思います。

それと職員の派遣につきましては、今後人事のほうの話でもありますので、私のほうからはお答えは差し控えさせていただきますが、いかんせん、経済課管轄ということで、私のほうで責任を持って見ていただきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

私は人事のことだから、総務課長が手を挙げて答えてくれるのかなと思ったんだけども、何かしつかり打合せをしていないのかな、その辺のところはという感がしてなりません。そういう人事のことだったら、積極的に手を挙げて、正々堂々と私は説明してほしいと思いますけども、総務課長、どうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど経済課長からの答弁もありましたが、直売所百菜の運営については、経済課の管轄であり、経済課の課長の下、運営を行っていくものだと考えております。

○7番（清 平二議員）

何か言葉が経済課に投げてみたり、人事に投げてみたり、しっかりと打合せをしていない予算書だと私は思うんです。そのところ、打合せをしてあるんだったらしてあるで、ちゃんと、どっちに投げるんじやなくて、はっきりと答えてほしいと思いますけども、お願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

もちろん打合せ協議は行っています。また、直売所運営、百菜運営の職員も1名充ててほしいという要望は受けております。

○7番（清 平二議員）

前の轍は踏まないように、ビジョンがおける前に、町から幾らですか、1,600万ぐらいですか、近くの金を補填していると思いますけども、こういう補填ということはないように、しっかりと利益を上げて運営していただきたいと思います。

以上で、私の質問終わります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和6年度一般会計予算書について質疑いたします。

まず、予算書の8ページ、お願ひします。8ページの歳入の部での款20諸収入なんですが、前年度予算は4,446万4,000円ですか。本年度3億7,500万ほど計上されていますが、これについて説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

この諸収入が大幅な増額となっております理由が、予算書の24ページ、20款諸収入3項雜入3目農林水産業費雜入、この中で国内肥料資源活用総合支援事業費、こちら1億9,600万円予算計上しております。こちらが県の協議会を通して、町のほうに歳入があるということで、県支出金ではなく、諸収入として受け入れざるを得ないのがまず1点と、直売所百菜、こちらが直営になりますので、その売上収入のほうを予算計上したため、大幅な増額となっている次第でございます。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。次に、予算書の80ページ、款6項1農業費、目の直売所百菜運営事業の件なんですが、ここに節12の業務委託料4,251万8,000円が計上されていますが、これはこの前の全員協議会の中でも説明がありましたが、町直営のための入件費に充てるということなんですが、先ほども清議員のほうから説明がありましたが、これは業務委託は、このスタッフそれぞれに委託、個人個人に委託するわけですか。それで何名ほどの予定ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本業務委託は、個人それぞれと業務委託を行ってまいりたいと考えております。現在の人数ですが、職員といいますか、毎日働く、通常出勤をする職員が3名、その他20名程度がパートとしての現在の契約となっておりますので、そこを引き継いでいきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

それで23名の入件費ということでおろしいですよね。分かりました。

成果説明書の、明細書の73ページお願いします。ここに17備品購入費で3,296万ですか。これが総菜施設暖房エアコン購入で230万円、また引き続き備品購入費ということで99万5,074円ですか、99万6,000円、計上されていますが、これの説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず総菜室、厨房のエアコンでございますが、こちら経年劣化による入替えとなっております。その次の引継ぎ備品というのがあります、現在の管理者が購入した物品で、我々が引き続き使っていきたい備品といったものを、1日単位で全て減価償却をかけまして、残りの残額で買い取っていく予定としております。

○6番（佐田 元議員）

引き続き備品購入、これは何件ぐらいの予定ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

備品の中で、全てで40件程度ございますが、その中で対象としているものについては10件となっております。

○6番（佐田 元議員）

その10件の大まかな品物というか、その備品は分からぬですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

主なものとして、陳列ケースですとか、公用車1台ですとか、中に防犯カメラ等があります。その防犯カメラ、また精米機といったものになっていきます。

○6番（佐田 元議員）

その備品は、前業者さんが設置されたものということでよろしいですか。ありがとうございます。分かりました。

次に、127ページ、款10項6社会教育費の目11の青少年健全育成事業費の節13使用料及び賃貸料、これは船艇の借上料が7万円計上されていますが、このについて説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの船艇借上料については、チャレンジ教室の中のプログラムで、ホエールウォッチングというのを開催しております、今年度は3月20日にする予定でございます。そちらの船の借上料です。

○6番（佐田 元議員）

これは人数は何名ぐらいですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えします。

前年度は20名から25名程度の募集したんですけど、それでは募集人数も、応募してくる人数も多いということで、今年度は船の持ち主の方から、人数を減らすよりかは回数を増やして、料金はそのまままでよろしいよねという声がありましたので、今回は2回、海のほうに出る予定で、40名前後の予定をしております。

○6番（佐田 元議員）

これは小学生が対象ですね。

○社会教育課長（中富 譲治君）

対象は小学生になりますけど、保護者同伴となっております。

○6番（佐田 元議員）

この体験生かして、何か効果が出たとか、そういうあれはありますか。体験するだけじゃなくて、何か効果が出ていますか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えします。

以前は親子チャレンジ教室ということで、親子で参加で、親子の絆を深めるというのを効果的に見ていたところなんですが、今年度、令和5年度に関しましては、親子チャレンジ教室で進めていくと、母子家庭の方とか、そういう家庭の事情で親御さんが仕事のときとか、子どもだけで参加できといいうご意見がありましたので、チャレンジ教室という形で参加していただいているんですが、ホエールウォッチングに関しましては親子で、危険を伴いますので、親子で参加していただき、またそこで親子の絆を深めるといったふうに進めております。

○6番（佐田 元議員）

終わります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○1番（井上 和代議員）

令和6年度一般会計予算のほうの質疑のほうさせていただきたいと思います。

一番初めにですが、予算書のほうの32ページ、ごめんなさい、少々お待ちください。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

井上委員、先に休憩しましょうか。

○1番（井上 和代議員）

そのほうがいいと思います。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時16分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（井上 和代議員）

予算書の明細書のほうの37ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、18節、一番下のほうにありますかんばろう集落支援事業補助金のほうですが、前年度の半分になっているかと思うんですけども、こちらのほうの経緯のほう、教えていただきたいなと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本年度、令和5年度の実績等踏まえ、6年度当初予算では5集落分を計上してございます。

○1番（井上 和代議員）

こちらのほう、がんばる集落のほうなんですかんばろう集落のほうでしていただいている予算かと思うんですけども、今まで集落のほうで10集落、上限のほうが30万円ということで、毎年、毎年、10集落のほうがいろんな事業のほうをやっていただいて、とても助かっている事業だと思います。

一番初めに、私のほう、目にしたのが、上検福集落のほうの案内板という形で、この道はということで、いせんどう通り、しもんばれ通り、さあとう通りなどという、こちらのほうの集落じやないか分からぬ、そういう感じの通りの名前を看板として、表示をしているという形のものを見たりとか、あと本当に毎年、毎年、10件ずつあるわけなんですかんばろう集落のほうでして、それが5集落になるということで、私はすごい残念なんですかんばろう集落のほうでして、去年のほうがたしか1件、10件あるべきものが1件ということで、多分半分に減らされているかと思うんですけども、この1件になったときというか、1件にならざるを得なかつたというか、こちらのほう、推進をしたのかということが問題かと思うんです。

各集落のほうには、職員のほうにも、各集落のほうに係というか、そういう方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方たちの助言であったり、手助けであったりとか、そういうことを踏まえながら、この30万円というお金でいろんなことができるかと思うんです。

そういうことを進めていただいて、フルにこちらのほう使っていただいて、集落の活性化であったりとか、集落の決断であったりとか、いろんなことが進めていける事業だと思いますけれども、待っているだけではなくて、職員でみんなで話し合って、こういったことをしようかというようなことをしていただいて、進めていただきたいなというようなこの事業なんですかんばろう集落でいきましたらば、一応出しました。

それをみんなが忙しいんで、なるべくこの集落の人たちみんなで集まって、いろんな作業しよう

よといふやうな結束もうたいながらの形だと思うんですけれども、なかなかできかねるので、業者さんにそのままお願ひしようかといふうにしたら、いやいやいや、私たち自分でやろうよと、また元に戻って、そしてそういうふうにしているうちに、2月、3月となって、結局は流れたという経緯があるんです。

自分たちでやりたいんだけど、やれなかつたっていう経緯もあるんですが、そちらのほうと、もう一つが、これを申請する申請書のほうの書き方というか、そういったものがちょっとややこしいというか、使うものを調べて、そちらのほうの明細を書いてということで、なかなかすぐに申請を出せるというものではないので、この申請のやり方を簡素化をして、そしてどんどん集落の活性化に努めていただきたいなというのが1つ。

そして、先ほどから言います、10件です。毎年、10件、10件、あるんですけれども、やはり似たようなものになってくるっていうものもあるんです。看板であるとか、そういったもので同じような中身もあるんですけれども、少しずつ変えてはいただいているかと思うんですけれども、その集落に必要なものを必要なときに必要なようにしていただくような形で使える形の資金であってもいいのかなということがあるんです。

うちの集落でいきますと、電気料が足りないよとか、街灯が欲しいねとか、街灯の整備が欲しいねとか、そういったことにはまたこれ使えない資金になりますので、そういったふうなものにも使っていきたいなというふうに思ったりもするわけです。

それで前回、前年度のほうが1件しかないということで、270万円余ってしまったということで、この部分、じゃどうするのかということであれば、その270万円を、コロナでお祭り等がなくなりましたので、いろんなそういったものに使ってほしいなということで、分配をするとかいうようなこともあるのかなというように思ったりするんです。その集落に活性化に使っていただくというような形でできないもののかなというふうに思います。

それで中身を、中身というか、金額を減らすということではなくて、使う規定があります。観光であるとかっていうような、そういったものを少しほどいていただいて、集落に還元するような形の使い方に変更ができないのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

まず、がんばる集落支援事業の補助金の周知についてですが、区長会のたびに申請を区長さんのほうに、各集落の要望等がございませんかということで、ぜひ申請を上げてくださいということで、区長さん、区長会を通じて周知をしております。

また、その申請書作成の際にも、議員おっしゃったように、集落担当職員がおりますので、集落担当職員を活用して、ぜひ申請、もしくは実績報告等の作成にも職員を活用してくださいということも周知しております。

1点目、申請の在り方というか、申請書の作成なんですけれども、本町補助金交付規則に基づい

て申請書、実績報告等の作成を依頼しております。簡素化ということもございますが、一応補助金交付規則に基づいての補助金申請、また実績報告等になりますので、そのところはご理解いただければと思います。

先ほど申しましたように、そういった申請書の作成、実績報告書の作成については、ぜひ町職員のほうも活用していただきたいと思います。

補助金対象事業についてですが、8項目ほどございます。集落共同農場の設置であるとか、集落活動資金確保、あとは伝統文化保存活用対策等々ありますが、最後にその他集落の課題解決を集落全体で取り組む事業として、補助対象事業の中に入っています。

先ほど街灯という話もございましたが、本事業活用して集落内の防犯灯設置している集落もございます。そういったところもまた検討、集落内で検討、活用していただければと思います。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

井上委員、質疑を重点的に簡潔にお願いします。

○1番（井上 和代議員）

分かりました。そうしましたら、そちらのほうの街灯等のそういったものにも使えるということで、幅広く周知のほうをしていただいて、区長会議のほうでも困っているものをまずお聞きして、それに使えるか使えないか。そして、それになるべく使っていただけるように、必要なときに必要なものをという形の使い方にも、着目をしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。とてもいい事業でありますので、金額を減らすことなく、皆さんのはうにしていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、次が55ページ予算書のほう、明細書でもいいんですけれども、一応予算書のほう、取りあえず行きます。予算書のほうで3款民生費1項社会福祉費8目重心医療費の19扶助費、こちらのほうですけれども、こちらのほう、かなり頑張っていただいて、こちらのほう、助かっているというか、22名という形で行っていただいていると思うんですけども、こちらの手続のほう、簡素化お願いしたと思うんですけども、いまだに同じような手続なのかなというふうに思いましてお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

扶助費全般でよろしい。

○1番（井上 和代議員）

ごめんなさい。一番下のほうの指定難病のほうです。すみません。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現時点でどういったほうがやり方がいいのかというのを課内で話し合をしております。以前、議会のほうでも答弁したんですが、この扶助費のみならず、他の扶助費も抱き合せ、こういったも

のあるよ、そういう紹介をして、それも併せて、担当1名のみならず、他の係の担当、該当する項目もあると思いますので、そういう対応をしていこうというふうに、来年度から取り組むようしております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。なかなか手続のほうというのは、私たちは慣れませんので、職員のほうでできることはやっていただきたいなというふうに思ったところですが、かなりお手伝いをしていただきたいなというふうに思います。人数のほうもかなり増えていまして、大分助かっていらっしゃるというか、いう部分でこちらのほう、また簡素化のほうに努めていただきたいなというふうに思います。

次、65ページ、4款衛生費1項保健衛生費6目母子衛生費18節負担金補助及び交付金の不妊治療費支援事業補助金のほうなんですけれども、前年度、4年、5年のほうと比べましたら、かなり増えているかと思うんですけども、思うんですけど、明細のほうの63ページ、明細のほうでこちら、やはり見ましたらば、ちょっと金額のほうが少ないのかなと。一つ一つの金額のほうが少ないのかなと思うんですけども、これはどういったことでしょうか。

○子育て支援課長（久保 修次君）

18節不妊治療支援事業補助金につきましては、不妊治療支援旅費に関わる予算の計上でございます。

○1番（井上 和代議員）

それは分かっています。そちらのほうの補助の中身、私、携帯、今日は忘れてしまいましたので、そちらのほう、携帯で見てみてください。旅費が9回分、そして宿泊が10泊っていうのかな、っていうふうに載っているかと思うんですけども、そういう形であるのと、それから今年、こちらのほうに書いてあるのが、金額を言ってもいいですか。いいですか、こっちに書いてあるやつ、言ってもいいですか。

令和4年度のほうは27万2,000円掛ける3、そして今回のほうは15万7,000円掛ける13というふうになっています。何でこんなに違うんだということです。

○子育て支援課長（久保 修次君）

ちょっと調べます。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時49分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほどの質疑のがんばる集落支援事業に関する質疑の中で、本事業の財源をふるさと納税というふうなことがございましたが、正しくは一般財源でございます。修正いたします。

○子育て支援課長（久保 修次君）

お答えいたします。

先ほどの不妊治療支援事業補助金の積算根拠であります、15万7,000円の13件の204万1,000円につきましては、15万7,000円につきましては、令和5年度の実績で平均を出した額に基づいて予算化しております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そうしましたら携帯のほうを見ましたら、宿泊ですとか、交通費等が具体的に何か書いていますけれども、あれを使った方もいらっしゃるし、あれよりも少なく使用した方もいらっしゃって、その平均というような捉え方でよろしいわけですね。ありがとうございます。

こういった形の支援のほうをしていただくこと、本当に心からうれしく思いますし、これからも何らかの形で助けていただきたいなというふうに思いますので、こちらのほう、またよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、次なんですけども、一応予算書ということではないんですが、くらし支援課のほうでいろんな手続のほうで、コンビニというところでいろいろできるということなんですけれども、その内容がなかなか見えてこないと。どういったものができるかなということで、こないだ、全員協議会のほうでお話ををしていただくときに、一生懸命書いていたんですけども、後から紙でお知らせくださいというようなお話をされていたかと思うんですけども、そういったものを町民のほうにも、今の時期は子どもたちが転出するということが、進学とか就職という形で多くなりますので、こういったものを島内だけではなくて、島外、県外というところでも、コンビニでも住民票が取れるんだよとか、そういったことがあるかと思うんですけども、そういったものの告知、そういったものがなされてないのかなというふうに思いますので、そういったもの、何ができるのかなというのをお知らせいただきたいなと思います。

それで、今ちょうど税金のほうのいろんな手続があると思うのですが、納税証明書、これはどういった形になりますでしょうか。コンビニで取れますか。

○くらし支援課長（稻田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、すみません。自分のほうからで、今コンビニでできるとか、手続というお話をだったんですけど、マイナンバーカードを使って利用すること、それ以外でコンビニでできること、各種QRコードつきの納付書を利用しての納税であったり、いろいろなものがあります。

今その中で、議員からの質問の中で、納税証明書が取れますかという質問だったんですけど、納

税証明書に関しては、まず今現在、コンビニで取ることができません。一応納税の関係の証明関係なので、窓口で確認して取ってもらう、郵送請求で取ってもらうという形になっております。

また、質問の中であった、確かにマイナンバーカードでこんなことができるよ、便利になりますっていうような話はしているんですけど、細かく分かるような告知ができていないというご指摘ありがとうございます。

また全町民、島内、島外問わず告知できるように、ホームページ等、それからLINE等を使って告知できるような方法で、4月、新年度のほうからは、いろんなことができるよう準備していきたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら次、きゅらまち観光課のほうに行きます。明細書のほうでいいですか。78ページのほうに、7款商工費1項商工費1目商工振興費18節負担金補助及び交付金のほう、商工振興事業ということで、プレミアム付き商品券発行というものがあるんですけども、こちらのほう、プレミアム商品券のほう、今商工会のほう、何名登録か御存じでしょうか。

そして、その中にスタンプ会というのがあるんですけども、そちらのほう、何名か御存じでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

すみません。ただいま手元に資料がないため、少々お待ちください。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

○1番（井上 和代議員）

いいです。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

大丈夫ですか。

○1番（井上 和代議員）

商工会の会員のほうが150名、そしてスタンプ会29名です。それで、今商工会のほうで商品券のほう、発行しているんですけども、この商品券のほう、スタンプ会のみということでなっているわけなんですけども、これを御存じで、こちらのほうの商品券発行という形になっているかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時07分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、伊仙町商工会スタンプ会加盟店31店舗での使用となっております。

○1番（井上 和代議員）

商工会の会員のほうが150何名いらっしゃるんですけれども、それに対してと、スタンプ会に対してという形で、人数の30対150という形になりますので、商工会全体として使えるような形の商品券というか、このプレミアム商品券のほうの発行を希望するという形になりますので、前向きに検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

今後、商工会と協議を重ね、検討してまいりたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

よろしくお願ひします。

もう一つ、こちらのほうには、予算書という形ではないんですけども、商工会のほうときゅらまち観光さんのほうで街灯のほうの政策というか、取組というのが1行もないで、そのところをご指摘したいかと思うんですけども、商工会、通り会とかってありますけれども、前回のほうも、そちらのほう、お話をさせていただきましたけれども、この中央通りのほうに街灯がないということで、盛り上がりにも欠けますし、また防犯という形の面に対しても、明かりがないと、街灯がないというのは問題ではないのかなというふうに思います。

それで、前回防犯カメラがつくということで、そちらのほうのときに、同じように街灯のほうも一緒にお願ひしますねということで、総務課のほうにもお願ひしたかと思いますけれども、そちらのほうもいかがなっているかなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えします。

商工会のほうで設置した街灯につきましては、伊仙中部通り会がたしか設置しております、その中部通り会のほうが解散し、現在、店舗前にある街灯の店舗が管理するという形となっており、現在、線自体、切ったり、切れていたりしている状態です。たしか今、7灯ぐらい、今ついている状況であります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

井上委員、質疑の前に予算書がないことは言わないでください。

○総務課長（寶永 英樹君）

防犯カメラについては、警察と設置場所の協議を、検討を行い、町内18か所だったと思います。18か所の設置が決定しております。防犯灯については、先ほどきゅらまち観光課長からもあったよ

うに、通り会等が設置したという状況もございますので、そのところもまた検討しながら、また協議、進めてまいりたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

街灯のほう、今おっしゃっていただいているように、各個人のお店が自分のところでつけているというのが、商工会の今通りのほうについているものなんですけれども、町として手助けをしていただかないと、この商工会のこの通り、本当に暗いわけなんです。そして商工会、商店街というか、そちらのほうの活性化にもなりませんので、こういったところ、きゅらまち観光さんのほう、商工会のほうの受持ちかと思いますので、そちらのご協力のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、今予算書のほうにないからということなんですけども、逆に予算書のほうにないので、こちらのほう、大きな声で言わせていただきたいと思いますけれども、ごみ減量に対しての項目が1行たりともございません。そういったところ、どういうふうになっているかなというふうに思いまして、去年、おととしのほうはコンポスト等の項目がありましたけれども、今回はそういったものもございません。

むしろクリーンセンターのほうの負担金のほうがやや負担が大きくなっています。そういったところもありますので、そういったところの取組をいかがなされているのかなというふうに思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

ただいまの質問にお答えいたします。

予算書64ページ、こちらのほうで当初、本年度、地域女性連と協力し、生ごみの堆肥化、分別等の事業を実施する予定でしたが、女性連のほうの役員改正等ありますと、旧女性連の方が一旦、ちょっと待ってくれという話がありまして、今回新役員の方々と協議しまして、すぐにでも取りかかりたいところなんですが、次年度、令和6年度、生ごみの分別・堆肥化、それとまたペットボトルや燃やせないごみ、資源ごみ等の分別等を協力して一緒に取り組んでまいりたいとのお言葉をいただき、今回4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費の8節旅費のほうに費用弁償、こちら日置市のほうから有識者講師をお呼びして講習と、また女性連のほうからも2、3名程度、視察のほうに行って取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

去年、おととし、その形はされたかと思うんですけども、女性連の方も行ってっていう形で、向こうのほうからも来られてという形で、それから一歩前進ではなくて、一歩後退ですか、足踏みですか。頑張ってこちらのほう、告知と、それからいろんな講師等を呼んでいただいて、いろんな形でごみ減量化のほう、そしてリサイクル、リユース、そういったことの取組のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

細かいことは一般質問等でまた頑張らせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上で、私のほうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

○5番（牧本 和英議員）

令和6年度一般会計予算について質疑をいたします。

予算書79から80、款6 農業水産費項1 農業費、目の22に関して、これが最終年度でハウスをつくるということなんですが、いい事業だなと思います。これについてですが、これはもう担当課の説明も十分聞いていますので要りませんが、また明日、会が開かれるということで、そこでも聞きたいと思います。

これについてですが、町長に、これ町にとってメリット、何が考えられるのか、この事業をするに当たって、お願いします。

○町長（大久保 明君）

この事業のメリットに関しては、私より、ずっと人口問題をテーマというか、最大の課題だと考えている中で、農福連携という形で、いろんな方々が参画していただきまして、今2つの団体がこの人口問題に関して、障害のある方々、発達障害の方々を含めて、伊仙町の人口減を止めると。

これは昨日も話があったように、社会的に人口増加、微増に今なっておりますので、そういった大きな目標の中で、以前はもう一団体、都会の軽い知的障害者を雇用しようという話が、コロナで中断したままでありますけれども、今、私たちが予想している以上に、この団体に国が注目し出したということは、この前申し上げたとおりです。

刑を犯して刑務局のほうから、また保護司会のほうからも、この組織に参加していきたいという、オファーというか、申込みがあった中で、この事業は大変、これから的人口減少社会の中で、日本の今まで、話がちょっと戻りますけども、例えばハンセン病の方々は、一生仕事に参加したくてもできなかつたわけあります。それは戦前からそういう方々は、終戦後に治癒できたはずの方々が、一生離島とか山間部でやつたと。

しかし、今、半世紀とか、そのことが間違っているんではないかというふうな考え方も出ている中で、やはり仕事のできる人は仕事をする時間も、障害者の方々も、例えば行政でいろんな障害のある方々は、3%ほど雇用できますけど、現実には皆様お分かりのとおり、人工骨頭とか、ペースメーカーとか入れた人たちが普通に働くわけです。

しかし、そうでない、本当にフルタイムで働けない方々も、行政で働くような仕組みをつくっていくということも、今後非常に重要なとだと思いますので、今回このイノベーション事業に関しては、国のほうから申込みがあったと。ぜひ協力してほしいということがあったり、この事業を県のほうも大変注目して、会社のほうに頑張ってほしいということで、今回このような事業が採択された中で、今回少し設計のほうでいろいろ課題が、大きな問題があったということで、そのこと

は何とか乗り越えていて、私たちが目指すのは、今日も産科の本土への診察ということは、大変な金も要るし、それからいろんな負担もかかります。

そういう方々を島で治せるわけですから、そういう形で、私は今後もこのような問題については、次の段階というか、1年半後には役場を退職しますので、その後、そういうことを中心としたことを大々的に取り組んでまいりたいと思いますし、いろんな、この前、新聞にも書いたとおり、多くの高齢者の方々、団塊の世代の方々が本土で介護難民がなることは目に見えとるのに、その方々を地方に移住してもらおうという政策は、高らかに言った割には、ほとんど進んでいないということなど、やっぱり地元のほうからそういうことを国に先行してやっていきたいとも考えておりますので、そういう勝手にスケールの大きい話をしましたけれども、そういうことの突破口であるのが、この事業でもあるわけです。

バレイショの収穫でも、サトウキビ収穫でも、それから多障害の方々、軽度の知的障害者の方々に、全国から集めて、この島で頑張ってもらおうということは、新しい地方の時代をつくり上げていく、大きなキーワードではないかと考えておりますので、そういう意味で、私は今後も全力で取り組んでいく覚悟でございますので、どうか今回、この件がいろいろ設計士に問題があったということも聞いております。問題があったということです。それはよく分かりませんけども、体調不良であったというふうな話も聞いておりますので、これがしっかりと推進していくように、今後もいろんな県、国にも要請というか、そういうことをしてまいりたいとは考えています。

話がちょっと飛びましたけども、そういう意味での農山漁村発イノベーション事業ということは、今最適な政策ではないかと思っております。

○5番（牧本 和英議員）

私が聞きたかったのは、そういう問題ちゅうか、設計家の問題とかは、明日の特別委員会などでちゃんと示していきたいと思うんですが、集落座談会などで、今おっしゃったとおり、町長も言っているとおり、農福連携、そういうのは分かります。だけど、犬田布の座談会で、地元に帰れない受刑者を受け入れる。そして人口増を図る。それ町民はどう思われるか。

今このされている方も、アルコール依存症とか、そういうまた農福連携で進むのは、私はいいと思う。だけど、そういう法務省、国からの依頼で、そういう受刑者上がり、犯罪者上がり、地元に帰れない犯罪者を受け入れるとか、そういう口から出たちゅうのが非常に残念でならない。

また集落民も、また町民からも、そういう事業であれば、何でもやめたほうがいいんじゃないの、やめさせたほうがいいんじゃないのという声まで上がっているぐらい、そう思います。私もそう思います。そういう、もう1年半で役場を退職するとかいう中で、その発言は、私はいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○町長（大久保 明君）

今、例えば大きなこの国が犯してきたこの判断で、統合失調症の方々をずっと病院に押さえつけたわけです。それは薬で、その人たちの意思すら薬で、廃人同様にしてきたと。例えば外国では統

合失調症の方々は、ほとんど農業とかに参画しております。そして、あるイタリアでは精神科という、精神病院というのを廃止しました。

そういう中で、犯罪を犯す人の中にも、ちょっとした判断で、非常に能力があったけども、やむを得ず犯罪を犯してしまったと。その人たちのいろんなデータを見れば、かなり社会に参加して、真っ当な人生を送っていきたいという方々もいるわけです。

その人たちを例えればどこ行っても、偏見の目で何もできなくなると。そうすれば、また刑務所のほうが楽だというふうになるわけですから、その辺はみんながみんな、極悪犯人であるわけでもないし、これから自分の人生を振り返って、真っ当な形でやっていこうという方も少なからずいるわけです。その人たちをしっかりと理解しながらやっていくということは、決して不可能ではないし、そういう社会を、またみんなが活躍するような社会をつくり上げていく必要があるとも思います。

今ブルー・スカイのリーダーは、大変な人生を送ったと思います。それでも立ち直って、国の法務省のほうから来た方々と接触を始めたということでもあるわけですから、それはこういうことを発言することはタブーであるし、しかし、そういう人たちの中にも、社会参加して真っ当な人生を送りたいという人たちは必ずいるわけですから、全ての方でなくて、そういう理解する方々は数多くいらっしゃると思います。そういう方々が地方に出て、自分の能力を生かしてやっていくとか。ブルー・スカイでやっている方々は、本当に生きがいを感じて頑張っておりますので、そういう社会づくりは、これから大きな可能性があるとも思っております。

諸外国のいろんな例も見ながら、日本が過去、判断を間違ったのは、いろいろ、先ほど申し上げたように、時代に合わないような状況の中で、人口減少社会の中で、その方々にも参加して、生産に関わっていただくと。そうすることで心が変わる方も必ずいると思いますので、そういう努力をしていくということは重要ではないかと思いますので、あのような発言になって、当然、町長、何をばかなこと言っているんだと思う方はいらっしゃると思いますけども、それでもそこに可能性を見つけてやっていくというのは、これから社会の中で大変重要ではないかとは思っております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、町長ですので、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりをするのが私は一番だと思います。犯罪を犯した方をどうやって見分けるのか。立ち直る人も中にはおると思います。だけど、それがどこまで立ち直れるのか、判断もできないと私は思います。

そういう中で、やっぱりそういうのは住民説明会とか、こういう議場の場でそういう、ああいう発言は、私はよくないんじゃないかなと思って、今回の質問でした。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。（発言する者あり）

休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 4時58分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算に対する修正動議を提出します。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいま美島議員より、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

次の会議は、3月13日午前10時に再開いたします。お疲れさまでした。

延会 午後 4時59分

令和6年第1回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和6年3月13日

令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和6年3月13日（水曜日） 午前10時20分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員 (12名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
4番	杉山肇議員	5番	牧本和英議員
6番	佐田元議員	7番	清平二議員
8番	岡林剛也議員	9番	上木千恵造議員
10番	永田誠議員	11番	福留達也議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員 (1名)

3番 大河善市議員

1. オブザーバー (1名)

12番 前徹志議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	實永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	古川徹君		

～令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時20分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算について議題といたします。

議案第24号に対し、美島議員他1名以上から修正の動議が提出されましたので、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○14番（美島 盛秀議員）

動議提出の理由を説明いたします。

令和6年度一般会計予算書80ページの款6農林水産業費項1農業費目23国内肥料資源活用総合支援事業の事業費3億9,360万7,000円を削除し、修正することを求める。

理由、議案第15号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更の議案が否決されたことによって、堆肥センター改修事業が実施不可能になったこと、さらに所管事務調査、現地調査や執行部、町長との間に信頼関係も希薄で不協和音が生じており、堆肥センターの管理運営から考え見ても、慎重に期する必要がある。

以上、説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

ただいま提出されました修正案に対し、質疑を行います。

○2番（久保 量議員）

ただいま提出されました修正議案についての質疑を行います。

まず、農業の基本は土づくりでございまして、堆肥のペレット化は有効な手段であると思われます。今回、この予算を削除することによって、町民の皆様、また、農家の皆様へのメリットがあるのかを伺います。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいま動議の説明もいたしました。さらには、質疑等の中で、私が旅費の問題、最近はIT時代、リモートでもできる、非常に財政面でも多額の財源であり、財政状況から見ても厳しい状況ではないかと思っておりますので、時期尚早だと考えております。

○2番（久保 量議員）

私は、4年の第1回定例会でも要望しました。堆肥をペレット化することによりまして、大小規模の農家を問わず、この有機質の肥料の散布が容易にできるということになり、大型機械等を所有していない農家さんも、いつでも散布をすることが簡単になりますので、この事業は農家さんにとつては非常に大事な予算だと思いますが、どうでしょうか。

○14番（美島 盛秀議員）

私も農家の1人でありまして、そのことは重々承知をいたしております。堆肥の重要さ、また農

家に対するいろいろな予算面、大事な予算ではあると考えますけれども、町長のこの前の発言で、数名の議員のネガティブがあると、否定的な発言がありました。こういうことで議会の信頼を失っていると私は思っております。

私は、町民の代表として、いろいろと町内の声を聞いております。これは私だけ、1人ではありません。大多数の人たちの批判であります。この批判とチェックを果たして、そして責務を果たしていくのが我々議会の務めだと思っております。

今、伊仙町ではいろんな憶測が流れております。こういう発言をする町長に対する私たちは信頼がありません。よって、このような大きな多額の予算に対しては、認めるわけにはいかないということであります。

○2番（久保 量議員）

ただいまいろいろございましたけども、令和4年の第2回の定例会の一般質問におきまして、ただいまの先輩議員さんから、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、化学肥料の高騰によりまして、農家は窮地に追い込まれているということから、肥料の価格助成を求められておりました。この有機質肥料、ペレットを還元することによりまして、地力が高くなり、化学肥料の施肥量も少なくなっています。

よって、農家さんの経費の減少、反収向上により所得向上につながる大事な予算ですので、この予算がカットされるということは、町民の皆さん、農家の皆さんには大変な損失を被ることになると思いますが、いかがでしょうか。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

美島委員、論点以外のことはあまりしゃべらないほうがいいです。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいまの質疑に対しまして、私も重々承知をいたしております。ロシア・ウクライナ関係の状況が悪化している中で、いろんな作物類が輸入ができない、輸送ができない、このことは十分承知をいたしております。また、この関係で肥料・飼料等が高騰しているということも十分承知をいたしております。

しかしながら、先ほども申し上げたように、私は、執行部との信頼関係がない中で、このような多額の事業を進めるのは反対をしたいと、いずれこれは実施できる事業だと考えており、時期尚早だと思います。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（久保 量議員）

3回までですか。（発言する者あり）今、おっしゃったことも一応理解はしますけれども、町の持ち出し分等とか考えますと、この国からの予算、返地は否決されましたけれども、こういう事業等があるときに、この事業を推し進めるのが、私は町にとってはすごいプラスになると考えますので、総合的に考えますと、この予算はカットすべきではないと思います。

以上で、質疑を終わります。

○10番（永田 誠議員）

修正議案について質疑いたします。

3月3日の奄美新聞に出ていたんですけども、この中で、「島の農家は農地を守り、食料供給に貢献している。病院や福祉施設では、働く人は人々の健康を守っている。役場で働く人は住民の生活を支えている。島の大地に根を張って生きて、あなたたちを育てているお父さん、お母さんが一番偉い」と今日朝、新聞見て見つけたんですけども、それにつながるか分かりませんけども、この事業計画は何年前からしているのかお伺いします。担当課長、お願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本事業は、ロシア・ウクライナ情勢、また、中国からの原料の輸出情勢などを含めて、化学肥料の価格高騰の収束にめどが立たないということで、国のはうからの指針として、海外からの輸入原料、輸入肥料に頼らず、国内の資源を十二分に活用し、国内の肥料を使うよう転換していくよう進めている事業でございます。

本事業に関しましては、令和4年度の補正予算から発動されており、その際は地方公共団体が取り組むことが非常にハードルの高い事業となっていましたが、一部要綱改正を踏まえて、令和5年12月に本事業が発出されたところです。

○10番（永田 誠議員）

令和4年度からの計画でよろしいですね。これがもし否決された場合は、来年度にこの予算が確保できるのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

来年度の予算についてですが、こちら農水省のホームページからのものなんですが、本事業費は令和5年度補正予算において、約60億の予算措置がされております。今国会に上程されております令和6年度の概算決定額につきましては、3,400万円の予算措置となっており、令和6年度以降の事業に関しては、事業発出の見通しは立っていないところでございます。

○10番（永田 誠議員）

令和6年度にはできないということでおろしいですか。であれば、もし今回否決されて、6月議会でもこれが補正で上がってくれば、これは事故繰越でもできるのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、6月議会での補正予算での対応についてですが、本予算は国のはうで令和5年度に措置されたということで、令和6年度中の完了が求められている事業でございます。そのため6月議会の補正で予算が採決されたとしても、工期内の完成が見込めないため、極めて困難であると考えております。

また、事故繰越に関してですが、事故繰越の概念というものがありまして、避けがたい事故等によるもので事故繰越は行うことができるのですが、これまで町議会での予算等々の否決、いわゆる自己の、町の都合において工期の順延及び事故繰越が認められたケースは、私のところでは一度も把握はしていないところです。ですので、事故繰越の案件にはなり得ないと考えております。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○1番（井上 和代議員）

質疑をいたします。

もう昔と違って、本当に土の力が弱くなっているというのは、本当に私でも分かること。今、じやがいものほうの生産というか出荷のほうが入っていますけれども、本当に病気のほうが多くて、大変な時期になっているというのがあるかと思うんです。

土の力がなくなつて、そして、それを復活するのに、やはり今言っていた堆肥のほうを活用すると。この堆肥というのが、サトウキビを製糖工場に持つて行ってバガスができ、そして、そのバガスとハカマと、そして牛の肥料と混ぜてという循環型の形になつてゐるわけですね。

その循環型のほうを、もう私たちが今ウクライナとかロシアとかというそういったところとは関係なしに、関係なくはないと思うんですけれども、そういった循環型でしていくということを踏まえても、この堆肥というものですか、それを活用していくというのがベストだと思うんですけれども、それ以外のベストの方法というのを、どういうものがあるかを教えていただきたいと思います、美島議員のほうに。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほどからお答えいたしましてはいるように、私もその循環型農業、このことに関しては重々承知をいたしておりますし、私も勉強させていただいております。

しかし、これだけの4億近い3億9,000万、これだけの多額を使って今年やるのはいかがなものかということでありまして、その半額、2分の1が町の一般財源であります。その一般財源を使って、鹿児島に行くから堆肥は葉っぱカスを使つたり、いろいろ今の堆肥センターでできますけれど

も、そのペレットした肥料、その他の肥料、これは非常に安いです、大量生産しておりますので。

これを考えたときに、私は費用対効果等を考えたときには、やはり鹿児島辺りから仕入れて、それを一般財源の分で当てて、しばらく農家に還元したほうがいいと考えておりますし、そのペレット化したときにどれぐらいで販売できるのか、そして、どれだけの効果があるのか、そこらあたりも説明がありません。

しかも昨日、現地調査のときに、堆肥の熟成度、これを聞いたときに2回しか70度で攪拌をしていないと。以前は4、5回攪拌をして、ユンボで、機械を使って攪拌をし、あるいはタイヤショベルで攪拌し、十分熟成した堆肥が販売されていたということ等も聞いております。そういうような中で、新しい管理者が管理をし、それを新しいペレット化で販売するということは、私は無駄な、費用対効果に値しないということあります。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。確かあそこの堆肥センターですか、そちらのほうを見学をしたときに、経済課の課長、すみません、掘削機というんですか、粉碎機、粉碎機のほうも入れるということで、細かくしながらそちらのほうの状態というんですか、そういうものを細かくして、そして70度から80度近くまで持つていって、そしたら種子というかそういうものを等もなくなりますよというようなお話を私は聞いたと思います。

それで、そちらのほうの状態というのは、もう本当に匂いという匂いも私はあまり感じなかつたんですけども、牛小屋に行くと本当に匂いがしますけれども、そちらのほうかなりの量がありましたけれども、そういうものをそれほど不愉快に思うような匂いがしなかったというのは、やはりそれなりの管理の状態がよかつたんじゃないかなというふうに思います。

そして、ちょっと知り合いのほうが、自分は、自分はというか徳之島町の方です、自分たちはペレットのほうを使っているというようなお話をしておりました。そして、ただ機械が小さいので限られていると。どれぐらいの面積というものを測って、それなりのものしか頂けないんだよというようなことを、ちょっと残念そうにおっしゃっておりましたけれども、そうじゃなければ、大きな機械というか、設備というか、そういうものがあれば、十分に欲しいというような形でおっしゃっておりました。

今、言っていたこのペレットのほうです、このペレットのほうを、先ほど久保議員のほうでもおっしゃっていたように、小規模農家ができるということが一番のメリットではないのかなというふうに思います。農家の方々のお顔を見たときに、サトウキビのほうが3回まで立てたという言い方ですか、3回まで立てたんだけれども、このペレットを使うと、上手に使うとペレットのほうで十分に肥やしのほうを効かせると、4回から5回も立てるというようなこともできるよというようなお話を聞きしました。

そういうメリットがあるということはご存じだと思いますけれども、それでもこのペレット化を拒否するというのと、それから先ほどからおっしゃっておりました執行部との云々かんぬんとい

うのをはかりにかけても農家のほうが落ちるという意味が私には分からぬんですけども、その辺のお答えをいただきたいと私は思います。

○14番（美島 盛秀議員）

井上さんの言っていることも重々理解をしております。

しかし、こういう事業を進めるには、メリットもデメリットもあります。町の予算だから造ったほうがいい、安易な考え方で進めると、私はいつも日頃から申し上げているように、財政破綻をするよと。そしたら、これから伊仙町、若い人たちへのバトンタッチはできないよということを申し上げてまいりました。ですから、費用対効果等を考えて時期尚早ではないのと。

また、先ほど言わされました農家還元の問題、これに関しても所得が上がるとかいろいろありますけど、このメリット面だけで考えてはならないと私は思っております。このデメリットをどうメリットに変えていくか、これが我々議会の使命であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

今回で3回です。

農家の方々が一生懸命サトウキビを作り、そして牛を育ててという形でやっているのがこの伊仙町だと思うんです。そしてじゃがいものほうを作り、そしてじゃがいものほうが、今本当に悲しいぐらい病気のほうが多くなって、もう本当に土の力というのがなくなっているのかなというふうに悲しく思うところです。

私のほうは、いろんな意味でごみの問題であるとかそういったことも考えつつ、生ごみのほうを堆肥にできないのかなと、そういったところも考えるところも多くあるわけですけれども、その中でこの製糖工場から出てくるバガスというんですか、そちらのほうが物すごくいい材料だということを、いろんな方からお話を聞くことがあります。

そしたら、そのバガスとこの牛の生産の中で出てくる牛ふん、そちらとそれからキビのほうをするとき出てくるハカマというんですか、そういったものがかなり出てくると。これをこのまま置いておくと、それこそ今おっしゃっているように、量販店の……。分かりませんか、分かりません、言っていることが、大丈夫ですか。量販店で買っていくのが安いというようなお話もありましたけれども、その安いものに対して、そういう安いかもしれませんけれども、安くもないと思います。というのは、じゃあハカマをどうするんだよと、バガスをどうするんだよと、まず牛ふんをどうするんだよと。それを使わずに、それをそのまま置いておく形に循環をしていかなければ、これをどうするんだよというようなことも出てくるかと思います。ひずみが出てくるかと思います。

そういったことも考えていたら、本当に循環農家、循環のこの肥料に対しての措置というもの、そして時期尚早というようなお話がありましたけれども、今だからやらなきやいけないんじゃないですか。このロシア、そしてウクライナ、これいつ終わるというのがないという人だっているわけじゃないですか。そしたら今やっていかないと、私たちはいついつというように、その時期をいつ

に設定すればいいわけですかというように私は思います。

そして、私たちのこの農家一人一人のお顔を見たときに、大きな農家が多いわけではありません。小さな農家のほうが多いわけです。そういう小さな農家に対してのそういういたもののお助けをするのは、このペレットというもので、手軽に手で巻けるというようなことではないのかなというふうに思います。農家一人一人のお顔を思い出して、そういういたことをお願いしたいと思います。答えなくて結構です。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

○11番（福留 達也議員）

この事業、本当に今回修正動議を出した美島議員に伺いたいと思いますけれども、日頃から美島議員、本当に農業政策詳しくて、農業の町、伊仙町だ、農家のためになることをしなきやいけない、いつも質疑をされるたびに私も勉強になって、感銘を受けておりました。本当にこの事業、待ち望まれていた本当に町民が必要とするこういった事業だったのかなと、質疑のやり取りで思っておりました。

これを、言ってみれば鹿児島選出の野村参議院議員が農林水産大臣をしている頃に、町長はじめ経済課長とか執行部が懸命にお願いをして、やっと2、3年かけて組み上げてきた、本当に苦労しながらすばらしい事業を組み立ててきた、こういったことを本当に美島議員なんかが喜んでくれるのかなと最初は思っておりました。

農業の基本は土づくりだと、その土をきちんとつくっていくためには、緑肥をすき込んで、堆肥を混ぜて、そして土をつくって豊作にしていくと、豊かな町にしていくと。今、じゃがいもが、今年は本当に腐れが多くて大変だというんですけれども、きちんと土づくりをされている農家はほぼ病気がないとか、そういう話も聞くんですよ。

そういう観点からも、美島議員は今回のこと、また繰り返しになるんですけれども、本当にそういう農家の声というのかな、待ち望んでいる声、どう受け止めておりますか。

○14番（美島 盛秀議員）

私は、決してその事業を否定しているわけではありません。先ほどの意見もありましたけれども、この農業基幹作物であるサトウキビ、これを守っていく。そして、循環型農業に環境を結びつけていく、これもハカマを利用した堆肥づくり。

しかしながら、このハカマを使って、今、十分、十分とまでもいかなくとも堆肥は活用できていると、ハカマは足りないぐらいだと私は思っております。ですから、私は、鹿児島辺りの大量生産しているところから購入してもいいのじやないかなということでありまして、決してこの土づくりに対しましては、私も非常に強い関心があります。昔ながらのこの農業は土づくりでありますので、農業はものづくり、人づくりと私は常日頃から申し上げております。

こういう観点からすれば、この新庁舎問題でも過疎債を使って、あるいは財政にも非常に大きな

金額を要しております。さらにまたこういう大きな辺地債などを使って起債をして借金が膨らんでいけば、あと若者の教育、いろんな文化面、こういったものに対してどう対処していくのか、これが非常に心配であります。農業も大事、あるいは環境も大事、教育も大事、大事なことばかりです。

だから、その中で一つ一つ真剣に考えていくのが、我々議会の役目だと思っておりますので、ご理解をいただきたい。もう私の答弁も言い尽くしましたので、採決をしていただきたいと思います。

○11番（福留 達也議員）

もう一点お聞きしたいんですけれども、財政面の件で、美島議員の返答でちょっと勘違いしているかなと思ったりするところを言いたいと思います。

今回の事業、4億の事業であります。そのうち2億を国が補助してくれると。2億はこの前否決された辺地債で充てると。この2億の辺地債、8割方また国の交付金として戻ってくる。要するに、辺地債の分の1億6,000万は国から戻ってくる。要するに、この事業4億の事業をするために、町の持ち出しは4,000万で済むわけです。

この機会を逃すと、先ほどからあるように、6月議会で補正で出すとか、来年度予算に計上するとか、先ほどの課長の答弁で、厳しいのかなと私は感じております。事故繰越で大丈夫かもしれないという思いがあるかもしれない。だけれども、これ万が一事故繰越を認められない、そういうことになつたら、本当に町に対する多大な損害だと私は思います。

たまたま予算書を見ながら、予算書の2ページ、町税という項目があります、歳入のです。町税には、町民税として1億5,400万、固定資産税が1億1,600万、軽自動車税が3,300万、市町村たばこ税が5,500万、この4つ合わせてちょうど3億6,000万なんです。今回我々がしようとしている事業、伊仙町は4,000万出して3億6,000万は国から入ってくる。本当に伊仙町の町税を、もしこれが否決されて、また新たにしたい、そういった場合には、伊仙町の町税全てつぎ込んでやってとんとんになる、それぐらいの財政規模が弱いこの伊仙町が、3億6,000万ももらえて4,000万の手出しでできるこういった事業を、本当に逃していいのかなと。

先ほど動議での理由、執行部との何というのかな、信頼関係がないとか、そういった分からんでもないですけれども、それとこれを天秤にかけるのはいかがなものかと本当に思います。もう一度本当に考えていただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する美島議員他1名以上から提出された修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、議案第27号令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について討論

を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

起立多数です。したがって、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計当初予算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました6会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

異議なしと認めます。したがって、令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

なお、次の議会は3月15日、9時30分より全員協議会、その後最終本会議を行います。お疲れさまでした。

閉会 午前11時03分

令和6年第1回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和6年3月15日

令和6年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和6年3月15日（金曜日）午前10時51分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第18号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第19号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第20号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第21号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第22号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第23号 令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第13 陳情第3号 自衛隊誘致に関する陳情について（総務文教厚生常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第14 発議第1号 徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
4番	杉山肇議員	5番	牧本和英議員
6番	佐田元議員	7番	清平二議員
8番	岡林剛也議員	9番	上木千恵造議員
10番	永田誠議員	11番	福留達也議員
12番	前徹志議員	13番	樺山一議員
14番	美島盛秀議員		

1. 欠席議員（1名）

3番 大河善市議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稻田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稻田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	岡富俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町木勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時51分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第18号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
- △ 日程第2 議案第19号 令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第3 議案第20号 令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第4 議案第21号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第5 議案第22号 令和5年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第6 議案第23号 令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、日程第2 議案第19号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第3 議案第20号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第4 議案第21号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第5 議案第22号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計補正予算（第4号）、日程第6 議案第23号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の6件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第18号は令和5年度伊仙町一般会計、議案第19号は令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第20号は令和5年度伊仙町介護保険特別会計、議案第21号は令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第22号は令和5年度徳之島交流ひろば「ほらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じましたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第23号は令和5年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じましたので、地方公営企業法第24条の既定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保 明君）

議会の皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

今、農福連携で県内でもかなり頑張っておりますブルー・スカイの件についてでございます。

今回、県・国の予算を通していただいて、そして、設計に入った中で予期せぬ事件がきました。ブルー・スカイが契約した会社は、県内でも最も古い設計士が十数人いらっしゃる会社であります。私たちも、このような会社であればということで今回委託をしたわけでありますけれども、ブルー・スカイのほうからいろいろ大変なことになったというお話をありますとお聞きいたしましたら、その設計士が以前の他の設計図を今回も使用したということが発覚をいたしました。その点に關しましては、ブルー・スカイも当然ですけれども、連携してやってきた伊仙町も慎重には慎重を期して確認する作業が必要だったことを、そのことがしていなかったことは深く反省しておりますので、議員の方々、町民の方々にいろんな迷惑をかけたことにはおわび申し上げたいと思います。

県・国と今協議した結果、時期的には遅れることになりましたけど、早急に新しい形で設計をして進んでいくというふうに確信をしているし、そのように設計会社の社長の方からもお聞きをしておりますので、今後の今回の件だけではなくて、あらゆることがある中で、町の持ち出しがないからといって、それは、協力してやっている方々の設計士なりいろんな事業関係の方々に対しては、念には念を入れてこれからも対応してまいりたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明があればこれは許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額75億1,143万9,000円に、歳入歳出それぞれ9,937万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億1,081万7,000円とするものであります。

予算書8ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

また、詳細については、歳入10ページから15ページにかけて記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

1款町税、補正前の額3億5,857万1,000円に、町民税、軽自動車税の滞納繰越分16万円を増額し、補正後の額を3億5,873万1,000円とするものであります。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億5,450万円から地方消費税交付金1,265万9,000円を減額、社会保障財源交付金82万2,000円を減額し、補正後の額を1億4,101万9,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額34億2,365万5,000円から普通交付税3,762万6,000円を増額し、補正後の額を34億6,128万1,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,447万円に、民生費負担金において児童福祉費負担金82万1,000円の増額、保健衛生費負担金において78万5,000円の減額等により合計3万6,000円を増額し、補正後の額を3,450万6,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,814万6,000円に、総務使用料のサテライトオフィス使用料5万円の増額、教育使用料において社会教育施設使用料等126万8,000円の増額等により合計131万8,000円を増額し、補正後の額を8,946万4,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額13億2,453万円から1億22万1,000円を増額し、補正後の額を14億2,475万1,000円とするものであります。

主な要因として、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金において子どものための教育・保育給付負担金等2,394万7,000円の増額、3目教育費国庫負担金において幼稚園費負担金878万1,000円の減額、小中学校費負担金6,153万6,000円の増額、4目災害復旧費国庫負担金において農林水産施設災害復旧費負担金284万4,000円の増額、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金850万3,000円の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金841万2,000円の減額、重点支援地方創生臨時交付金3,808万3,000円の増額、2目民生費国庫補助金において子ども・子育て支援交付金等339万3,000円の減額、3目衛生費国庫補助金において合併浄化槽設置補助金等476万2,000円の減額、5目土木費国庫補助金において道路整備事業交付金等908万4,000円の減額等によるものです。

15款県支出金、補正前の額5億2,447万4,000円から1,211万2,000円を増額し、補正後の額を5億3,658万6,000円とするものであります。

主な要因として、1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金において国民健康保険基盤安定負担金等163万3,000円の減額、2節老人福祉費負担金において後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金283万6,000円の減額、3節児童福祉費負担金において子どものための教育・保育給付負担金等830万円の増額、3目教育費負担金において子どものための教育・保育給付負担金等545万4,000円の増額、2項県補助金1目総務費県補助金において地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）195万円の減額、2目民生費県補助金において子ども・子育て支援交付金等453万円の減額、3目衛生費県補助金において合併浄化槽設置補助金等278万8,000円の減額、4目農林水産業費県補助金において機構集積支援事業補助金等117万3,000円の減額、農業創出緊急支援事業交付金等1,360万8,000円の増額等によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,305万9,000円から農作物売払収入26万円を増額し、補正後の額を1,331万9,000円とするものであります。

17款寄附金、補正前の額2億4,114万3,000円から一般寄附金22万6,000円、企業版ふるさと納税寄附金30万円を増額し、補正後の額を2億4,166万9,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額1億9,499万円から基金繰入金において財政調整基金繰入金5,738万円の減額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金活用事業190万円を減額し、補正後の額を1億3,571万円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額6,455万1,000円に市町村振興協会交付金75万7,000円の増額、子どものための教育・保育給付負担金過年度精算国庫追加交付金等319万8,000円の増額等により合計408万円を増額し、補正後の額を6,863万1,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額9億9,277万1,000円から公営住宅施設整備事業債6,190万円の減額、学校教育施設等整備事業債8,050万円の増額等により1,580万円を増額し、補正後の額を10億857万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額75億1,143万9,000円から9,937万8,000円を増額し、補正後の額を76億1,081万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は9ページでございます。

また、詳細については、歳出16ページから52ページにかけて記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

1款議会費、補正前の額8,553万1,000円から共済組合負担金9万4,000円を減額し、補正後の額を8,543万7,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額12億401万5,000円に284万9,000円を増額し、補正後の額を12億686万4,000円とするものであります。

主な要因として、16ページ、総務管理費の一般管理費において派遣職員に係る赴任旅費等46万1,000円の増額、職場健診委託料等191万6,000円の減額、がんばる集落支援事業補助金270万円の減額、17ページ、電算システム費においてシステム保守委託料等142万3,000円の減額、18ページ、企画費において航路航空路運賃軽減等事業負担金等462万4,000円の減額、地方創生推進事業費において伊仙町まち・ひと・しごと創生基金積立金1,708万2,000円の増額、地域おこし協力隊推進事業費において地域おこし協力隊起業支援補助金200万円の減額、19ページ、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費において繰出金443万円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額17億8,049万6,000円から1,435万7,000円を増額し、補正後の額を17億9,485万3,000円とするものであります。

主な要因として、23ページ、社会福祉費の社会福祉総務費において国民健康保険基盤安定繰出金等477万2,000円の減額、24ページ、後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計基盤安定繰出金等1,605万3,000円の減額、25ページ、価格高騰緊急支援給付金給付事業において1,358万円の増額、給付定額減税一体支援枠事業において住民税均等割のみ課税世帯支援給付金2,100万円の増額、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金1,625万円の増額、26ページ、児童福祉費の児童福祉総務費において被用者児童手当給付費358万円の減額等により合計1,070万1,000円の減額、私立保

育所費において負担金補助及び交付金の減額等により1,183万1,000円の減額、子育て支援事業費において子育て支援環境づくり委託料70万円の減額、子育て支援事業扶助費190万円の減額、子ども・子育て支援基金積立金1,360万円の増額、出産・子育て応援交付金交付事業において出産・子育て応援交付金125万円の減額によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億1,466万円から1,150万3,000円を減額し、補正後の額を6億315万7,000円とするものであります。

主な要因として、27ページ、保健衛生費の環境衛生費において弁護士裁判委託料247万9,000円の増額、28ページ、予防費において印刷製本費等226万3,000円の減額、健康増進事業費において、29ページ、健康診断委託料等305万7,000円の減額、母子衛生費において妊婦・産婦・乳幼児健康診査・新生児聴覚検査委託料等64万円の減額、30ページ、地域自殺対策強化事業において自殺対策計画策定委託料等101万4,000円の減額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億299万円に631万3,000円を増額し、補正後の額を8億930万3,000円とするものであります。

主な要因として、33ページ、糖業振興費において町糖業振興会補助金等210万円の減額、畜産振興費において畜産生産者支援交付金等3,275万4,000円の減額、34ページ、農地中間管理事業費において農地集積協力交付金247万6,000円の減額、鳥獣被害対策事業費においてイノシシ対策資材補助80万円の減額、農業創出緊急支援事業費において堆肥散布車購入費2,464万円の増額、農地利用最適化交付金事業費において報酬100万5,000円の減額、農地費の農地総務費において、36ページ、特定地域振興生産基盤整備事業、農地整備事業において担い手支援型畠総畠かん町負担金等2,595万円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額1億6,667万3,000円から141万9,000円を減額し、補正後の額を1億6,525万4,000円とするものであります。

主な要因として、38ページ、徳之島地域文化情報発信施設運営費において委託料22万5,000円の減額、39ページ、世界自然遺産保全事業において希少種調査委託料21万円の減額等によるものであります。

8款土木費、補正前の額11億3,704万8,000円から8,566万4,000円を減額し、補正後の額を10億5,138万4,000円とするものであります。

主な要因として、40ページ、道路維持費において工事請負費等281万4,000円の減額、防災安全交付金事業において道路舗装補修工事費821万7,000円の減額、港湾費の港湾管理費において、41ページ、工事請負費500万円の減額、住宅費の住宅管理費において住宅改修事業補助金100万円の減額、公営住宅建設事業費において設計委託料等839万5,000円の減額、工事請負費の5,680万円の減額等によるものであります。

9款消防費については、財源組替えによるものであり、予算額に変更はございません。

10款教育費、補正前の額7億4,932万8,000円から1億5,910万5,000円を増額し、補正後の額を

9億843万3,000円とするものであります。

主な要因として、事務局費において、43ページ、結い結い留学制度負担金112万3,000円の減額、44ページ、小学校費の学校管理費において光熱水費等164万2,000円の減額、学校建築費の工事管理委託料217万円の増額、工事請負費1億6,865万8,000円の増額、46ページ、幼稚園管理費において私立幼稚園運営負担金160万円の減額、認定こども園運営負担金450万8,000円の増額等、合計265万8,000円の増額、47ページ、社会教育費の学習支援プロジェクト事業費において学習支援員委託料等135万9,000円の減額、社会体育費において負担金補助及び交付金30万1,000円の減額、51ページ、保健体育費の給食センター建設費において測量業務委託料106万円の増額等によるものであります。

歳出合計、補正前の額75億1,143万9,000円から9,937万8,000円を増額し、補正後の額を76億1,081万7,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをご参照ください。

地方自治法第213条第1項の規定により繰越しして使用できる経費として、第2表繰越明許費についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、伊仙町クラウドファンディング事業56万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費488万4,000円、3款民生費1項社会福祉費、事業名、価格高騰緊急支援給付金給付事業1億1,340万円、事業名、住民税均等割のみ課税世帯支援給付事業2,151万5,000円、事業名、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業1,656万8,000円、6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業創出緊急支援事業2,460万円、事業名、農山漁村発イノベーション等整備事業6,625万円、2項農地費、事業名、農地総務管理経費610万円、7款商工費1項商工費、事業名、観光費管理経費27万5,000円、戦艦大和修復事業9,000万円、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策事業費1,871万4,000円、社会資本整備総合交付金事業1億5,010万円、3項港湾費、事業名、港湾管理経費3,936万円、4項住宅費、事業名、住宅管理経費1,493万円、事業名、公営住宅整備事業2億9,958万8,000円、5項都市計画費、事業名、特定地区公園整備事業1億800万円、10款教育費3項中学校費、事業名、中学校管理経費880万円、6項社会教育費、事業名、町史編纂事業324万5,000円、7項保健体育費、事業名、給食センター建設費106万円、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農林水産施設災害復旧事業403万9,000円、以上が令和6年度への繰越明許費でございます。

続きまして、予算書6ページ、第3表債務負担行為補正について説明をいたします。

まず、追加された事項について説明いたします。

事項、馬根小学校教職員住宅のリース料、期間、令和6年度から令和21年度まで、限度額6,363万円とするものであります。

事項、自治体システム標準化に伴う移行経費負担金、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額1,084万6,000円とするものであります。

次に、変更された事項について説明いたします。

きび不作対策利子補給費、変更前の期間、平成27年度から令和6年度まで、限度額9万6,000円を、変更後の期間、平成27年度から令和5年度まで、限度額を3万3,000円とするものであります。

次に、定住促進住宅のリース料（阿三団地）、変更前限度額1億8,915万2,000円、変更後限度額1億8,925万7,000円、定住促進住宅のリース料（阿権団地）、変更前の限度額9,195万2,000円、変更後限度額9,200万4,000円、定住促進住宅のリース料（小島団地）、変更前限度額4,560万5,000円、変更後限度額4,573万1,000円とするものであります。いずれの定住促進住宅のリース料についても、期間の変更はございません。

次に、予算書7ページをお開きください。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の補正についてご説明いたします。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額2億9,970万円を2億3,780万円に改めるものであります。

7、学校教育施設等整備事業債、限度額3,700万円を1億1,750万円に改めるものであります。

13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額370万円を90万円に改めるものであります。

補正前限度額合計9億9,277万1,000円を補正後限度額合計10億857万1,000円とするものであります。いずれの起債におきましても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還がある。に変更はございません。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明いたしました。ご審議賜りご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第18号について質疑を行います。

○8番（岡林 剛也議員）

令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

予算書15ページの町債、公営住宅施設整備事業債6,190万円減額になっております。これは歳出41ページに載っていますけれども、この詳しい中身の説明をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

12節委託料、14節工事請負費とも、令和6年度交付国費が全額割り当たられたことにより、令和6年度事業で行うための減額補正であります。

○8番（岡林 剛也議員）

すいません、もう一度、ちょっとかみ砕いて説明していただけますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

まず、委託料です。一応、阿三カシナトウ団地の設計委託料を見込んでいたんですが、これを839万5,000円の減額にしています。あと工事請負費、予定では阿三カシナトウ団地既存住宅の解体撤去、敷地整備、2,080万の減額、公営住宅建設工事費として糸木名団地の改修工事を見込んでいましたが、3,600万円の減額をしておるところでございます。その理由として、令和5年度の交付国費額が全て割り当てられたためによる令和6年度事業で行うための減額にしております。

○8番（岡林 剛也議員）

予算がついたために、この事業債をもう使わないで落としたという理解でよろしいですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

そのとおりでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

19ページの長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業、これ、当初予算で負担金補助及び交付金、当初予算では100万円ついていたと思います。これは進出企業に町から100万円補助するという予算だと思いますけれども、この16万7,000円というのはどういったものでしようか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

16万7,000円の積算根拠につきましては、2月1日より新たにサテライトオフィスに入居されました企業に対して、100万円の上限に対して日割り計算した分の16万7,000円でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

52ページの農林水産施設災害復旧費、工事請負費403万9,000円、これについての説明をお願いいたします。

○耕地課長（稻田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

この災害復旧費は、昨年8月に、台風接近に伴う糸木名地区の災害復旧費でございます。

○議長（前 徹志議員）

よろしいですか。

○8番（岡林 剛也議員）

6ページ、債務負担行為の補正です。馬根小学校教職員住宅のリース料、令和6年度から令和21年度まで6,363万円となっていますが、私も昔から、あまりにも劣悪な環境にある職員住宅は壊すなり建て替えるなりしたほうがいいんじゃないのとずっと言っておりました。しかし、この間の一般質問のときにもありましたけれども、生徒のシミュレーションをしますと、小学校に限っていえば、令和12、13年度までに大体今の生徒数の半分近くまで減るんじゃないかという予測が立ちまして、それで、今さら住宅を造るのもいかがなものかなとも思っていました。しかし、これは民間資金等活用事業を利用して、PFI方式ですか、それでやるというたしか説明があったんですけれども、

ども、それで間違いはありませんか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、民間資金を活用したリース事業となります。

○8番（岡林 剛也議員）

普通は、教職員住宅なり学校関係の事業資金で、もし国の資金を活用した場合には、その用途以外には使えないというたしか縛りがあったと思うんですけども、このPFIの場合は、もし先生がいなくなった場合でも、普通に町の判断で住宅なり、もし空き家になる場合、そういうのは普通の一般市民を入れることもできるということですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今回計上していますこのリース住宅に関しましては、もちろん、教職員住宅として活用していく状況ではございますが、おっしゃるとおり、例えば、財産の移管で教育委員会から町に移管をして町のほうで活用するとか、国庫補助事業が入ればご指摘のとおり縛りがございますので、そういう面は配慮ができるかなと思ったところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

今回は馬根小学校ですけれども、その他の小学校の教職員住宅、特に校長・教頭住宅はどういった状況なのか、今、先生方はそこに住まわれているのかどうなのか、またお願ひします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

馬根小学校以外の校長住宅等においても、幾つか今は使用不可のところがございます。ただ、改修、建て替えを含めたときに考えたときには、岡林議員からありましたとおり、まずは馬根小学校、確かにこの前の質問の中でもありましたとおり、令和12、13あたりは半数程度ということでありましたので、こういった児童数の予測を見て減少傾向にあるところを重点的に住宅を整備したり、また、こういった教職員住宅を整備することで今民間のほうに入られている住宅に関しましては、結い結い留学のほうに活用できる、そういうところを重点的にしていく必要があるかなと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

この間の説明では、大体1件5万程度ですか、2件で10万、その15年というと大体1,800万ぐらいですか、差引き大体4,500万ぐらい程度はやっぱりかけて造っていくわけです。町の財政にも限りがあると思いますので、その辺も考慮して、特に劣悪な環境にある校長住宅、教頭住宅は改修していってほしいと思います。

続きまして、5ページです。繰越明許費、7款商工費の戦艦大和修復事業9,000万、これに関しては、クラウドファンディングで寄附を募ってやりましたが、どうしても足りない分が出てくると。その足りない分を町と出してくれるという大口の会社がありましてやっておったんですけども、これはもう入る見込みがついたのかどうかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

先週の金曜日に先方の理事会のほうで決定いたしまして、先方のほうに振込先等をお伝えし、また、今、事務手続に入っており、入金次第連絡が入る予定となっております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。また入金された折には議会のほうにも報告をお願いいたします。

その上、6、農林水産業費の農山漁村発イノベーション等整備事業ですけれども、この事業は、たしか令和4年9月の第3回定例会で最初は出てきたと思うんですけれども、当初、私たちは、事業者がアルコール依存症の方や障害者のある方たちを島外から島に呼び込んで農作業に従事させて農福連携を推進すると、たしかそういう理解だったんですけれども、これが先般の牧本議員の質疑でもあったように、いつの間にか全国から元受刑者の人たちを町内に呼び込んで、その作業に従事させると。私も初めて聞きましてびっくりして、その夜、何件か電話がかかってきました。「そんなことは聞いていない」と。面縄地区の方々なんですけれども。これはちょっと聞きたいんですが、こういう方々が面縄地区で働くと、皆さん、不安を抱えています。「そんな事業は本当にもうやめてくれ」と言わされました。こういう事業をする場合は、普通は集落と合意形成を得るために住民説明会やらそういうのが必須と思うんですけれども、そういうことはなされたのかどうかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、元受刑者を全国から集めてくる、言葉が独り歩きしてしまっている部分があるんですけど、こちらは法務省のほうからもう示されていることが、元受刑者の方々を労働力として使う場合に、そういったこともまずは農福連携に当たるということは法務省のほうからもう示されております。

その中で、何も重大犯罪を犯した方々を全て受け入れるとかという話ではなく、間違って罪を犯してしまった方々、例えば、例の話になるんですけど、居眠り運転で事故を起こし、人を誤って死なせてしまった方々、そういった方々も経験としてそういったものが残ってしまう。そういう方々の復帰の道として受け入れることができないかということで、法務省のほうから連携できないかということがありました。

また、福岡少年院のほうからも、そういった情報提供、まだ、我々のほうには。受け入れてくれということではなく、情報提供としてこういったことも農福連携に当たっていきますよと、そういった方々を受け入れる整備するにはどういったものが必要かといったことを、今、話し合いをしていく段階でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

誰と話し合いをしているのか分かりませんけれども、そういうことは、もしその話し合いが終わった後とかに地域住民、こういう事例は農福連携、いいことですけれども、やっぱり地域住民の理解を

得ないと、かなりあつれきとかが生じると思うんです。それで、今、この間の質問、質疑でもあつたが、集落座談会で軽く触る程度に触れているという感じなんすけれども、今後、その集落住民、面縄地区でありましたけれども、面縄地区でそのことに関して事業者と町とが、町と、あと住民と交わって話し合いをするとか合意形成を得るような努力をする気はあるのかどうかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

その件につきましては、面縄地区だけではなく、また、そういった方々の居住地となる場所も必要となりますので、そういったところではやる必要があると我々は考えております。また、そういった中にも法務省の方々、保護観察所の方々、保護司の方々、そういった方々の力も必ず必要となりますので、そういった方々に入っていただいて説明会は実施していく方向で今進めております。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、それは必ず行っていってほしいと思います。

それと、こういう、言葉は悪いですけれども、所得の低い方々、また、蓄えもない方々がもし町内に増加した場合、町財政、国保から介護、後期高齢者医療費への影響が考えられると思います。議案第13号、介護保険条例の改正の説明でもありましたけれども、介護保険に限っていえば、保険料は令和6年から令和21年までシミュレーションをするとどんどん段階的に上がっていくとなっております。そうなってくると、国民健康保険、後期高齢者医療費も段階的に上がっていくということは想像に難くないんですが、町は、一度に何人来られるか分かりませんけれども、そういう財政シミュレーションとかはなされたのか。また、来た方々が高齢化して働きなくなった場合、その面倒は誰が見るのが見えたことはあるのか。

12日のこの問題の特別委員会を行ったときに、私はその社長に質問いたしました。町とあなたの事業所は、そういう方々を全国から呼び込むのはいいでしょう。町長は交付金が増えるからいいと言っているみたいですけれども、しかし、人を呼び込んで最後まで面倒を見る覚悟があるのかと聞くと、何とその方は「そういう覚悟はありません」と言いました。じゃあ、この方々は最終的にどうなっていくんでしょうか。その辺を町長にお伺いします。

○町長（大久保 明君）

保護司の方々と話をしたら、思わぬ事件等で刑務所に行って帰ってきた方々のいろんな情報提供とかをやっている方々がいっぱいいるわけですけれども、その方々は、刑務所に行ってきたということは手帳の中にみんな書いてあるわけですから、どうしてももう働く場所がないということが、これ、昔から分かっているわけであります。そして、刑務所に行ったほうが、そこで一生を暮らしていくということであるわけですから、本当に思わぬ罪を犯していった方々は、アルコール依存症の方もそうですけれども、何とかやっぱり自分で再度働いて頑張っていこうという気持ちはあると思います。

これから激しい人口減少社会が出てくるわけですから、その中において農福連携は非常に有効な

手段になるということが明らかに結果として出てまいりましたので、そのことをブルー・スカイがやっていることの成果、鹿児島でやって、今、徳之島でやっていることは、結局、保護司会のほうからそういうオファーがあったわけです。ぜひ、そういう方々、真面目な方もいっぱいいると、そういう方々が働くような仕組みをつくっていただきたいということで、九州の法務省の責任者も来て協議をしたわけでありますので、犯罪を犯した方々がどのくらいの割合で再犯、出た後犯罪を犯すかというそのデータというのは詳しくは分かりませんけれども、そのように、これはデータを調べてまた報告しますけれども、意外と少ないのではないかというふうに感じております。ですから、刑務所において、いろいろ罪を犯して、立派に社会に出て別の地域で頑張ったというそういう話はよくあるわけですから。

例えば、今、刑務所の話をしましたけれども、外国においては、いろんな統合失調症の方々が社会参加してくると、そのことに関しては日本でも、ちょっと話がずれますけれども、非常に偏見があった中で、現実はそうではないということなどを証明されておるし、イタリアでは精神科病院を廃止するとか、それから、多くの受刑者の方々も社会参加しているという例がありますので、それもまたいろいろ研究しながらやっていくということであります。

話はちょっとずれますけれども、非常に人口増加のとき、何回か申し上げましたけれども、ハンセン氏病の方々は指がちょっと曲がっているとか変形があるということで、一生を離島の島とかああいうところでやってきた方々は、今、社会参加したいけれども、する気がないというふうな意見が多数だと思います。ですから、障害者じゃなくて犯罪、軽い犯罪を犯して、重くない犯罪を犯して社会に参加できないということは、これはやはり地域が（発言する者あり）いや（発言する者あり）ですから、私はこのことには非常に先駆的な形での可能性があると思っていますので、今回、総務省の方々が来て、ブルー・スカイと連携を取ってやっていこうということは、やはりこれから日本の地域の在り方、今までのそういう人たちは犯罪者だという先入観をある程度取り除いていくと、みんなが再度チャンスができるということを広げていく社会になると私は思いますし、また、それに向かって、人が罪を犯してもそのことを一生、肩に背負っていく中で社会参加して、社会に貢献していきたいという気持ちは必ずあると思っていますので、その辺をどのようにうまく私たちもやっていくと。地域の集落の方々とも連携を取ってやっていくと。彼らが本当に農業して生産に関わっていけば、それほどうれしいことはないと思いますので、そういうチャンスも含めて。確かに凶悪犯という方々はいると思います。そういう方々はもう選別されるわけですから、刑務所の中から。刑務所にいる方々と、それから保護司の方々が、その辺のその方が社会参加できるかどうかという判断もできると思いますので、そういうことも含めてやっていく時代になるのではないかと思っております。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時02分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（岡林 剛也議員）

先ほどの町長の答弁には私の質問したことに答えられていないと思いますけれども、町の財政に与えるシミュレーションは立てているかという質問もありましたが、これに関しては、何人ぐらい来るのかという具体的な数字も分からぬだろうし、シミュレーションを立てるのも難しいかと思います。しかし、呼び込んだ人たちが最終的にどうやって、誰が面倒を見るのか。やはり町も一緒になってこの事業を進めていくわけですから、町も責任を持って見ていかないといけないと思います。事業者は、この間の会議では面倒を見る気はない、私はそう受け取りました。

そこでまた再度お伺いします。もし、この方たちが働きなくなつて、島外から來るので、当然、身寄りもいない。そういう人たちの面倒は、最終、誰が見ることになると思うのか。再度お伺いします。

○町長（大久保 明君）

これらを簡単に言ってみると、その方々が伊仙町内で自分の人生を終えるということであれば、家族の方々と相談して、寝たきりになった場合にどうするかとか、それから急変した場合にどうするかということなども、前もって話をしていくかなければなりません。

働きなくなつたら施設に入るということは、そういう方々を含めて、高齢者の施設は、今後、今 の施設では足りなくなる可能性があります。今、地方もこれから人口が減っているからということで、我々が幾らこれから高齢者施設を造っていくとか、ケアハウスとか言つても、国は人口が減つていて中でそれは無理だという話をしていますけれども、そうであれば、人口が増えていくのであれば、施設を造つてもらえるんですかという話になります。そうしたら、そういう政策を立てていく。元気なときは施設はいりませんけれども、いずれ高齢者が施設に入るとなると、そういう方々をケアするための施設も含めて、今後、私はいろんなそういうことに関わっていきたいということも宣言しました。そうしたら、そこに働く人、若い青少年も帰つてくる。また、子どもが生まれてくるわけでありますので、そういう形での循環をつくっていくということが、これから地方が生き延びていくための大きな政策にしていけたらと考えております。

働く人が若い人たちも介護に関わっていく場合、例えば給与に関しては、本土並みにしないと、やはりなかなか帰つてこないと思いますので、そういう形の地域社会をつくっていくことが可能ではないかと思っております。

ですから、その方々が人生の行き場を失うというのではなくて、この町で受け入れていくということを、今、考えておりますので、その中に雇用が生まれるということも含めて、そういうあらゆ

る方々を受け入れていく自治体ということは、これからの中では大変重要な政策になるのではないかと思っております。

答えになったか分かりませんけど、今、急に言われて、そのように考えました。

○議長（前　徹志議員）

岡林議員、まとめてください。

○8番（岡林　剛也議員）

町長は、もうあと1年半しかいないんですけども、その後はそういう施設を造ってやっていくと言っていましたので、そういう方たちをどんどん引き受けて、最後まで面倒を見てやってください。

それと、こういう事業は、やはり町単独では限界があると思いますので、法務省、国とか、そういうところとかも財政負担の担保とか援助をお願いして、何とか国の後押しでやっているですから、やっていってほしいと思います。

それと最後に、やはり地域住民への説明会は必ず開催していただくよう要請して質疑を終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第18号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

議案第19号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明をい

たします。

予算書をお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額10億8,046万5,000円に歳入歳出それぞれ868万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億7,177万9,000円とするものです。

歳入について、予算書5ページをお願いします。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額9,761万3,000円に245万1,000円を増額し、補正後の額を1億6万4,000円とするものです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分の増額によるものであります。

5款国庫支出金1項4目出産育児一時金臨時補助金は、補助金額確定に伴い5,000円を減額し、補正後の額を2万5,000円とするものであります。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、実績及び見込額の減額により636万円を減額し、補正後の額を8億5,068万円とするものであります。

5ページから6ページ、10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、主に保険基盤安定繰入金の確定による減額及び職員給与等繰入金の減額により477万2,000円を減額し、補正後の額を1億1,036万8,000円とするものであります。

次に、歳出につきまして、7ページ。

1款総務費1項1目一般管理費、補正前の額964万9,000円から250万4,000円を減額し、補正後の額を714万5,000円とするものです。主に会計年度任用職員の報酬等の減額、8節旅費において会議及び研修会をウェブでの出席により減額しております。

同款2項1目賦課徴収費、補正前の額341万9,000円から14万7,000円を減額し、補正後の額を327万2,000円とするものであります。

予算書7ページから8ページ、同款3項1目運営協議会費、補正前の額16万円から委員報酬及び費用弁償6万9,000円を減額し、補正後の額を9万1,000円とするものです。

2款保険給付費4項1目出産育児一時金は歳入確定に伴う財源調整で、補正額の増減はありません。

同款7項1目傷病手当費は実績により70万円を減額しております。

3款国民健康保険事業費納付金の1項から3項までは財源調整で、補正額の増減はありません。

9ページから10ページ、6款保険事業費1項2目保険指導事業費3目医療費適正化対策経費は、実績見込みにより396万6,000円を減額し、補正後の額を814万8,000円とするものです。

同款2項1目特定健康診査等事業費についても実績見込みにより130万円を減額し、補正後の額を896万円とするものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第19号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第19号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第20号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億1,337万9,000円に歳入歳出それぞれ146万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億1,191万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款国庫支出金2項1目調整交付金は、地域支援事業の所要見込額の減額等に伴う調整交付金負担割合分1万5,000円の減額と、会計内差額調整分28万3,000円の減額、合計29万8,000円減額するものです。

3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業も所要見込額の減額等により国庫負担割合分6万円減額し、補正後の額を377万4,000円とするものです。

4目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外についても、所要見込額の減額により、国庫負担割合分35万円を減額し、補正後の額を569万7,000円とするものです。

3款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金、こちらについても所要見込額の減額により、支払基金負担割合分8万1,000円減額し、補正後の額を509万4,000円とするものです。

4款県支出金2項2目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業及び3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外も所要見込額の減額等により合計21万2,000円減額し、補正後の額を534

万6,000円しております。

予算書5ページから6ページになります。

5款繰入金1項2目地域支援事業費繰入金についても、所要見込額の減額により総合事業分と総合事業以外分の合計21万2,000円減額し、補正後の額を521万円とするものです。

4目その他繰入金は、事務費の減額により24万9,000円減額し、補正後の額を1,656万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書7ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、ハイブリッド開催による旅費の減額等により、補正前の額387万2,000円から24万9,000円減額し、補正後の額を362万3,000円とするものです。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、3目地域密着型介護サービス給付費へ494万5,000円の組替えを行うものです。

9目居宅介護サービス計画給付費は、所要額の減額を見込み、他項目へ組替えのため206万3,000円減額しております。

予算書7ページから8ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、所要額の増額を見込み、2款1項9目居宅介護サービス計画給付費から1目介護予防サービス給付費が40万2,000円、7目介護予防サービス計画給付費が6万円、合計46万2,000円組替え増額し、補正後の額を1,743万6,000円としております。

4項高額介護サービス等諸費も2款1項9目から116万8,000円組替えし、補正後の額を2,307万9,000円とするものです。

6項特定入所者介護サービス費についても、2款1項9目から43万3,000円組替えし、補正後の額を3,830万2,000円とするものです。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費は、主に短期集中リハの減額により、合計21万6,000円減額し、補正後の額を858万5,000円としております。

2項一般介護予防事業12節委託料など、事業の執行残として8万7,000円減額し、補正後の額を1,042万3,000円とするものです。

予算書9ページから10ページになります。

3項包括支援事業任意事業費について、主に各目における事業の執行残として91万円減額し、補正後の額を1,479万4,000円とするものです。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第20号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第20号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

議案第21号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額2億1,151万4,000円に歳入歳出それぞれ1,983万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,167万9,000円とするものです。

歳入について、5ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料について、収入見込額の減額に伴い309万5,000円を減額し、補正後の額を3,773万2,000円とするものです。

2目普通徴収保険料についても、収入見込額の減額に伴い13万9,000円を減額し、補正後の額を898万円とするものであります。

3款繰入金1項一般会計繰入金について、1目事務費繰入金から4目の保険事業費繰入金まで、実績の確定や収入見込額の増減額に伴い計1,605万3,000円を減額し、補正後の額を1億3,982万4,000円とするものであります。

5款諸収入4項1目健康診査事業収入において、補助額確定に伴い1万1,000円を減額し、補正後の額を126万円とするものです。

次に、歳出について、予算書6ページ。

1款総務費1項1目一般管理費、補正前の額358万8,000円から45万8,000円を減額し、補正後の額を313万円とするものです。主に各種研修にウェブでの出席により旅費の減額及び実績による減額であります。

同款2項1目賦課徴収費は、実績により8万4,000円を減額し、補正後の額を32万4,000円とする

ものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額2億499万8,000円から1,929万4,000円を減額し、補正後の額を1億8,570万4,000円とするものです。実績及び見込額による減額であります。

3款保険事業費1項1目健康診査事業費は歳入確定に伴う財源調整で、補正額の増減はありません。

4款諸支出金2項1目一般会計繰出金は差額調整で2,000円減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第21号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第21号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

議案第22号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額1億3,725万3,000円に歳入歳出それぞれ276万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,449万円とするものです。

歳入について、5ページをお開きください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料において、補正前の額4,809万2,000円から661万3,000円を

減額し、補正後の額を4,147万9,000円とするものであります。主にスイミング月会費の減額によるものであります。

2款繰入金1項1目繰入金において、補正前の額7,700万4,000円に443万円を増額し、補正後の額を8,143万4,000円とするものであります。運営繰入金の増額によるものであります。

4款諸収入2項1目受託事業収入において、補正前の額363万円から58万円を減額し、補正後の額を305万円とするものであります。保険事業収入の減額によるものであります。

歳出につきまして、6ページから7ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費の1節報酬、3節職員手当等、4節共済費については、それぞれ会計年度任用職員分の実績及び見込額に伴う減額であります。

8節旅費54万3,000円についても実績に伴う減額であります。

10節需用費85万1,000円については、主に燃料費の増額によるものであります。

12節委託料73万円の減額は、システム用パソコンの購入費用分を減額しております。

13節使用料及び賃借料44万1,000円の減額は、主に教室プログラムを使用しなかったための減額であります。

2款1項1目健康増進事業費は、元気はつらつ・ゆめサロンの実績見込みによる4万8,000円の減額であります。

3款1項1目文化事業費において、イベントの中止に伴い減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第22号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第22号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第23号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第23号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。上水道事業会計補正予算書1ページと2ページ目の補正予算実施計画書に伴って説明いたします。まず1ページ目、第2条、収益的収入及び支出の補正について説明いたします。

収益的収入、第1款水道事業収益、既決予定額3億813万1,000円から213万円を減額し、3億600万1,000円とするものです。内訳といたしまして、2ページ目、1款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益213万円の減額。理由といたしまして他会計負担金の減額となっております。

次に、収益的支出について、1ページ、第1款水道事業費、既決予定額3億427万1,000円から213万円を減額し、3億214万1,000円とするものであります。内訳といたしまして、2ページ目、1款水道事業費用1項営業費用の増減によるものであります。主な理由といたしまして、1目原水浄水費におきまして動力費の減額、2目排水給水費は修繕費の増額、3目総係費は職員の異動に伴う給与、法定福利費300万円の減額等によるもので、こちらは1ページ目の第5条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費で計上しております。

以上のことにより、水道事業収益と水道事業費用を共に既決予定額からそれぞれ213万円を減額補正し、収入と支出の差引きで386万円の利益が生じる予定となっております。

また、先ほど説明いたしました職員給与費の減額補正についても、併せてご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

以上、令和5年度上水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

○議長（前 徹志議員）

議案第23号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第23号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第7 議案第24号 令和6年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第8 議案第25号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第9 議案第26号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第10 議案第27号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第11 議案第28号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第12 議案第29号 令和6年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算、日程第8 議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第9 議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第10 議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11 議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第12 議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題とします。

本件については、当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算審査特別委員会審査報告。

審査期間は令和6年3月7日から13日まで4日間でした。

去る3月5日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、令和6年度伊仙町一般会計他5特別会計予算が当委員会に付託されました。

3月7日から13日までの4日間、本特別委員会において慎重に審議いたしました。

まず、3月7日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む13名で令和5年度繰越明許予算並びに令和6年度当初予算に関わる主な箇所について現地調査を行い、担当課長をはじめ担当職員から詳細な説明を受けました。

調査場所は、現在修復工事が進められている戦艦大和慰靈塔、伊仙町堆肥センター、商業港として要望活動を行っている面縄港、農山漁村発イノベーション等整備事業により整備が進められている面縄地区、完成に向け着々と工事が進められている喜念小学校までの全5か所の調査を行いましたので、主な事項についてご報告と要望をいたします。

戦艦大和慰靈塔について。12月より修復工事をスタートし、慰靈塔全面積420m²に対し約半分となる200m²の研り工事や鉄筋補強を行い修復作業が行われていました。工事の進捗状況については、冬場特有の西風により多少影響は受けているものの、3月25日の工事完了を目指し工事を進めているとのことであり、事故などなく完成させ、来月の第57回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦

没將士慰靈祭が無事執り行われるよう要望します。また、今回の修復プロジェクトを通して収集した情報を活かし、慰靈塔建設に関わった方々や建設に至る経緯について、訪れた観光客が理解できるような看板設置などもぜひ検討すべきであると感じられました。そして、観光公園犬田布岬敷地内に併設された資料展示室についても、展示室として非常に分かりづらいことから、看板を設置し、大きく表示すること、また2階の屋根部分では一部腐食が始まっていたことから、早急な施設修繕を行い、施設管理についても条例にのっとった運営に努められるよう要望いたします。

次に、伊仙町堆肥センターについては、施設入口が陥没し、車の出入りに支障を来している状況であったため、早急な対応を求めます。また、積み上げられた牛ふんやケーキから排出される発酵液を二次活用し、新たな取組ができるか検討されるよう要望いたします。

次に、喜念小学校について、3月9日から10日にかけて予定される引っ越し作業が目前に迫り、現場では多くの作業員が動員され、工事を進めている状況がありました。令和6年度において、グラウンド改修工事及び旧幼稚園の解体工事が予定されているとの説明でしたが、以前より委員から要望のあった水はけ等、周辺民間への配慮を行うこと、過去2年間、体育館での運動会実施を余儀なくされてきたことを鑑み、事業の早期発注及び早期完成に全力で努めるよう要望いたします。

次に、3月8日から13日までの3日間、本議事堂で実施された当初予算審査特別委員会の室内審査において、委員より指摘や要望のあった主な重点事項についてご報告いたします。

令和6年度より新たに計上された保育士等修学資金貸与事業、看護職員等修学資金貸与事業は、本町の次世代を担う子どもたちにとってもすばらしい取組であり、いち早く町民へ周知するとともに、事業活用の促進を図ること。

サテライトオフィス事業及び集落活性化推進事業における施設管理委託料については、伸び悩む施設の利用状況を踏まえ、町民・町外企業などへさらなる利用を促し、収支バランスの取れた施設運営に努めること。

また、地域コミュニティーバス事業委託料についても同様に、地域間での利用実績に応じた運行を検討するなど、業務内容の合理化を図ること。

その他各種事業においても費用対効果をしっかりと検証した上で事業遂行に努めること。

令和5年度末をもって、直売所百菜、現事業者との指定期間満了に伴い、令和6年度より直営での運営となる。過去の運営状況を鑑みても非常に厳しいことが予測されるが、これまで以上に農家との連携を図ることはもちろん、徹底したコスト削減、経費の圧縮を行い、町財政を圧迫することのないよう運営に努めること。

がんばる集落支援事業について、令和5年度実績を踏まえ、令和6年度では5集落分の予算措置であるが、さらなる事業活用を促進し、町内各集落の実情に応じた審査や支給の見直しと事業申請手続の簡素化を検討すること。

令和5年度よりマイナンバーカードを利用してコンビニでの各種証明書等の発行が可能となって

いるが、その中で取得できるものと取得できないものについて、誰もが理解できるような詳細な告知を行い、利便性向上を図ること。

プレミアつき商品券発行事業について、現在、本町商工会会員数151事業所のうち31事業所がスタンプ会に加入している店舗のみが当該事業の対象事業者となっているが、少しでも多くの商工会会員事業者が恩恵を受け、地域経済の活性化につながるよう努めること。

令和6年度より始まるクリーンセンターの基幹改良工事に伴い、今後一層ごみ減量化に向けた施策が重要となってくることから、徹底したごみ分別の取組や、これまで女性連の協力を得て進めていた生ごみ堆肥化の取組も強力に進められるよう要望いたします。

以上が主な事項であり、指摘された事項については真摯に受け止め、尽力されるよう申し添えます。

また、当特別委員会審査において、一部委員より一般会計予算に計上された6款1項23目国内肥料資源活用総合事業に関し、3月5日の本会議において、議案第15号「伊仙町辺地総合整備計画の一部変更」が否決されたことにより、堆肥センター改修工事が実施不可能になったこと。さらに執行部、町長との間にも信頼関係も希薄で不協和音が生じており、堆肥センターの管理運営から鑑みても慎重に期する必要があるとの理由から、同予算を削除した修正動議が提出されました。

一部委員会からは、肥料が高騰し、農家の生計が逼迫している現状を鑑み、早急に事業を進めること、また、財源に関して、総事業費約4億円の内訳として約2億円が国庫負担金、1億9,700万円に辺地債を充当し、その辺地債の約8割が普通交付税として町へ戻ってくるため、最終的に町の負担分が約4,000万で事業が実施できることなど、相反する意見が出されたが、賛成多数によって一部修正案が可決されました。

審査の結果、令和6年度伊仙町一般会計予算は修正可決、その他5特別会計予算は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました、令和6年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算についての審査結果の報告といたします。

令和6年3月15日。令和6年度当初予算審査特別委員長、杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これで、委員長報告を終わります。

これから、議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

○1番（井上 和代議員）

当初予算審査特別委員長の報告について質問いたします。

堆肥センター改修工事、実施不可能になった。さらに執行部、町長との間に信頼関係も希薄で不協和音が生じており、堆肥センターの管理運営から鑑みても慎重に期する必要があるとの理由から、同予算を削除した修正動議が提出されましたということなんですか、この部分、委員長のほうはどういうふうにお考えでしょうか。

○当初予算審査特別委員長（杉山 肇議員）

お答えします。

この報告書という内容の性質上、委員一人ひとりの意見を尊重し、あつた全ての事実を記載するように考えておりますので、その辺、理解いただければ幸いと思っております。

○1番（井上 和代議員）

これは執行部のほうにも質問していいんですよね。こちらのほうにもありますように、執行部、それから町長との間に信頼関係も希薄でということなんですかけれども、町長、この辺のほうはいかがお考えになっていきますでしょうか。

○町長（大久保 明君）

この文章を見て、全く驚いております。執行部の、ある課長が、今から8年ほど前、ミカンコビバエが発生して、いろんな板を各森林の中に置いて、それを吸着するような事業を土日でやっておりましたけれども、私は、朝よく走るので、走っておりましたら、奥の山のほうから、ある職員が出てきて、このプレートをずっと張っていたというのを目撃いたしました。職員が、日曜日、朝早くからそういうことを1人でやっているということに大変驚きました。

そういう中で、伊仙町の職員は一生懸命やっているなという思いがありまして、今回、執行部と町長との間に信頼関係も希薄で不協和音が生じているというのを見て、全く驚いております。具体的にはよく分かりませんけれども、これが反対の理由だとしたら、何の理由にもならないと思います。ですから、これは今後、これだけの国、県に対してのいろんな補助金、3億6,000万円近くをどぶに捨てたと同じような状況になったわけであります。そのことは深く考えないと、これは県、国からものすごい信頼を失うことになりました。

今から私は去りますけれども、これは国が公募して、多くの中から推薦された伊仙町の最大の事業でありました。それをいとも簡単に否決したことに関して、本当に驚いております。これは町民の方々も聞いていると思います。このようなすばらしい事業を何のために否決したか、再度、皆さんにお伺いしたいと思っております。そうでなければ、これは県議会議員から皆さん驚いておりました。知事においては怒り狂うんじやないかとすら私は思っております。ですから、そういうことも含めて、今回のこの判断に関しましては、私は大変残念な気持ちであります。

今、7つぐらいの自治体が公募で上がっております。その中の公募の自治体が引いた場合は何とかなる可能性もありますけれども、非常に難しい状況であると思っております。

今回、このような形で、なぜ否決をしたのか、全く理解ができない状況であります。ですから、町民の方々も、恐らくこのことに関しては、すごい怒りを持っていると思いますので、その辺の覚悟を持って、伊仙町議会、これからもしっかりと吟味しながら、本当の議論をしてやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島　盛秀議員）

令和6年度当初予算審査特別委員長報告に対して質疑をいたします。

今、町長からの答弁がありましたけれども、町長は自分で発言したことは全部忘れて、そして自分だけ興奮して、自分だけの意見を通そうとしている。このようにしか私には受け取れません。今回の議会の5日の日に、町長が突如として発表されたこと、こういうことは本当に伊仙町町民を全部困惑させております。なぜああいう発言が出たのか。

○議長（前　徹志議員）

美島議員、委員長報告に対しての質疑ですので、町長の進退問題ではありませんので。

○14番（美島　盛秀議員）

これを言わないと、委員長への質問もできないわけ。町長が、議会の中に数名のネガティブな議員がいると、この発言が始まりなんです。だから、議会を信用しないでおって、町長の言う予算が認められますか。委員長、このことを十分、委員長も分かっていると。

○議長（前　徹志議員）

美島議員、特別委員会ではありませんので。

○14番（美島　盛秀議員）

何でそんな。内容を確認しているだけのことよ。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午後　1時52分

再開　午後　2時08分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、令和6年度伊仙町一般会計予算の採決を行います。

議案第24号に対する委員長報告は修正案可決です。まず、本案に対する美島議員他1名以上から提出された修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、美島議員他1名以上から提出された修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案可決することに決定しました。

これから、議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第25号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第26号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第27号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

これから、議案第28号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第28号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第29号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第29号、令和6年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

△　日程第13　陳情第3号　自衛隊誘致に関する陳情について

○議長（前　徹志議員）

日程第13　陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情についてを議題といたします。

杉山総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情についての審査報告を行います。

去る3月7日、令和6年度当初予算審査特別委員会現地調査終了後、議会委員会室において総務文教厚生常任委員6名、経済建設常任委員6名、事務局2名出席の下、慎重に審査を行いました。

同陳情は、日本の国防の要である自衛隊組織において、我が徳之島には自衛隊に関連する施設がいまだ設置されていない状況の中、徳之島は九州本土と沖縄を結ぶ海路・空路の中継拠点として最適な位置にあり、昨年からは自衛隊演習の拠点としても活用されていることや、奄美諸島は台風などの自然災害常襲地帯であることからも、自衛隊の常駐は大きな意義を持つとの考えがありました。

よって、昨今の国際情勢や我が徳之島の地理的重要性を国として再認識していただき、南西地域における中継拠点としての空港・港湾などの機能強化整備や物資・資機材の補給拠点施設などの整備推進を図る必要性が感じられます。

当委員会における審査の結果、陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、各省庁へ送付されますよう申し入れます。

令和6年3月15日。総務文教厚生常任委員会委員長、杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情についてを採択します。この採択は起立によって行います。

陳情第3号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第3号、自衛隊誘致に関する陳情については採択するものと決定しました。

△ 日程第14 発議第1号 徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第14 発議第1号、徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書を議題といたします。
提出者より意見書について提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

提案理由の説明をいたします。

発議第1号、徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書について、提案理由の説明をいたします。

徳之島は九州本土と沖縄を結ぶ海路・空路の中継拠点として最適な位置にあり、昨年からは自衛隊演習の拠点としても活用されていることや、奄美諸島は台風などの自然災害常襲地帯であることからも、自衛隊の常駐は大きな意義を持つと考えます。

よって、昨今の国際情勢や我が徳之島の地理的重要性を国として再認識していただき、南西地域における中継拠点としての空港・港湾などの機能強化整備や物資・資機材の補給拠点施設など整備の推進を図るため、皆様のお手元にお配りしております意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、関係する省庁へ意見書を送付されるよう求めるものであります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書を採択します。

お諮りします。発議第1号、徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号、徳之島に於ける自衛隊関連施設整備に関する意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第1号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係各省へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第1回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 牧 本 和 英

伊仙町議会議員 佐 田 元

